

2024年度に向けた政策制度要請の地域労福協共通項目と各自治体の回答

【2024年度に向けた政策制度要請の地域労福協共通項目】

1. SDGs（持続可能な開発目標）

- SDGsの達成に向けて、協同組合や労働組合、労働者福祉に関わる団体などが連携し、地域における貧困・格差・福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組み、持続可能な社会づくりに向けて役割を発揮するために行政による支援を強化すること。
- 労働者協同組合法が2022年10月1日に施行され、その積極的活用が期待されている「地方創生」や「地域共生社会」等の地域づくりの政策に労働者協同組合や社会的企業の果たす役割を積極的に位置づけて政策の推進と予算措置を講ずること。

2. 減災対策の強化

- 学校教育における防災教育は、大地震等の自然災害が発生した際、まず自分の身を守るために、危険を予想し回避する能力を児童・生徒に育成することが重要であることから、各学校における避難訓練は様々な発生場面を想定し、より体験的・実践的な避難訓練となるよう改善すること

3. 格差の是正・貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育・人材育成での機会均等と奨学金制度等の拡充・改善

- 市は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および諸学金制度の利用・返還に関する相談などの相談窓口の整備・拡充を図ること。
- 市は、国に対し、すべての人の高等教育を受ける権利を保障するため、高等教育の漸進的無償化と負担軽減に向けて、①大学等の授業料の引き下げ、②大学等修学支援法の対象拡大、③無利子奨学金の大幅な拡充、④奨学金返済者の負担軽減とする税制支援、など貸与型奨学金制度の改善を要望すること。

(2) 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- 市は、国に対し、改正生活困窮者自立支援法の施行後5年の見直しにあたり、①就労支援事業や家計改善支援事業の必須化、②居住支援事業への再編など支援メニューの拡充、③制度を支える相談支援員の雇用の安定と処遇改善、④公的な住宅手当制度(普遍的な家賃補助制度)の創設、等について、必要な法改正を速やかに行ない、制度の整備・運用改善を図るよう要望すること。
- 市は、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かし、一体的で切れ目のない支援を行うこと。
- 市の2024年度の予算編成にあたっては、生活保護費等の削減によることなく、生活困窮者自立支援制度をさらに強化するための予算措置を講ずること。

(3) 生活保護制度の改善

- 全国の生活保護申請は、長く続いた新型コロナウイルス禍の影響や物価高騰が重なり3年連続で増加している。2023年10月に施行が予定されている生活保護基準の改定にあたっては、現下の物価高騰の影響をふまえるとともに、低所得者層の消費水準と生活保護基準を比較する方法を改め、新たな検証方法を確立し、健康的で文化的な生活水準が確保できるように国に要望すること。

(4) 子どもの貧困。子育て支援の強化

- 2023年4月1日に「子ども家庭庁」が創設され、こども基本法を制定した。今後、都道府県は「こども大綱」を勘案して『こども計画』を作成するが、●●市は当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく「現在」の生活支援、経済的支援、教育支援、保護者の就労支援、等に取り組む基本姿勢をさらに明確化し、根本的な貧困対策の推進計画を作成すること。
- 将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが高校や大学等への進学をめざし受験に挑戦できるよう東京都の「受験生チャレンジ支援貸付事業」を参考に、支援制度の創設すること。
- 神奈川県保育施設の待機児童数は220人(2022年6月)と発表され、4年連続で減少している。一方で県は保育所等の整備を進め定員を拡充するとともに保育士不足の対応として保育士の処遇改善や現任保育士の就業継続支援、等の取り組みにより保育士確保に努めるとしている。●●市は、保育所等の整備や保育士の確保を推進すること

(5) フードバンク活動の促進

- 食品ロス削減や貧困問題の解決手段、そして地域コミュニティの再生などSDGsとも直結するフードバンクの活動は県内でも活発化している。●●市は農林水産省や消費者庁の施策、ならびに「神奈川県食品ロス削減計画」をふまえ、フードバンク団体の基盤強化(活動に必要な補助、事務所・倉庫・配送車両のインフラ整備への助成、人材育成)に向け、支援策を講じるとともに、●●市と関係団体が連携を図り、地域に根付いたフードバンク団体を開設すること。

4. 多重債務対策の強化

- 市は、多重債務者の早期発見と生活再建を可能とする行政・自治体の役割発揮し、成人年齢引下げに伴う多重債務対策や複合的な相談体制の充実・強化などを講じるとともに、政府の「多重債務相談強化キャンペーン」の充実を図り、多重債務防止の啓発活動など必要な対応を行なうこと。

5. 消費者政策の充実・強化について

- 多様化する消費者ニーズとDX化を想定し、消費生活相談員の育成をはじめ相談員確保の強化のための対策を重点課題と位置づけ取り組むこと。
- 民法の改正により、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ多重債務の低年齢化など社会問題に発展することが懸念されることから、若者を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」を強化すること。

6. 安心して暮らせる地域社会づくり

(1) 地域医療体制の充実・強化

- 持続可能な地域医療体制・病院の統合・指定医療機関や衛生研究所の体制・意思臨床研修の定員については、国の「地域医療構想」および神奈川県の「医療計画」等着実な推進のもと、検討されるべき内容であることから、地域医療構想等について将来的な課題等もふまえ、必用な意見を国や神奈川県に申し入れること。

(2) 介護従事者の確保

- 市内の介護事業所の深刻な介護職員不足に対応するため、介護職員等特定処遇改善加算に加えて独自の処遇改善に向けた予算を確保すること。
- 地域支援事業(統合事業)の介護予防・生活支援サービス事業価格は、介護保険法施行規則の一部改正(2021.4.1施行)により、市町村が設定できるように見直されたことから、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し、継続性のある事業を実施できるようにすること

(3) ヤングケアラー対策

- ヤングケアラー支援について理解を広げるため、県民に対して啓発活動の強化に取り組むこと。
- 自ら助けを求めない(求められない)ヤングケアラーを早期に発見できる体制を構築し、アセスメントを実施と必要な支援を行なうこと。
- ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みをすすめることで効果を発揮することから、神奈川県と市町村が連携を図り、その実態調査を進め、支援の態勢整備、人材育成、研修・啓発に取り組むこと。
- ヤングケアラーやその家族、専門職など、誰もがアクセスしやすい相談窓口を設置・可視化すること。
- ヤングケアラー支援については、NPOや福祉法人なども担えるようにすること。
- ヤングケアラー支援の取り組みは、県民に大きな不公平が生じないように、市町村の取り組みをリードし、バックアップすること。

(4) 人権が保障され共生する地域社会づくり

- 市は、「ヘイトスピーチ(差別扇動)」や「ヘイトクライム(差別的動機による犯罪)」を許すことなく、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりをめざし、ヘイトスピーチの規制を目的とした条例を制定すること。

7. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について

- ① 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、●●市は中小企業勤労者福祉サービスセンターや福祉共済団体が魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たせるように各中小企業勤労者福祉サービスセンターならびに福祉共済団体への支援・指導を強化すること。

8. 生活相談事業への支援について

- ① 市民が抱える生活課題の解消に向けて、労働団体が運営するライフサポートセンター「かながわ生活相談ネット」のチラシ等を●●市の施設に配架するとともに、行政広報誌に掲載するなど市民への情報提供を充実・強化すること。

9. 自治体提携融資制度の維持と学費支払い・奨学金返済困難者の融資制度支援について

- ① 中央労働金庫「自治体提携融資制度」を維持するとともに、3年に及ぶ新型コロナウイルス禍による収入減や物価高騰が重なり、学費の支払いが困難となる学生や奨学金返済困難者を対象に行政と金融機関との提携による支援制度を講じること。

以上

2024年度に向けた政策制度・地域共通項目の要請と回答

2023年3月31日 現在

地域労福協名	行政名	要請日	回答日	要請方法
横浜労福協	横浜市	2023年 8月30日	2023年 12月22日	地域連合と合同
川崎労福協	川崎市	2023年 8月21日	2023年12月26日	地域連合と合同
相模原地域労福協	相模原市	2023年 9月19日	2024年 1月25日	地域連合と合同
三浦半島地域労福協	横須賀市	2023年 10月 6日	2023年 12月 28日	地域連合と合同
	三浦市	2023年 10月 6日	2023年12月27日	地域連合と合同
	鎌倉市	2023年 10月 6日	2023年 12月13日	地域連合と合同
	逗子市	2023年 10月 6日	2024年 1月 6日	地域連合と合同
	葉山町	2023年 10月13日	2023年12月22日	地域連合と合同
湘南地域労福協	藤沢市	2023年 9月19日	2024年 2月27日	地域連合と合同
	茅ヶ崎市	2023年 9月19日	2024年 2月27日	地域連合と合同
	寒川町	2023年 9月19日	2024年 2月26日	地域連合と合同
西湘地域労福協	平塚市	2023年10月27日	2024年 3月22日	地域連合と合同
	秦野市	2023年10月30日	2024年 2月20日	地域連合と合同
	伊勢原市	2023年10月31日	2024年 2月15日	地域連合と合同
	大磯町	2023年11月 2日	2024年 1月22日	地域連合と合同
	二宮町	2023年11月 2日	2024年 1月31日	地域連合と合同
小田原・足柄地域労福協	小田原市	2023年10月30日	2024年 1月31日	地域連合と合同
	南足柄市	2023年10月31日	2023年 12月13日	地域連合と合同
	松田町	2023年11月 2日	2024年 3月22日	地域連合と合同
	開成町	2023年11月 2日	2024年 1月30日	地域連合と合同
	大井町	2023年11月 2日	2024年 2月 7日	地域連合と合同
	山北町	2023年10月30日	2024年 5月 7日	地域連合と合同
	中井町	2023年10月30日	2024年 1月10日	地域連合と合同
	箱根町	2023年10月31日	2024年 3月 5日	地域連合と合同
	真鶴町	2023年10月31日	2023年12月21日	地域連合と合同
湯河原町	2023年10月31日	2024年 2月 8日	地域連合と合同	
県中央地域労福協	座間市	2023年11月16日	2024年 3月 8日	地域連合と合同
	海老名市	2023年11月16日	2024年 1月30日	地域連合と合同
	大和市	2023年11月16日	2024年 1月19日	地域連合と合同
	綾瀬市	2023年11月16日	2024年 1月10日	地域連合と合同

厚木愛甲地域労福協	厚木市	2023年10月31日	2023年12月28日	地域連合と合同
	愛川町	一年一月一日	一年一月一日	要請せず
	清川村	一年一月一日	一年一月一日	要請せず

1. SDGs（持続可能な開発目標）

- SDGsの達成に向けて、協同組合や労働組合、労働者福祉に関わる団体などが連携し、地域における貧困・格差・福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組み、持続可能な社会づくりに向けて役割を發揮するために行政による支援を強化すること。
- 労働者協同組合法が2022年10月1日に施行され、その積極的活用が期待されている「地方創生」や「地域共生社会」等の地域づくりの政策に労働者協同組合や社会的企業の果たす役割を積極的に位置づけて政策の推進と予算措置を講ずること

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	<p>（健康福祉局） 申請された方が初回支給までの生活費等にお困りの場合には、速やかな保護の開始に努めています。「生活保護のしおり」には、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と記載しており、区生活支援課では、相談者から生活保護申請の意思を必ず確認し申請意思を表明された方には速やかに申請書を交付して申請手続きを支援しています。また、扶養照会については、国の通知に基づいて適切に行っています。</p> <p>（温暖化対策統括本部）（環境創造局） 現在、市内には7か所の水素ステーションが整備されておりますが、今後も関連事業者と連携して積極的に整備促進を図ってまいります。また、令和5年8月に設立した「横浜脱炭素イノベーション協議会」などを通じ、企業の皆様等と連携して水素など次世代エネルギーの供給・需要の拠点形成を目指してまいります。</p> <p>（温暖化対策統括本部）（環境創造局） 地球温暖化対策については、横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者等の皆様と連携しながら、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進していきます。また、本市では、令和4年度末時点で337の公共施設に太陽光発電設備を導入しています。「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」では、2030年度までに設置可能な公共施設の約50%に太陽光発電設備を導入することを目標に掲げており、引き続き、目標達成に向けて取組を進めていきます。</p> <p>（資源循環局） 「横浜G30プラン」以降、現場職員をはじめ当局職員が一丸となって家庭ごみの減量化・資源化に向け、様々な取組を行ってきた結果、大きな成果を上げることができました。「ヨコハマ3R夢プラン」はもちろんのこと、現在作成している新たな「一般廃棄物処理基本計画」においても、こうしたG30で培った協働を礎として、取組を進めることが重要であると考えています。家庭ごみの収集については、この間、市民生活を支える重要なライフラインであるという認識に立って、民間事業者とのすみ分けを行いつつ、災害時や、民間事業者が業務を履行できなくなった際などの不測の事態への対応についても考慮し、現在の体制を構築してきました。この中で当局職員は、ふれあい収集や狭路収集、集積場所改善、地域防犯活動等を通じて、要援護者支援や救護活動など、きめ細かい市民サービスの提供に取り組んでいるところです。また、新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を与えていた中、収集事務所間の応援体制の構築により乗り越え、結果としてコロナ禍であってもごみの収集・運搬・処理・処分を1日も欠かさず継続するとともに、市全体で対応する複数のワクチン接種会場の運営応援について、これまでと同様、積極的に取り組みました。さらには、令和4年の静岡市に続き、令和5年7月の大雨による秋田市への災害派遣についても、要請直後からすぐに派遣隊を編成する等、迅速に対応しているところです。これらはいずれも労働組合の協力、理解があって実現しているものであると認識しております。今後とも、職員が培った知識・経験を存分に活かし、これまでと同様に、多種多様な地域課題や市民の信頼とニーズに応え、セーフティネットの確立を図るとともに、プラスチック資源循環戦略の推進に向け、職員一人ひとりの意識をさらに高め、現場力を発揮することで、より質の高い市民サービスの提供を目指すなど、市民生活の「安心・安全・安定」を支える資源循環行政を進めていく必要があると認識しています。令和6年度は、市内でプラスチックごみの分別・リサイクルについて順次拡大していく等、当局としても新たな局面を迎えるとともに、全市民が脱炭素化に向けた行動変容のきっかけとなることから、本市としても重要な取組であると考えております。これらを円滑に進めていくためには、労働組合、局間での協力はこれまで以上に必要になってくるものと考えております。このような認識のもと、資源循環行政が自治事務であることを踏まえ、効率的・効果的な執行体制の確立に向け、引き続き、労働組合とも、誠意をもって話し合っていきたいと思っております。</p> <p>（資源循環局） 令和4年4月より、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立され、同法の規定に基づき、「プラスチック使用製品設計指針」が定められました。本指針では、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進するために、あらゆるプラスチック使用製品の製造事業者等の皆様が取り組むべき事項及び配慮すべき事項が定められています。横浜市においても、プラスチックごみ削減に向けた事業者の先進的な取組について、広く市民・事業者の皆様へ発信しており、今後も様々な機会を捉え、事業者を後押ししていきます。</p>
川崎 労福協	川崎市	<p>（経済労働局労働雇用部） 再就職支援といたしましては、就業支援室「キャリアサポートかわさき」では、専任のキャリアコンサルタントが職務経歴書の書き方や、面接対策等お一人おひとりのニーズに合った支援を行うとともに、ご希望に沿った求人を紹介する等、きめ細かな支援を行っております。また、合同企業説明会の開催をするなど、再就職等を希望する求職者と企業とのマッチングイベントも併せて実施しております。</p>

	川崎市	(健康福祉局生活保護・自立支援室) 昨年度に引き続き、だいJOBセンターにおいて、住居確保給付金について速やかな給付を行っている他、就職支援を含む生活の相談に応じております。
相模原 地域労福協	相模原市	さがみはらSDGsパートナー制度(SDGsの達成に向けた取組やSDGsの普及活動に取組んでいただける企業・団体等を登録する制度)に登録を頂いている971の企業・団体等へフードドライブの周知や、市職員による職場でのフードドライブを実施いたしました。 引き続き、市民、事業者及び行政のそれぞれが、食品ロスを発生させないという意識を定着させ、行動変容が伴うよう、広報活動に取り組んでまいります。
三浦半島 地域労福協	横須賀市	要請なし
	三浦市	要請なし
	鎌倉市	要請なし
	逗子市	要請なし
	葉山町	要請なし
湘南 地域労福協	藤沢市	③地域における求人と求職者のマッチングについては大変重要であると考えており、湘南域雇用対策協議会等において、地域における雇用状況について定期的に情報交換をしながら、雇用情勢に合わせた事業を実施しているところです。また、効率的な就職機会と人材発掘の場を提供することを目的として、ハローワーク藤沢及びハローワーク藤沢管内自治体(藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町)、県、商工会議所等と連携し、「湘南合同就職面接会」を実施しております。困難を抱えている若者やその家族に対しては、「ユースワークふじさわ」において専門のスタッフが就労相談や就労後の定着支援を行っており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施しているところです。引き続き、青少年課の実施している若者サポート事業やコミュニティソーシャルワーカー、民生委員といった地域で活躍する方々とも連携しながら、身寄りのない若年層や地域に潜在している就労が困難な若年層などへの就労支援、就労継続支援 施策推進してまいります。
	茅ヶ崎市	③正規雇用促進に向けた取組として、事業者と求職者のマッチングを進めるため就職面接会などを開催しており、次世代を担う若年層の参加も可能となっております。藤沢公共 職業安定所、藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、神奈川県及び商工会議所等と連携した「湘南合同就職面接会」では、令和4年度に5名の方が就職に結び付いております。また、平塚公共職業安定所と平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、二宮町、平塚商工会 議所と連携した「企業合同就職面接会」でも、令和4年度に15名の方が就職に結び付いております。 さらに、本市単独で「ちがさき合同企業説明会」を計3回開催し、4名の方が就職に結び付いております。そのほか、就労支援・相談として、茅ヶ崎市勤労市民会館において、キャリアカウンセラーやキャリアコンサルタントによる「若者のための地域出張相談～就活なんでも相談～」(神奈川県との共催)や「就職サポートコーナー」、「若年労働者のキャリア形成支援・相談」を実施しております。なお、心身の不調、借金、家庭環境、人間関係などが原因で生活困窮状態にある方に対する支援として、「生活自立相談窓口」を開設し、自立相談支援員及び就労支援員との連携の下、自立に向けた支援を実施しております。その中でも、ニートや引きこもりの状況にある若年層からの相談に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業により、経済的自立だけでなく、社会的、精神的な自立を目指し、コミュニケーション能力の向上などといった、就労の前段となる支援を実施しております。 今後も、事業者及び関係機関と連携し、若年層に向けた就労支援を実施するとともに、誰もが安心して安定した生活を送ることができるよう、切れ目ないきめ細かな支援をしてまいります。
	寒川町	若年層の正規雇用促進に向けた取り組みでございますが、国や県の取り組みについて広報やホームページで情報を発信するとともに、町内企業への企業訪問の際に広く働きかけてまいります。また若年層への就労支援については、ハローワーク藤沢及びその管内の3市1町(鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)と各商工会議所(商工会)が合同で実施しております「湘南合同就職面接会」を引き続き開催するとともに、地域若者サポート3ステーション等関係団体と連携し、就労支援・就労継続支援について検討してまいります。
西湘 地域労福協	平塚市	SDGsの達成については、様々な関係者が連携し、お互いに持続可能でWIN-WIN(サービスや事業の対象者も含めると「三方良し」となれる取組を展開することが重要です。このため、国が設置した地方創生SDGs官民連携プラットフォームに入会し、企業等とのマッチングや分科会への参加を通して、オンラインの活用も含めた情報交換や連携促進を図っているところです。 なお、令和5年度は、本市や地域だけで解決できない社会的課題を登録し、民間の解決策の提案を受けられる制度について、広く庁内に周知しました。 今後も、ウェブやSNSを活用したSDGsの普及・啓発に合わせて、当該プラットフォームに加え、課題解決に向けた仕組み・制度についても周知していきます。
	秦野市	生活困窮者等を対象に実施している食料支援は、SDGsの視点からも有効な施策と考えていますので、食料の調達から支援までを市内で実施できるよう、食料支援団体を支援していきます。 学校教育分野においては、SDGsに掲げられた目標の実現を念頭に、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得に努めています。令和5年度は、規格外野菜を学校給食に利用し、フードロス削減を目指した取組を行いました。今後も引き続き、目標全体を促した施策の取組みを推進していきます。 環境(特に、気候変動対策)分野に関しては、庁内の事務事業における組織横断的な執行体制の構築、庁外においては、脱炭素社会に向けた共同事業体(コンソーシアム)を構築し、社会課題の解決を協働で進めています。
	伊勢原市	令和5年度を始期とする市第6次総合計画におきましては、「暮らしやすさ実感都市」を将来都市像に掲げており、その実現は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの理念と重なるものと捉えています。また、総合計画に位置づける各施策に関連するSDGsのゴールを示し、総合計画とSDGsの関係性を明確にしており、総合計画の推進により、持続可能なまちづくりを進めることで、SDGsの実現についても寄与することとしています。
	大磯町	関係機関と連携し、支援策を引き続き検討してまいります。
	二宮町	SDGsに関する様々な課題を解決するためには、行政だけでなく様々な主体とのパートナーシップによる取り組みが重要であると認識しています。今後も労働団体をはじめとする各種団体の課題解決の取り組みに、町としても連携して取り組んでいきます。

<p>小田原・足柄 地域労福協</p>	<p>小田原市</p>	<p>神奈川県が取り組む「かながわプラごみゼロ宣言」賛同し、連携してプラごみゼロに向けて取り組んでいます。また、海洋プラスチックの問題については、海に面していない市町も含め地域全体で取り組んでいく必要があることから、令和4年2月に神奈川県西地域2市8町で、プラごみゼロ共同宣言を行いました。</p> <p>この宣言に基づき、河川や海岸等で行われるクリーン活動の推進、使い捨てプラスチック削減の啓発、海岸をフィールドにマイクロプラスチックを探し、海洋プラスチック問題を意識してもらう環境教育などを連携して行っています。</p> <p>今後も、多方面と連携し、海洋プラスチックごみ問題に取り組んでまいります。</p> <p>GXを通じて、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を実現するにあたっては、国の「GX実現に向けた基本方針」に基づき、新たに生まれる産業や成長分野への労働移行が円滑に進むように労働組合等の関係当事者との対話を通じて重層的なセーフティネットの構築を検討してまいります。</p> <p>地域経済の発展を促進するため、2市8町の観光連携を軸にしたかながわ西観光コンベンションビューローや神奈川県観光協会等に協力いただき、圏域の魅力を活かした広域的な情報発信及びPRに努めています。また、観光面でのIT化については、庁内の連携を強化し、既存の観光アプリ「小田原さんぽ」に、データ連携基盤を通じた地域ポイントアプリとの連携や位置情報を活用したルート案内機能の追加など、さらなる充実を図ります。</p> <p>重点地域スポットの魅力最大化については、令和4年度より導入した人流動向調査で得た周遊等の情報を小田原市観光協会や小田原・箱根商工会議所に提供し、連携することで、地域全体で取り組んでまいります。</p> <p>主な一次産業への支援として、農業については、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、交付金を交付するほか、研修生を受け入れた農家へ協力金を交付するなど、就農にあたっての支援を行っています。さらに、鳥獣被害の防止を図るため、協議会を通じ有害鳥獣の捕獲奨励金の交付や侵入防止柵などの購入費を補助するほか、農地維持を行う地域の農業者団体へ交付金を交付するなどして、農業を継続できる環境を整えています。また、水産業については、海洋科学高校の生徒を対象とした漁業体験実習を行うとともに、新規就業者獲得のため、国が行う漁業就業支援フェアや神奈川県等が主催する漁業就業セミナーに参加するなどの取組を実施しています。</p> <p>今後もこうした支援を継続するとともに、一次産業の置かれている状況を踏まえた支援を行うことにより、一次産業が持続可能な産業として営めるよう努めてまいります。</p> <p>学校給食については、教育委員会が実施している市内産活用倍増作戦と連携して、農業については市内産の農産物（玉ねぎ、里芋、なす、大根など）を、水産業については小田原漁港に水揚げされた地魚（イシダイ、アジ、ブリ、カマス、サバ）を提供する地産地消の取組を実施しています。</p> <p>主なブランド向上の取組として、農業については、梅、湘南ゴールドなどの協議会を通じてPR活動等を行うほか、レモンやミカンなどは、民間事業者と連携し商品開発等を行っており、小田原の特徴のある農産物に対し、販売促進などに向けた様々な取組を行っています。また、水産業については、漁師が選んだ四季の代表魚として、春はアジとブリ、夏はイセエビとサザエ、秋はヤマトカマスとサバ、冬はイシダイとヒラメの8魚種を選定するとともに、小田原漁港に水揚げされた地魚を使用して、短時間で簡単に調理でき、手軽に食べられる加工品を「小田原城前魚(しろまえずかな)」と認定してブランド化を図っています。</p> <p>今後も、一次産業における所得向上及び新規就業者確保に向け取り組んでまいります。</p>
	<p>南足柄市</p>	<p>(環境課) 当市を含む県西地域2市8町は、世界的な問題となっている海洋プラスチック問題に地域全体で取り組むことを目的に、「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を令和4年2月に行いました。本宣言を皮切りに、当市においては、住民への情報発信や小学生対象の環境教室の開催、河川清掃の実施など、プラごみの削減に向けて取り組んでいます。今後も周知、啓発に努めてまいります。</p> <p>(商工観光課) 国の動向を注視し適切な対応に努めてまいります。</p> <p>(商工観光課) 県、市と足柄上郡5町で構成する「あしがら観光協会」では、道の駅足柄・金太郎のふるさとに設置しているデジタルサイネージを活用し、広域での観光PRを強化しています。また、県、当市、小田原市と足柄下郡3町で構成する「西さがみ観光協議会」では、エリア内の魅力を伝えるYouTubeチャンネルを設け、観光面でのIT化を進めています。今後は、スポットの魅力を高めるため、GPSで収集したデータである県の「おでかけウォッチャー」を活用してまいります。</p> <p>(産業振興課) 農業の活性化に向けて新たな担い手の確保を目指し、市独自の参入基準の見直しや荒廃農地を再生する際の支援など、農業に参入しやすい環境を整えるとともに、新規就農者に対する支援策の拡充を検討してまいります。また、ブランド牛の「完熟堆肥」を活用して、地域農産物のブランド化事業に取り組み、販売の拡充を目指していきます。</p>

	松田町	<p>現在も行っている河川清掃やイベント等による啓発の一層の推進を図ります。</p> <p>GXの実現に向け、国の方針の下、政策が有用なものとなるよう、町自体が取り組む内容はもちろんのこと、管内民間事業者によるGXの推進に向け、周知等を図っていきます。</p> <p>県が収集しているデータの有効活用による地域づくりの戦略の立案や、2市8町における広域観光の推進ができるよう、調整していきます。</p> <p>町内における農業や林業は、産業としては極めて小さい規模であり、専業として事業展開させることは困難ですが、小さいながらも持続可能なものとなるよう、町の特性に合わせた施策を計画します。また、JA等との連携により、町立の幼稚園や小・中学校における給食において地元食材の活用が進むよう、調整していきます。</p>
小田原・足柄 地域労福協	開成町	<p>令和4年2月に表明した「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」に基づき、プラスチックごみの削減に向けた取組を推進しています。庁舎やイベント会場などでのペットボトル飲料の販売を取りやめ、一部公共施設にウォーターサーバーを設置しています。また、町民や町内企業などと協働で地域清掃活動を行う「かいせいクリーンデー」を年に2回設け、プラスチックごみの回収にも取り組んでいます。</p> <p>国や県との関係機関とも連絡を密に取り、関係産業等関係当事者からの情報収集を行っています。また、引き続き、ハローワークとの連携を深め、町ホームページで最新の求人情報を提供し、失業なき労働移動に努めていきます。</p> <p>あしがら観光協会や県西地域活性化推進協議会など広域的な枠組みで情報発信の強化を図る際に、GPSで収集したデータを基にした観光スポットPRサイトの作成を検討し、地域経済が発展する環境づくりを進めていきます。</p> <p>町にルーツを持つサトイモ「弥一芋」をブランド化し、生産団体、県、農協、大手小売業者との連携のもと、「開成弥一芋」として販売促進に努めています。弥一芋を含め、学校給食での町内産農作物使用の取組による生産者支援や地場農産物のPRにも力を入れています。また、酒米栽培など町農業振興に係る意欲的な取組に対し、町単独の補助金を支給しています。今後も一次産業の活性化に必要な施策を継続していきます。</p>
	大井町	<p>(生活環境課)</p> <p>県西地域2市8町では、令和4年2月にプラごみゼロに向けて取り組んでいくことを盛り込んだ「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を行い、使い捨てプラスチックの削減に向けた啓発、プラスチックごみに関する環境教育などを実施しております。また、自治会や町内企業等と連携し、町内河川付近のクリーン活動を毎年実施しております。これらの事業を引き続き実施していくとともに、関係機関と連携しながら使い捨てプラスチック製品の削減に向けて努めてまいります。</p> <p>(地域振興課)</p> <p>「GX実現に向けた基本方針」の推進に向けては、町内中小企業や関係機関等との対話・連携に配慮してまいります。また、「公正な移行」の具体化にあたりまして関係機関と連携のうえ啓発活動を進めてまいります。</p> <p>(地域振興課)</p> <p>足柄上地区1市5町で構成する「あしがら観光協会」や神奈川県西版DMO「かながわ観光コンベンション・ビューロー」等と連携し効果的な観光施策の推進を図るとともに、人流分析データ等を活用した広域的な人流を把握し、スポットの魅力の最大化に向け、施策検討を進めます。</p> <p>(地域振興課)</p> <p>引き続き、稼げる農業をめざし、農泊の推進をはじめ、農業体験等の交流体験事業の充実を図るとともに、新規就農者の確保・育成、更には移住・定住に向け就労支援等を推進します。また、若手就農者との情報交換会の場を確保し、給食やマルシェの開催等、販路拡大に向けた施策を推進します。更に、農・商工の連携による特産品開発を引き続き推進し、生産者の売上げ向上に向け、施策を展開していきます。</p>
	山北町	<p>プラスチックごみの削減については、令和4年2月22日に「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を2市8町共同で行っており、子ども向けの環境教室などのプラスチックごみの削減等を推進する活動を実施しています。今後も、宣言に基づいた活動を行っています。</p> <p>「GX実現に向けた基本方針の実施」にあたっては、町で実施可能な取り組みについて検証したうえで、必要に応じて山北町の環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示す「環境基本計画」等に織り込むなどの対応を検討します。</p> <p>2市8町の観光スポットやイベント情報を県ホームページ（県西地域県政総合センター商工観光課作成）にて公開しています。2市8町の枠にとらわれず、引き続き広域観光圏組織の連携を強化し、積極的な情報発信に努めるとともに、観光DXについて調査研究を進め、観光スポットの魅力化を図ります。</p> <p>農業支援助成金として、農業用廃ビニール等回収助成金、剪定枝処分助成金、柑橘類苗木導入助成金を継続して助成するとともに、令和6年度から新たに生分解性マルチ購入費用を助成します。また、町内の園・小中学校の給食に町内産の野菜等を可能な範囲で使用し、地産地消を図っています。</p>
	中井町	<p>県西地域2市8町でプラごみゼロ共同宣言を行い、啓発事業等を実施しております。引き続き、同事業を継続していくとともに、国や県と連携した取り組みを検討してまいります。</p> <p>Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の実現に向け、これを経済成長の機会と捉え、先端設備等の導入を図る事業者への支援による産業競争力向上と、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認可の対象としない等、雇用の安定に配慮しており、国や県等の関係機関と連携し制度を整えてまいります。</p> <p>足柄1市5町、県西2市8町で連携した観光誘客PRサイトの運営、SNSによる情報発信等により、地域内への誘客及び地域経済の振興に取り組んでいます。また、神奈川県において、2市8</p>

小田原・足柄 地域労福協	中井町	町エリアを未病の戦略的エリアとして位置づけ、周遊を目的としたデジタルスタンプラリーの実施など事業展開を図っており、当町においてもVRウォーキングやVRサイクリング機器の導入による県西地域のPR等を行っておりますので、今後も、県及び近隣市町と連携を図りながら、広域の枠組みの中で検討してまいります。 収穫体験事業を通じた「農」への理解向上を図りつつ、一次産業に対する物価高騰への町独自の支援補助を実施しております。また、ブランド化については、農業協同組合と連携し付加価値の高い魅力ある産出品づくりへと結び付け、売上の向上につながる事業展開を進めてまいります。なお、学校給食においては中井町産食材の活用を今後も継続し、地産地消に取り組んでまいります。
	箱根町	プラスチック使用製品廃棄物を生み出さないよう、引き続き4Rの取り組み（Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化））を周知するとともに、観光美化推進協会による主要道路、観光地帯等の清掃、各種団体の美化清掃によりプラスチックごみの削減に取り組めます。また、容器包装プラスチック・ペットボトル以外のプラスチックの分別収集について検討するとともに、ペットボトルについては水平リサイクルによる資源化に取り組んでまいります。 国や県、経済界など関係団体とともにGXの実現に取り組んでまいります。 観光地として引き続き観光資源の魅力を磨き上げ、地域経済の活性化に努めてまいります。 地産地消はSDGsや観光地としての魅力にもつながることから、一次産業の関係団体と連携していきたいと考えております。
	真鶴町	（総務防災課） 町としては、前者に経営資源を割く考えはありません。本来であれば、容器包装リサイクル法を改正し、ドイツのように厳しい規制をすべきだと町長としては考えています。ただし、公共施設におけるペットボトルの販売を禁止できないか、設置事業者と調整することを検討したいと考えています。 （政策推進課） 言葉が躍ることのないよう、着実にカーボンゼロに向けた取り組みで雇用や仕事が生まれる工夫を、主に上記の手法により考えています。 （産業観光課） 必ずしも携帯電話会社の情報に依存したGPS位置情報だけでなく、電子マネーやカーシェアリング等の利用などのPOS情報からも消費の動向はわかります。公民連携を模索し、地域に経済的還元をもたらす事業は、自律的に検討していきます。 （産業観光課） 何をどうすれば単価を上げ、労働生産性を向上できるか。これについては市場の中に答えはあるものと考えています。やみくもに行政主導で事業を行うのではなく、マーケティング的な手法により民間主導で模索して頂けるような支援を検討しています。
	湯河原町	（環境課） 現在、事業者へ委託し河川清掃を定期的実施しており、海岸においては、かながわ海岸美化財団が定期的な清掃を実施し、その活動を支援しております。また、地球規模で問題となっている海洋プラスチックについて、自然環境に流入して海洋汚染とならないよう「プラごみゼロ」に向けた取り組みを地域一丸となって行っていくため、令和4年2月22日に「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を宣言し、県西2市8町で連携して情報発信や環境教室の開催などの取り組みを行っておりますが、引き続きプラスチックごみ削減に向けて連携した取り組みを実施してまいります。 （観光課） 「GX実現に向けた基本方針」については、令和5年2月に示された今後10年を見据えたロードマップを基本に、国や県の動向に注視してまいります。 （観光課） ①神奈川県観光協会が県西部含め県内の観光情報や周遊コースなどをまとめたサイト「かながわNOW」の一層の周知を行うとともに、観光ニーズを的確に踏まえた魅力的な観光地を形成するため、ソーシャルリスニングを活用し、インターネット上に投稿された消費者の声を収集分析し、また宿泊データ分析システムにより、宿泊者の傾向を把握することで、今後の観光施策に活用するなど、観光DXを推進してまいります。 （デジタル推進室） ②令和5年2月に「湯河原町DX推進計画」を策定し、DX推進に対する具体的な取組を示しました。さらに、デジタル推進室では令和5年度にデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、統合型GISを整備しました。これによりこれまでホームページ上でイベント名や観光スポット名から検索していた内容を地図上から検索することが可能となり、観光スポットを場所から選べることで観光客など限られた時間でもより多くの観光スポットを巡ることが出来ます。また、GPSデータを収集するシステムやそのデータの利活用についても検討してまいります。 （農林水産課） 一次産業である農林水産業と観光産業、商業が連携し、湯河原ブランドとして「made in ゆがわら」認定品を取り組む事業を展開し、地域産物の農産物のブランド化へ町の補助制度を活用し、積極的に活動・販路拡充を促進し、農産物の認知度の向上を図ってまいります。 地産地消を推進するため、学校給食における湯河原の農産物を使用した献立やイベントを含む体験会などによる消費拡大に向けた新たな取り組みや現状などを勘案しながら検討していきたいと考えております。 町内小学校の児童向けに、農事従事者の団体の協力のもと、みかん収穫体験教室を今後も推進してまいります。た、高齢化に伴う担い手不足を解消するため、農地中間管理事業を活用し、若年層や新規就農者へ向け、これからの担う農業経営に意欲ある農業者として推進し、継続可能な支援体制づくりを図ってまいります。
県中央 地域労福協	座間市	要請項目なし
	海老名市	要請項目なし
	大和市	要請項目なし
	綾瀬市	要請項目なし
	厚木市	<厚木市地方創生推進プロジェクト会議にて議論>

厚木愛甲 地域労福協	厚木市	「GX 実現に向けた基本方針」に定められている取組みの推進につきましては、本市が目指すカーボンニュートラルにおいて必要であり、エネルギーや産業構造の変革にもつながると認識しておりますので、本市におきましては、市内企業や労働者に対して、対応するための働き掛けを行っているところです。 一例として、市内企業と連携してカーボンニュートラルに取り組むための厚木市カーボンニュートラル推進ネットワークでは、企業との情報共有や課題解決について対話することができる環境整備を行っております。また、中小企業に対しては、どのような変化が起こるか、どのように対応するべきかをいち早く認識し対話に努めていただけるよう、セミナーを開催するなど周知や注意喚起に努めております。 グリーン経済への移行につきましては、本市はもとより国家、世界における共通目標であると認識しております。 「公正な移行」に向けては、電気自動車や省エネルギー機器、生産効率を高める設備の導入に対して補助金を交付するなど、企業の脱炭素に向けた取組を引き続き支援してまいります。
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

2. 減災対策の強化

(1) 学校教育における防災教育は、大地震等の自然災害が発生した際、まず自分の身を守るために、危険を予想し回避する能力を児童・生徒に育成することが重要であることから、各学校における避難訓練は様々な発生場面を想定し、より体験的・実践的な避難訓練となるよう改善すること

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	<p><総務局> 地域防災拠点の開設手順や運営方法、地域防災 拠点訓練の内容等を定めた『『地域防災拠点』開設・運営マニュアル』を策定し、地域住民を中心として組織する地域 防災拠点運営委員会により、防災拠点の訓練などを実施していただいています。なお、地域の要望や実情等を踏まえ、マニュアルの一部改正を行うなど、必要な見直しを検討してまいります。</p> <p><総務局> 地域防災拠点等に配備する備蓄品については、市民の皆様の声や近年の災害状況等を踏まえ、必要な見直しを検討してまいります。</p> <p><総務局> 災害時の対応については、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定しており、法令改正や直近の災害等を踏まえ、地域内の防災関係団体・機関と共に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行っています。また、災害時における避難誘導活動は、区役所や消防署、消防団、自治会町内会等の防災組織が連携して実施することとしています。</p>
川崎 労福協	川崎市	<p>◆危機管理本部 移動系防災行政無線のデジタル化や総合防災情報システムの再整備など情報伝達手段の確保に努めております。また、災害や避難に関する情報を地域に迅速に届けるため、防災行政無線や緊急速報メールをはじめ、防災ポータルサイトや防災アプリ、メールニュースなど、伝達手段の多重化を図っているところでございます。引き続き、効率的・効果的かつ持続可能な防災情報の発信を行ってまいります。</p> <p>◆危機管理本部危機管理部 ・危機管理本部をはじめ、災害対応の実務を担う各局区に女性職員等を配置するとともに、地域防災計画の修正に当たっては、パブリックコメント手続を実施して市民の皆様からの意見を募集するなど、多様な立場の方の意見に配慮しながら、防災施策を推進しているところでございます。引き続き、被災時における様々なニーズに対応できるよう努めてまいります。 ・避難所運営につきましては、地域の自主防災組織を中心に、施設管理者や行政等により構成された「避難所運営会議」などが行うこととしており、災害時に円滑な避難所の運営が行えるよう、避難所運営マニュアルを各避難所に配置する他、避難所ごと作成したマニュアルを活用するなど、平常時から、各種業務の役割について、事前に検討していただくとともに、避難所運営訓練等を実施していただいております。 ・大規模災害発生時には、指定されている小中学校が避難所となり、多くの避難者が来ることが予想されます。一方、就学時間中では、多くの生徒が、学校に留まっています。このような状況の中で、避難所と生徒を含めた学校との関わりについて、教育委員会と調整するとともに、より実践的な訓練を検討してまいります。 ・教育委員会では、大規模地震が発生したことを想定し、児童生徒の安全を確保するための対応の確立と保護者等への周知を目的として、各学校の実情に合わせた避難訓練を実施しています。また、災害発生時の児童生徒の安全確保については、保護者とあらかじめ確認している方法で、下校または一時保護する下校訓練を実施しています。さらに、通信手段が遮断された時のために、学校防災無線の活用訓練を実施し、緊急時の連絡手段についての訓練も全校で行っております。今後も様々な事態を想定し、より実践的な訓練を実施することで児童生徒の安全確保に努めてまいります。</p> <p>◆教育委員会健康教育課 ・各学校では、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動ができるよう計画的に児童生徒への指導を行うとともに、訓練に際しては、いかなる場合にも安全に対処できるように留意し、児童生徒が自ら判断して安全を確保する初期対応、地域の状況に応じた二次災害への対応も踏まえた訓練を行っております。今後も大地震等の自然災害発生時の児童生徒の安全確保のため、様々な事態を想定し、より実践的な訓練を実施することで児童生徒への指導に努めてまいります。 ・教育委員会では、自然災害の発生に備えて、学校がとるべき対策・対応の基本となる「川崎市立学校防災指針」を策定し、それに基づいた学校ごとの「危機管理マニュアル」を通じて教職員への情報共有を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいります。</p>
相模原 地域労福協	相模原市	<p>学習指導要領では、学級活動、社会科、保健体育科、技術・家庭科、理科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、学校行事等で横断的に防災教育を行うこととなっております。特に社会科において、自然災害に対応した人々の暮らしの在り方を考えることは、我が国で生活する全ての人々に欠かせない「生きる力」となるため、防災学習を重視しております。小学校段階では、教育委員会独自教材（副読本「さがみはら」と災害～そのときわたしたちは～）や相模原防災ガイドブックなどを活用して、本市の取組を取り上げて学習し、中学校段階では、日本の地理や自然災害についてより詳しく学び、地域社会を知るひとつの視点として防災について取り上げております。 このほか、一部の学校では、各区役所の防災担当によるマイ・タイムライン出前授業や危機管理部局による防災に関する出前授業を行っております。そのほか、防災について総合的な学習の時間で扱い、校外学習で体験的に学習したり、地域で起こった自然災害を地域住民から伺い、学びを深めております。 このような好事例や、より効果的な授業例を各校に発信し、防災教育の充実を図ってまいります。また、全校における火災や地震の避難訓練及び、小学校全校と中学校1年生で市内一斉の引き渡し訓</p>

相模原 地域労福協	相模原市	<p>練を毎年行っており、各学校が防災計画に則って実施し、計画の改善がなされるよう、指導・助言をしております。</p> <p>老朽化した校舎・屋内運動場につきましては、令和元年度に策定した「相模原市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の改修・建て替えを進めてまいります。</p> <p>空調設備につきましては、令和元年度までに全校の普通教室や音楽室・図書室・教育相談室に設置が完了し、その他の特別教室は、現在、長寿命化改修工事等の機会を捉えて順次設置をしておりますが、早期整備に向けて検討しております。</p> <p>令和3年度に空調設備を設置した小中学校6校の屋内運動場について、学校活動における効果を検証したところ、学校行事や体育の授業で一定の効果がありましたが、コロナ禍により換気をしながら使用したため、激しい運動を行う部活動ではそれほど効果が見られませんでした。今後は、施設の構造やランニングコストの課題などを踏まえ、対応について検討しております。</p>
三浦半島 地域労福協	横須賀市	要請なし
	三浦市	要請なし
	鎌倉市	要請なし
	逗子市	要請なし
	葉山町	要請なし
湘南 地域労福協	藤沢市	回答なし
	茅ヶ崎市	回答なし
	寒川町	回答なし
西湘 地域労福協	平塚市	<p>児童生徒への防災教育については、各学校において学校安全計画を策定し、定例的に学校や地域の特性を踏まえた避難訓練を実施するほか、様々な教科や活動を通じて防災に関する教育を実施しています。また、災害に対して速やかな安全行動につなげるための各種マニュアルを作成し、学校内での情報共有を図っています。今後もこうした取組を通じて、日頃からの児童生徒の意識啓発や災害対応に係る体制整備を進めていきます。</p>
	秦野市	<p>市教育委員会では、平成30年8月に、県教育委員会策定の「学校防災活動マニュアルの作成指針」の改訂を受け、南海トラフ地震に関する情報への見直しや土砂災害等への対応を加え、「地震防災マニュアル」を見直しました。また、令和2年度、消防庁が実施する「災害伝承10年プロジェクト」の講師として、東日本大震災において避難所運営の経験がある防災・減災アドバイザー吉田亮一氏に、「地震防災マニュアル」を極めていただき、避難訓練の工夫や登下校時の安全確保について御助言をいただき、各園校に情報提供をし、見直しを行いました。加えて、同年度2月に、吉田氏を講師に、市内園校の教職員を対象に防災研修会を実施し、今後も定期的に研修会を実施する予定です。</p> <p>さらに、令和2年度より小学校で全面実施となった新学習指導要領では、小学校4年生の社会科において、「自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守る諸活動等、必要な情報を調べまとめる技能を身につける。過去に発生した地域の自然災害に着目し、自然災害から人々を守る活動を捉えることができるようにする」とあります。今後も、子どもたちが、地域の一員として、防災について自分事として捉え、主体的に行動できるよう力の育成に努めます。</p>
	伊勢原市	<p>自然災害に対する意識を高め、災害発生時に適切な対応がとれるよう学校ごとに工夫しながら避難訓練を実施しており、今後も効果的な訓練に努めていきます。</p> <p>災害時に自ら判断して自分の身を守ることができる能力を養う指導の充実を図るため、各学校の防災計画や教科等の年間指導計画に基づいて日頃の教科指導と緊急時対応の指導との両面から、防災教育に取り組んでいきます。</p>
	大磯町	防災教育及び避難訓練については、学校だけでなく、町の担当課と連携しながら随時実施しておりますが、内容に関しては今後、生徒の意見も取り上げながら検討していきます。
	二宮町	防災教育については、防災講演会や避難訓練等を通じて、生徒が防災を自分事として捉えられるような教育を実施しています。
小田原・足柄 地域労福協	小田原市	<p>地域防災計画の見直しにあたっては、防災会議や広域避難所運営委員会の構成メンバーを、各団体へ推薦依頼をする際に、できる限り女性委員を推薦していただくよう促しをし、女性委員が加わることの他、新たに学識経験者や市民団体を加えたことで、女性をはじめ、子どもや障がい者など弱者への配慮もできるように努めています。</p> <p>大規模災害時に備えた福祉避難所は、地域防災計画において公共施設4か所を指定し、その運営について関係機関と調整を進めています。民間の介護施設等についても社会福祉法人と協定を締結しており、受け入れ体制等について調整を行っています。また、要支援者それぞれの状況に応じた個別避難計画の策定にも取り組んでいるところです。</p>
	南足柄市	<p>(防災安全課・福祉課)</p> <p>地域防災計画の修正にあたっては、多様な立場の視点を取り入れるため、関係機関等に対し、防災会議の構成員に女性を指名していただくよう積極的に働きかけております。また、被災者支援、避難所生活、災害備蓄品に対しても、災害弱者となり得る要配慮者や女性などの意見を取り入れるよう努めてまいります。</p> <p>福祉避難所につきましては、利用協定を締結している事業所と連携し、要支援者への支援に取り組んでいくよう努力してまいります。</p>
	松田町	地域防災計画のみならず関係マニュアル等の編成に女性が参画できるように記載をしております。今後、作成する計画にも広く女性の意見を求め、反映してまいります。
	開成町	地域防災計画の見直しでは、要支援者に関わる関係機関等、多様な立場からの意見を取り入れています。引き続き、被災時に弱者となりやすい立場の当事者を加えるなど、多様な立場からの意見を取り入れていきます。また、福祉避難所の指定促進については、既に福祉避難所の指定を行ったうえで要支援者の受け入れ訓練を実施しており、併せて民間福祉施設との福祉避難所としての災害時協定の拡充を進めています。

小田原・足柄 地域労福協	大井町	(防災安全課) 地域防災計画の見直しにあたっては、各課の職員で構成する「防災検討委員会」において、見直しを進めています。この委員会には女性職員の委員も複数在籍していることから、引き続き、多様な立場での意見を反映するように努めてまいります。また、福祉避難所の指定については、町内に福祉避難所に適した施設が少ないという課題もある中で、関係部署により対応を検討しているところですので、引き続き、福祉避難所の指定に向けて事務を進めてまいります。
	山北町	地域防災計画を改定するにあたり、新たに防災会議委員に女性を加え、多様な立場からの意見を取り入れました。また、要支援者の支援を強化するため要支援者名簿の洗い出しや見直しを実施しています。
	中井町	町の防災対策に関し、多様な立場からの意見を聴取するため、一般町民等から防災モニターを募集し、きめ細かなケアの向上に取り組んでいます。また、今後も引き続き、福祉避難所の指定促進のため、関係各課・各機関との連携の強化に努めてまいります。
	箱根町	箱根町地域防災計画については現在修正作業を進めておりますが、見直しを諮る防災会議において、23名の委員の内、2名が女性委員となっております。また、各部署への意見照会その他パブリックコメントを実施し、幅広くいただいた意見を適宜取り入れて見直しを進めている所です。 平時の災害予防、発災時の応急対策から災害復旧に至るまで、あらゆる局面において女性やいわゆる災害弱者となり得る立場の視点を取り入れるよう、今後も意見聴取などを進めて参ります。 福祉避難所については、現在のところ、3箇所の介護保険施設と協定を締結し、災害への備えを行っております。なお、福祉避難所の入所対象者は、一般避難所に避難した方のうち、特に配慮が必要な方になることから、受入れ対象者の事前の調整は難しいものと考えております。
	真鶴町	(総務防災課) ご趣旨はもっともですので、取り組みを促進してまいりたいと考えています。
湯河原町	(地域政策課) 女性をはじめ被災時に弱者となりやすい立場の当事者の参画については、地域防災計画や避難所開設運営マニュアルの見直し及び実務調整において女性職員や福祉、介護職員を参画させるなど、その意見は適宜反映しております。また、町内の要配慮者利用施設12か所と災害時の避難に関する協定を締結しており、今後更に多くの施設との協定締結を図ってまいります。	
県中央 地域労福協	座間市	(危機管理課) 市民党に対する災害情報等の伝達は、防災行政無線、市緊急情報いさまメール、市LINE公式アカウント等の媒体を活用します。当該媒体の登録や利用方法等については、平時より、広報や市ホームページのほか、防災講話等の機会を捉え、広く周知しているところです。また、要配慮者等が対象となる二次避難所(福祉避難所)の運営については、関係部局と連携し推進します。 (地域福祉課) 避難行動要支援者登録名簿の作成及び個別避難計画の対策強化については、名簿受領団体等の関係機関と協議しながら進めていきます。
	海老名市	(危機管理課) 情報伝達手段については、令和2年度に防災行政無線のシステム更新を行い、1回の操作で防災行政無線放送や防災ラジオ、えびなメール等が送信できるようになったため、迅速に市民に正確な情報を伝達できるようになりました。また、災害発生時等で庁舎が使用できなくなった場合でも、防災行政無線放送が可能である非常用の機器を整備し、さらなる強化を図っております。 このほか、防災情報の伝達手段としては、電話で防災行政無線の放送内容を聞きなおすことができる音声案内、文字での情報を入手できるえびなメールサービスやテレビ神奈川のデータ放送、エリアメール等があります。各種情報伝達手段の周知及び徹底については、自治会で実施される自主防災訓練や企業、各種団体等が実施する防災訓練、防災講話等の場において普及を図っております。 また、災害に関する情報の入手手段や各種ハザード等の内容を一冊に掲載している海老名市防災ガイドブックを全戸配布しております。 今後も様々な方法での情報通信手段の周知及び徹底を行い、確実かつ正確に情報が伝達できるよう努めてまいります。 福祉避難所の設置につきましては、市では2か所の福祉避難所予定施設に加え、福祉的機能を持つ補完避難所予定施設1か所を指定しています。なお、福祉避難所の準備が整うまでの間は、全ての指定避難所予定施設において、要配慮者の居住エリアの設定、要援護者バスの配備等を行い、避難者台帳により、障がいの有無等の把握管理を行うこととしております。福祉避難所予定施設では、障がい者の方等にも毎年、継続的に訓練に参加していただき、防災対策の強化に努めております。 要配慮者対策として、障がい者及び高齢者の受入れに関する災害協定を要配慮者利用施設と締結しています。また、避難行動要支援者全体計画に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時において、要支援者の所在、身体状況等の情報を避難支援等関係者と共有し、災害発生時等において、地域の関係者が連携しながら、要支援者への支援を実施するための避難支援体制の強化を図っております。 (福祉政策課) 高齢者や障がい者を含めたよう配慮者に対応する指定福祉避難所の設置に向け、引き続き検討を進めてまいります。また、平成26年から避難行動要支援者への支援に取り組んでおり、約3,800人の方が一定の要件に該当、そのうち約1,700人の方が登録名簿に同意しております。その登録者に対する個別避難計画の作成についても、引き続き促進してまいります。
	大和市	(危機管理課、健康福祉総務課) 避難所・避難場所の開設情報や避難情報等につきましては、インターネットにて開設状況や混雑状況がわかるサイトのバカンや防災行政無線、市ホームページ、やまとPSメール、大和市公式LINEアカウント、ヤマトSOS支援アプリ、FMやまと、広報車など、必要に応じて様々な手段により周知しております。また、防災ラジオを自治会からなる自主防災会にも配布するなどして、共助の取組に活用していただいております。 各指定避難所におきましては、地域の自主防災会、施設管理者(学校)、避難所従事者(市職員)による避難生活施設運営委員会が設立されております。同委員会では、災害時に要配慮者を含めた避難者を受け入れ、円滑に運営を行えるよう、日頃から協議や訓練を行っております。 そのほか、各指定避難所での生活が難しい要配慮者がいる場合には、市内のコミュニティセンターや福祉施設等を福祉避難所として開設して対応するよう、計画しております。

県中央 地域労福協	大和市	今後も災害時において着実な避難行動が行えるよう、必要に応じて地域に出向き、取組に対する助言をするなど、積極的に支援をしてまいります。
	綾瀬市	<p>(危機管理課)</p> <p>災害時は防災行政用無線(個別受信機)、安全・安心メール、市ホームページなどの情報提供ツールを用いて迅速かつ確かな情報が市民に伝達できるよう努めております。また、自主防災訓練や研修会への参加や広報を活用し、地域との連携を図っております。</p> <p>災害発生時は、高齢者・障がい者・乳幼児などの要配慮者の方々も一時的には一次避難所に指定している小中学校へ避難していただくこととなります。また、一次避難所では避難所運営マニュアルを参考に要配慮者を受け入れ、一次避難所で生活が困難な避難者は受け入れ体制が整い次第必要に応じて、福祉避難所へと移動していただくこととなります。</p> <p>なお、市内16か所の社会福祉法人などと災害協定を締結し定めております。</p> <p>要配慮者の方々の円滑な受け入れ体制について福祉避難所と連携を図りながら進めてまいります。</p>
厚木愛甲 地域労福協	厚木市	<p>地域防災計画を所管する危機管理課においては、女性職員を配置するなどし、女性の視点を活かした防災対策等が推進できる環境を整えております。</p> <p>地域防災計画の見直しに当たっては、各年代の女性を対象とした意見交換会を開催するなど、市民参加手続きに基づき広く意見をお聞きする機会を設けております。また、高齢者や障がい者など災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難確保のために特に支援が必要な方につきましては、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しております。</p> <p>作成した名簿につきましては、平常時から自主防災隊や民生委員・児童委員などの避難支援関係者と情報共有し、地域における避難支援の体制づくりを進めております。</p> <p>さらに、災害発生時には、避難行動要支援者の緊急受入れ等について、社会福祉法人及び医療法人、特定医療法人の施設と協定を締結しておりますので、協定書に基づく避難行動要支援者の受入れ要請及び受入れ期間等を明確にするなど、協定施設と精査してまいります。</p>
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

3. 格差の是正・貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育・人材育成での機会均等と奨学金制度等の拡充・改善 (2) 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備 (3) 生活保護制度の改善 (4) 子どもの貧困・子育て支援の強化 (5) フードバンク活動の促進

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	<p>(教育委員会事務局) 日本学生支援機構が実施する奨学金制度については、実施主体の動向を踏まえながら適切に対応します。小・中学生に対しては就学援助制度、高校生に対しては横浜市高等学校奨学金制度により経済的支援を行っており、引き続き窓口となる学校と連携を密にし、児童生徒自身に直接届く支援の充実に取り組みます。</p> <p>(教育委員会事務局) 横浜市高等学校奨学金の支給額については、高等学校等就学支援金等、国や神奈川県による高等学校の学費支援制度が拡充してきていることから、増額は検討しておりません。成績要件については、令和元年度に4.00以上から3.70以上に、令和5年度に3.50以上に緩和しています。高等学校等就学支援金について、高所得世帯に対する所得制限を設けて高校授業料の無償化を実施し、低所得世帯への支援を拡充しています。</p> <p>(こども青少年局) 従前から、認可保育所の保育士配置基準について、国基準に上乗せした市基準を設けています。また、保育士等の負担軽減のために、清掃業務や遊具の消毒などを行う保育支援者を配置した場合の経費として「保育者業務支援事業費助成」を実施しています。さらに令和5年度からは、園児の安全を確保するため、登園時やプール活動時など人手が多く求められる時間帯に保育支援者を配置する場合の加算を新設し、市独自で、国の制度で対象にならない幼稚園を対象として加えるほか、施設の規模に応じて助成額に段階を設けています。</p> <p>(こども青少年局) 保育士の確保については、採用と定着の両面から取り組んでいます。採用面においては、就職相談会の開催、かながわ保育士・保育所支援センターの共同運営、潜在保育士等への就職奨励金の交付、保育士修学資金貸付事業、資格取得支援事業、民間事業者のウェブサイトを活用した保育所等の魅力や求人情報の発信などを行っています。定着に関しては、宿舍借り上げ支援事業、採用・定着に課題を抱える園への支援としてのコンサルタント派遣、組織マネジメント講習、手厚い保育士配置基準等に加え、離職防止を目的とした相談窓口を設置しています。今後も一人でも多くの保育士の方に市内保育施設に従事していただけるよう、引き続き、保育士確保の取組を進めてまいります。人材育成については、「よこはま☆保育・教育宣言」に基づいた豊かな保育の実施のため、保育経験年数に応じた研修や、保育士等キャリアアップ研修等の分野別研修を行うことで人材育成につなげています。また、オンライン開催の比率を高め、受講しやすい時間帯に研修を設定することや、保育士等キャリアアップ研修等一部の研修でオンデマンド配信を行うなど、学びやすい体制を整えています。引き続き、保育・教育の質の向上のための研修実施や、受講希望者がすべて研修を受講できる枠の確保を進めてまいります。</p> <p>(こども青少年局) 向上支援費の食育推進助成は、月曜日から土曜日までの開所日全てにおいて自園調理していることを要件とし、給食提供にあたって必要な調理員の配置に係る経費を助成するものです。利用児童数が減少する土曜日においても、保育の内容は月曜日から金曜日までと変わらない水準を求めており、また食育推進助成も土曜日の分を含めて助成していることから、保育の提供をしない日曜日等と同じ取扱いとすることは困難です。</p> <p>(こども青少年局) 一時預かりを利用するにあたっては、安全に安心してご利用いただくため、施設ごとに事前面談を行っています。「はじめてのおあずかり券」の利用をはじめ、保護者が一時預かりを必要とする際に利用できる環境をより整えるため、受入枠の確保に引き続き取り組んでいきます。また、0歳児から2歳児クラスの利用率については国の定めた基準額から、本市で一定の市費を投じて軽減しています。無償化することについては、本市の厳しい財政状況のなかさらに多くの財源を必要とすること、また、0歳児から2歳児のお子様については保育所等を利用されていないご家庭も多く、公費による支援のバランスを図る必要があることなどから難しいと考えています。</p> <p>(こども青少年局) 放課後キッズクラブと放課後児童クラブにより、子どもたちの放課後の居場所を提供しています。放課後キッズクラブにおいては、希望する児童がすべて利用できるよう、学校と連携して活動場所を確保しています。また、長期休業期間の朝の預かりニーズに対応するため、令和4年度の夏休みから開所時間を朝8時に前倒ししています、引き続き、安全安心な放課後の居場所づくりに向けて取り組んでまいります。</p> <p>(こども青少年局)(建築局) 中期計画の基本戦略である「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向けて、子育てにかかる経済的負担の軽減など、幅広い視点から総合的に取組を進めていきます。いただきましたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。子育て向け地域優良賃貸住宅については現在新規の供給を行っていないため、現行供給している住宅について管理終了まで供給を行います。また、民間賃貸住宅への入居支援については、住まいの確保にお困りの方を対象にしたセーフティネット住宅における家賃減額補助について、補助対象となる子育て世代の収入要件を緩和し、子育て支援の充実に取り組んでいます。住宅取得に関連する支援として、「省エネ住宅住替え補助」があります。令和5年度は、モデル実施として補助を行うとともに、住まい選びの理由等に関する補助対象者へのアンケート調査を通して、効果検証や補助内容の精査を行っており、次年度以降の制度の充実化や本格実施につなげます。市営住宅への申込にあたって、多子世帯は一般組より当選率を3倍としています。なお、中学校卒業までの子がいる世帯に対しては、対象住宅を限定し、一般組より当選率が20倍となる募集区分を設置することや、収入基準を一般組に比べて緩和することをしています。</p> <p>(健康福祉局)(市民局) 高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場や機会の充実に向けて、引き続き、居場所等の創出・継続・発展に向けた取組を進めていきます。既存の施設としては、高齢者の皆様が健康で明るい生活を楽しむための施設として、老人福祉センターを運営しています。大広間で仲間とくつろいだり、健康の相談をしたり、「趣味の教室」を受講して教養を高めるなど、高齢者の皆様の生きがいづくりにご利用ください。また、地区センターやコミュニティハウスでは、交流スペースや図書コーナーなどを設けている他、高齢者を対象とした自主企画事業</p>

<p>横浜 労福協</p>	<p>横浜市</p>	<p>等を行い、高齢者の方にご利用いただいております。 (こども青少年局) 子ども食堂等の子どもの居場所づくりの取組に対し、活動支援補助金の交付、アドバイザーの派遣による相談支援・研修会の開催、フードバンク等と連携した食材等の配布に取り組んでいます。令和4年度及び令和5年度は、光熱費・食材費などの物価高騰対策として、新たに支援金を創設し、交付しています。今後も支援の充実に向けて、運営団体の課題や支援ニーズの把握を進め、支援方策の検討に生かしていきます。 (資源循環局) フードバンクやフードドライブ等の活動、フードバンク団体及び社会福祉協議会等による食料支援については、相談者の課題解決に向けた継続的な支援につなげるための手段として有効であると考えています。今後も関係する部局が連携して食支援に係る情報をしっかりと共有し、様々な主体で取り組んでいただけるよう、働きかけていきます。</p>
<p>川崎 労福協</p>	<p>川崎市</p>	<p>(こども未来局企画課) 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」も踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する「子どもの貧困対策推進計画」を包含した行政計画となっております。経済的な問題のみならず、子どもやその家庭が抱える多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという視点で、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策を推進しているところでございます。 現在、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」の内容も含めた「こども大綱」の策定に向けた検討が進められており、同大綱の策定に向けた中間整理案におきましては、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること等を基本的な方針とし、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すこととされておりますので、今後につきましても、国の動向を注視しながら総合的に取り組んでまいりたいと存じます。 (教育委員会事務局学事課) 高校生に対する支援として、高等学校に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方を対象とした給付型の奨学金制度がございますので、今後とも本制度を適切に実施してまいります。 (経済労働局労働雇用部) 奨学金返還支援制度は、導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人材確保を図る取組として行われているものと認識しているところでございます。 今後につきましても、若者を含めた就業希望者に市内中小企業に対する理解を深めていただき、企業の人材確保につなげてまいりたいと存じます。 (こども未来局保育対策課) 令和5年4月1日現在の待機児童数は、3年連続の0人となりました。 就学前児童数の減少や保育所等利用ニーズの変化が生じており、地域や子どもの年齢等によっては利用定員に空きが生じている状況も見受けられることから、今後の受入枠の確保にあたっては、施設整備に限らず、多様な選択肢の中から最適な手法を決定してまいります。また、区役所においては、申請前からの利用相談や希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローなど、きめ細やかな相談支援を実施し、保護者の保育ニーズに対応できる保育施設やサービス等を結び付けるマッチングに努めてまいります。 今後につきましても、子どもを安心して産み育てられるまちを目指し、待機児童の継続的な解消に向けた取組を推進してまいります。 (こども未来局保育第2課) 川崎認定保育園の保育の質を確保するため、本市単独の補助として、保育士のキャリアアップ等の処遇改善を図るため、国の処遇改善等加算Ⅰ及びⅡにあたる加算を有資格者に支給するとともに、研修受講費の助成等を実施しております。また、川崎認定保育園に対して、年に複数回、立入調査等を実施し、保育実態の把握及び助言・指導を行っており、引き続き保育の質の確保に向けて取り組んでまいります。 (こども未来局企画課) 子どもの貧困対策においては、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な野が連動し重層的な支援を行っていくことが必要と考えます。 令和4年度からの4年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者がすこやかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指し、子どもが地域で健やかに育つことのできる環境の充実、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開してきたところです。 子どもの貧困対策については、本プラン第5章において、基本的な考え方、取組の方向性、推進項目を示し、地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で健やかに成長できるよう、必要な施策を総合的に進めてきたところです。また、本プラン第5章については、毎年度、位置付けた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた今後の取組の方向性を示し、有識者等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、本プランの継続的な点検・評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表しているところです。 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕) これまで、令和元年6月に成立した改正児童福祉法等に基づき、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員などを進めてきており、令和5年度については、区役所における児童虐待予防のための専門的支援機能の構築に向けて、各区地域みまもり支援センター地域支援課・各地区健康福祉ステーションの体制強化を図ったところです。 今後につきましては、令和4年6月に公布された改正児童福祉法や令和4年12月に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、引き続き、体制強化に努めるとともに、職員の資質向上や要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携強化等により児童虐待の早期発見・早期対応・重篤化防止を図ります。 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔家庭支援担当〕) 小児医療費助成制度につきましても、令和5年9月の制度拡充により通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大し、所得制限を撤廃しましたので、この取組を着実に推進してまいり</p>

川崎 労福協	川崎市	<p>ます。また、将来を担う子どもの医療費につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきであると考え、これまでも国に対し要望を行ってまいりました。今後も引き続き、国に対し要望してまいります。</p> <p>(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔母子保健担当〕)</p> <p>産後ケア事業の申請手続きにつきましては、委託先である川崎市助産師会において対応しているところをごさいます。利用希望者がオンラインによる事前登録をしたのち、利用当日に申込書等を記載していただいているところをごさいます。利用を希望する方の負担軽減となるよう実施しているところをごさいます。また、自己負担額につきましては、限られた財源の中、多くの方が利用できる持続可能な制度とするため、利用者の皆様に一定の御負担をお願いしているところをごさいます。本年度より宿泊型の利用料金を減額し、より利用しやすいよう取り組んでいるところをごさいます。</p> <p>周知方法につきましては、母子健康手帳交付時から様々な媒体を活用し広報を行っていますが、今後につきましても、分かりやすい周知に努めてまいります。</p> <p>(健康福祉局地包括ケア推進室)</p> <p>法令等により対面による審査・指導・相談や証拠資料の原本提出等が必要なものを除き、行政手続の原則オンライン化を実施しており、地域みまもり支援センターに提出する手続やイベントの申込についても土日を含めいつでもオンライン手続ができるものをごさいます。</p> <p>今後も、区役所地域みまもり支援センターにおける市民サービスの向上に取り組んでまいります。</p> <p>(環境局減量推進課)</p> <p>市内のフードバンク団体や福祉施設と連携し、「フードドライブ」を実施しています。現在、市内7個所での常設のほか、月例の各区ごみ相談窓口などで実施しており、回収された食品は、フードバンク等にお渡しし、活用いただいています。</p>
相模原 地域労福協	相模原市	<p>子どもの貧困対策の充実のため、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等の修学が困難な生徒を対象とした返還不要の給付型奨学金制度を実施しております。本制度では、定員を設けることなく、居住要件や所得要件(生活保護世帯を除く市民税所得割額非課税世帯)などを満たす申請者全員を給付対象としており、高等学校等への入学後にも追加募集を行っております。また、本制度の周知につきましては、広報さがみはらや市ホームページへの掲載のほか、市内全ての中学校3年生に募集要項を配付するとともに、所得要件に該当することが見込まれる世帯の生徒に対し、個別に制度案内及び申請書を送付するなど、支援を必要とする生徒に必要な支援が行き届くよう、丁寧な対応に努めております。</p> <p>今後も、家庭の経済状況に左右されず修学できる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。また、給付型奨学金制度の対象を大学生まで拡充することや、大学生を対象とした貸与型の奨学金に対する返済支援制度を創設することにつきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討してまいります。</p> <p>今後も、高校生等への修学支援の更なる充実に向けて、都道府県が国の補助制度を活用して実施している「高校生等奨学給付金」の増額など、国へ働き掛けてまいります。</p> <p>生活困窮者自立支援・生活保護の分野におけるフードバンク団体との連携につきましては、現在、2団体から食材の提供を受けております。</p> <p>「フードドライブ」につきましては、現在、公共施設に5か所、民間の店舗等で15か所の受付窓口が設置されており、公共施設で受け付けた食材は、「フードバンク」団体を通じて子ども食堂や子育て家庭などへ引き渡しております。</p> <p>引き続き、これらの取組を継続するとともに、効果的な事業の推進に努めてまいります。</p> <p>「生理の貧困」への対応につきましては、本市の窓口等にて生理用品の配布を実施しております。引き続き、生理用品の配布を中心とした生理の貧困への対応を図ってまいります。</p> <p>生活困窮者自立支援・生活保護の分野におけるフードバンク団体との連携につきましては、現在、2団体から食材の提供を受けております。</p>
三浦半島 地域労福協	<p>横須賀市</p> <p>三浦市</p> <p>鎌倉市</p>	<p>(民生局福祉こども部地域福祉課・生活支援課)</p> <p>① 平成28年に職員フードドライブ事業を開始し、部局横断での取り組みを進めてまいりました。生活困窮世帯に対しては生活支援課、新型コロナウイルスの影響を受けた世帯には地域福祉課と役割分担を行うなど、きめ細かな支援に努めております。</p> <p>② 市内に活動拠点のあるフードバンク団体とはホームレス支援においても連携し、食糧支援の経験を生かした取り組みを進めています。</p> <p>③ 食品製造事業者等へのフードバンク活動の周知については、活動趣旨に賛同する事業者等を中心に対応を進めています。</p> <p>④ 市の広報誌を通じて定期的に協力を呼びかけています。企業、団体、市民に寄贈の協力を呼びかけています。</p> <p>⑤ 県内、市内にすでにフードバンクが設立されており、連携しているため、今後も積極的な協力関係を維持します。</p> <p>(福祉課・廃棄物対策課)</p> <p>ごみダイエット大作戦、アクションプログラムに位置付け、食品ロス削減を目的とした「フードドライブ」「小学生向け出前授業」等を実施します。また、これらに関連した市民啓発や、企業団体等への協力依頼など、積極的に働きかけを行います。</p> <p>生活困窮者に対する食料支援として、平成30年度から「一般社団法人ふらっとカフェ鎌倉」と「生活困窮者等への食料支援に関する協定」を締結し、フードバンク活動を実施しています。令和4年度には食料倉庫を拡充し、安定的な食料の共有が可能となったことから、「フードバンクかまくら」と総称し、毎月、食料配布会を実施しております。フードバンク活動の実施にあたっては、環境部のフードドライブと連携するだけでなく、庁内外に食料の提供を呼びかけ、様々な企業や団体などと連携し実施しているところです。また、食料配布会開催時には、相談ブースを設置し、就労や生活の相談なども実施することでも、関連部局や関連団体と連携をとっております。</p> <p>(生活福祉課)</p> <p>① 市と協働でフードバンク活動をしている一般社団法人ふらっとカフェ鎌倉とは、協定の中でそれぞれの役割を定め、定期的に意見交換を行い、お互いに寄り添いながら活動しております。② 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きを見せる一方で、物価高騰により生活に困窮する世帯が増えており、フードバンク活動の需要がますます高まる中で、安定的な食料の確保が課題となっております。そのため、協力団体が増えるよう働きかけを行うとともに、フードバンクの食料を活用し、市内で地域食堂を運営する団体が構成員となる「みんなべ協議会」に参画するなど、行政として可能なサポートを行うことで、継続的にフードバンク活動や地域食堂を実施する団体の育成や、鎌倉市全体のフードバンク活動の発展につながるよう取り組ん</p>

三浦半島 地域労福協	鎌倉市	<p>でまいります。(5) (ごみ減量対策課)</p> <p>市内で食品を取り扱う事業者等に対し、食品ロス削減の取り組みを推進するよう要請を行っており、その一環でフードバンク活動やフードバンク団体の情報を提供しております。引き続き、事業者等に対して情報を提供してまいります。(6) 市内で食品ロスの削減を行っている業者を「協力店」として登録し、市のホームページ等で情報を発信する「鎌倉市食品ロス削減協力店」制度を令和3年度(2021年度)から実施しております。また、国、県等から発出される情報について、企業・団体・教育機関に提供を行い、家庭における食品ロスの削減に向けた意識啓発を行ってまいります。(4) (教育指導課)</p> <p>小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科家庭分野で「持続可能な生活」として、食品の購入や消費について考える学習を行っております。そして、調理では、できるだけ無駄を出さないように、食材を有効に扱うことも指導しております。また、総合的な学習の時間などで児童生徒がSDGsについて学び、「自分にできること」のひとつとして、食品ロスや無駄の少ない消費について考えたり調べたりする取り組みをしております。今後も学校での教育活動を通して、家庭での食品ロス削減につなげていけるよう、取り組んでまいります。(4)</p>
	逗子市	<p>社会福祉協議会が子ども食堂の運営に携わる有志と協力して、フードバンク事業により集められた食品等を、生活困窮世帯等へ提供するフードドライブ事業を定期的に行っており、市は当該事業の幅広い周知等について支援しております。当該事業の周知が市内をはじめ市民及び事業者に対する重要な啓発活動であると考えますので、今後も社会福祉協議会と連携しながらフードバンク活動の促進を図り、困窮世帯への支援を行うとともに、食品ロス削減につなげてまいります。</p>
	葉山町	<p>フードバンク活動につきまして、(公財)フードバンクかながわと合意書を取り交わし、不用となった防災備蓄食品を主とした食品の譲渡を行っております。また、現在は家庭での食品ロスの削減の周知を図っておりますが、今後は食品関連事業者等に対してもフードバンク活動に関する広報に努めてまいります。なお、町社会福祉協議会におきましては子ども食堂等の団体と連携を図っており、町としても事業の促進に向け協力体制を構築しております。</p>
湘南 地域労福協	藤沢市	<p>勤労者教育資金利子補助制度については、広報ふじさわや市ホームページへの掲載、パンフレット等の作成・配布、また、中学校校長会において、高校進学を迎える中学3年生を担当する教員に対し制度周知を依頼するなど、本制度を必要とする方へ情報が届くよう今後も取り組んでまいります。</p> <p>就学援助の適用にあたりましては、毎年、学校を通じて全ての児童生徒へ申請書類を配布するとともに、市ホームページや広報ふじさわにて就学援助制度の周知に努めております。併せて、学校におきましても新入学説明会や学校だより、学年だより等を活用し重ねて周知を図っているところです。援助が必要なご家庭に漏れなく申請いただけるよう、分かりやすい案内を心掛け、引き続き広く周知を行ってまいります。</p> <p>2020年(令和2年)4月から国による「高等教育の修学支援新制度」がスタートしたことにより、本市における給付型奨学金制度についても2021年(令和3年)4月入学者から奨学金の対象世帯の拡充を図る見直しを行っております。</p> <p>給付型奨学金制度は、事業を開始して7年目となることから、応募状況や奨学金制度の原資となる教育応援基金の状況を勘案して、今後の募集人数について検討してまいります。財源については、ホームページや広報による情報発信や、各市民センター・図書館・学校等にリーフレットの配布を依頼し、企業や学校関係者、市民に対して教育応援基金の周知を図るなど、引き続き確保に努めてまいります。</p> <p>「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」に基づき、増加する保育需要に対応するため、様々な取組を進めてきました。令和3年度から2年連続で国基準の待機児童を解消しましたが、就学前児童数の減少がより一層顕著となる中、利用申込児童数は伸び悩み顕著化したものの増加は続いており、今後の保育需要の見直しは難しい状況でございます。こうした状況を踏まえ、既存保育施設の活用や保育士確保など、施設整備以外の取組を進めるとともに、定員の拡大や施設整備については、就学前児童数の推移や地域の保育需要の動向等を慎重に見極めて判断してまいりたいと考えております。</p> <p>子育て支援策として、藤沢・湘南台・辻堂・六会の4か所の子育て支援センター及び4か所のつどいの広場の計8か所を拠点として、地域における子育て支援の取組を進めているところです。すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、子育て支援センターやつどいの広場等において、子育てに関する相談や親子同士の交流を実施しております。また、各地域において自主的に行われている親子サークルなどの活動に対する支援を行い、今後も子育て世代のニーズに合った取組を推進してまいります。</p> <p>市民から提供される未利用食品を市役所、市民センター・公民館で受け付け、集まった食料品をフードバンク活動団体に役立てていただくことで、フードバンク活動を側面的に支援しております。今後も、この取組を継続し、また市が窓口となり、市内の企業などからの食料品提供を積極的に受け付けるなど、フードバンク活動を支援してまいります。</p> <p>フードバンク活動については、生活困窮の状態にある方への食料支援の側面と、この活動を利用する方の生活課題に対し、新たな支援につなげていく側面の、双方が求められることから、まずは食料支援が必要な方が確実に活用できるよう、教育機関を含めた支援関係者への周知に努めます。さらに、市民や一般企業などに対するフードバンク活動の趣旨の理解を促しながら、フードドライブ活動への協力を求めることで、フードロス削減の一助としてまいります。</p> <p>フードバンク活動につきましては、すでにNPO連絡会が主体となり、市内6か所にフードパントリーを開設し、ひとり親世帯や、一人暮らし大学生を主体とした生活困窮者に向けた食料支援を実施しております。本市といたしましては、この活動を活用し、生活困窮者に向けた食料支援を幅広く展開するとともに、支援を必要とする人を幅広くつなぎ、この活動を盛り上げていくなど、積極的に支援してまいります。</p>
	茅ヶ崎市	<p>①高等学校以上への奨学金等の制度はございませんが、市教育委員会では、毎年3月に各中学校を経由して、中学校3年生の保護者に神奈川県や法人で実施している高等学校の就学支援を図るための奨学金等の制度案内を配布し、制度を周知しております。今後におきましても、情報を必要としている方へ必要な情報がしっかりと届くよう周知してまいります。</p> <p>教育ローンに対する「茅ヶ崎市勤労者等教育資金利子補給制度」につきましては、高金利時代の勤労者の福祉向上を図るため実施されてきた経緯があります。低金利が続く現在では、その役割は一定程度果たしたものと考えられることから、本制度は令和6年度をもって終了いたします。26本制度の利用者や申請対象者につきましては、郵送で申請書類を送付して利用を促すとともに、貸付利率を引下げた勤労者生活資金貸付制度の活用を促進することにより、勤労者福祉の向上に努めてまいります。経済的理由によりこどもが茅ヶ崎市立小・中学校へ就学することが困難な世帯に対して、学校生活にかかる費用の一部を援助しております。「就学援助制度を知らなかった。」ということがないように、新入学児童生徒、及び在校生の御家庭全世帯に就学援助の申請書を配布し、年度途中には全ての御家庭に「就学援助のお知らせ」を配布し、漏れが生じないよう周知しております。また、令和4年度からは、電子申請の受付開始及び添付書類の簡素化等を見直し、来庁せずにスマートフォン等で申請することが可能となり、利便性の向上を図りました。今後も、援助を必要とする御家庭に情報が行き届くよう努めてまいります。</p>

湘南 地域労福協	茅ヶ崎市	<p>待機児童対策としましては、将来にわたり待機児童が生じないよう、就学前児童数や保育需要率を推計し実情を踏まえて対応してまいります。多様化する保育ニーズへの対応につきましては、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業などに対して支援を行うとともに、一時預かりなどの充実に取り組んでまいります。また、地域の子育て支援拠点として、地域育児センター（1か所）、子育て支援センター（4か所）を設置し、地域や関係機関と連携して、子育て支援を推進しております。今後も、身近な場所で子育てに関する情報提供と相談及び助言等を行ってまいります。</p> <p>生活に困窮された方に対しては、平成29年9月27日にNPO法人もったいないジャパンと協定を締結し、食料支援（食料提供）を実施しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者急増を踏まえ、令和3年3月1日に公益社団法人フードバンクかながわと食品の譲渡に関する合意書を締結し、生活困窮者に対する食料支援（食料提供）の拡充を行っており、生活困窮者が訪れる可能性のある庁内関係窓口には、チラシを配布し情報提供しております。令和4年度以降、随時、フードドライブを実施しております。市民や事業者の皆様から寄付いただいた食品につきましては、「フードバンクかながわ」などを經由し、支援を必要とする方々へ配布されております。今後につきましても、フードドライブの意義を幅広く訴えかけてまいります。</p> <p>フードバンク団体から提供された食糧は、こども食堂を通じて食糧支援を必要としている方に提供されております。また、窓口にチラシを配架し、食料支援を必要とする方にこども食堂やフードパントリーを周知するとともに、児童扶養手当等の案内時に、市内のフードパントリーの実施団体のチラシを同封しております。今後も、支援を必要としている方に情報が届くことで支援につながるよう周知してまいります。</p>
	寒川町	<p>就学援助につきましては、認定基準に基づきながら適切な実施に努めているところです。また、給付型奨学金につきましては、町単独では考えておりません。</p> <p>令和5年4月に町内2施設目の小規模保育事業が開所したことにより、令和5年4月の待機児童は2人となり、昨年令和4年4月の7人から、5人の減となりましたが、待機児童の解消とはなっていない状況です。大規模な施設を設置しても今後定員に満たない場合も想定されるため、将来的な人口推計から保育ニーズを想定し、保育所等が所在している場所等町全体のバランスを考えながら、適切な場所に適切な定員の施設を増やしていくよう、業者等からのご相談に応じてまいります。保育所等の設置により定員を増やすことばかりではなく、他市町村の多様な保育等を参考に、町でできる事業などを模索し、検討してまいります。</p> <p>保育士不足については、町内のどの保育施設も苦慮されており、産休、育児休業等の代替保育士が見つからないなど伺っております。町内保育施設は全て民間施設であるため、町で保育士を募集・雇用することはできませんが、町でできることとして各施設の保育士の募集状況を掲示しております。保育士の処遇改善及びキャリアアップ支援など質の向上については、国の給付費や補助金を活用しながら、施設に補助を行っておりますが、町独自の支援等は行っておりません。今度は他市町を参考にしながら、検討してまいります。</p> <p>様々な観点からフードバンク団体の支援・育成・設立は非常に重要であると考えます。また、社会福祉協議会において平日行っている日常的な食品支援とは別に、月1回、ボランティアの方々が運営の中心となった食品支援を実施しております。今後もフードバンク団体の支援・育成・設立ができるよう社会福祉協議会等と連携してまいります。</p> <p>現在、令和6年度計画初年度の寒川町一般廃棄物処理基本計画を策定中で、新たに食品ロス削減の基本方針や削減目標など食品ロス推進計画も掲げ、また町ではフリーマーケットでのフードドライブ開催や継続的に広報・環境刺蝋の機関紙・ホー19ムページなどを活用し、町内団体のフードバンク活動の周知及び関係団体との連携を図っております。</p>
西湘 地域労福協	平塚市	<p>高等学校等へ通う生徒を対象とした給付型の修学支援金制度を独自に設けています。なお、国の高等学校等就学支援金により授業料の負担軽減を図るほか、神奈川県神奈川高校等奨学給付金（給付型）の事業があります。</p> <p>国や神奈川県の給付型奨学金についての拡充は機会があるごとに要望していきたいと考えています。</p> <p>様々な生活の困りごとの相談窓口である「くらしサポート相談」で、相談者お一人お一人、また、その世帯に状況に応じた、自立に向けた支援プランにより、安定した就労を目指す指導・訓練のほか、支出の削減を図る家計改善相談等、きめ細やかな支援を実施しています。</p> <p>今後も、これらの相談を通じ、相談者の希望や状況に応じて、生活困窮者の自立支援に努めていきます。</p> <p>令和5年度における対応として、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を目的として国の施策である「子育て世帯生活支援特別交付金」の支給に取り組んでいます。また、令和5年12月1日から小児医療費助成制度の対象年齢を18歳の高校生世代まで拡大し、小児に係る経済的負担の軽減を図る取組を開始しています。</p> <p>今後も、国の交付金を活用するなどして、子育て世帯の経済的負担の軽減への取組を検討していきます。</p> <p>潜在保育士の復職就職支援については、年に3回程度市内の民間保育所等が一堂に会した会場で園の様子や雇用状況等を聞くことのできる機会（就職応援フェア）を開催しています。</p> <p>新たに平塚市内の保育所等で就労した場合に、年間最大12万円の交付金を3年間直接保育士に支給、臨床心理士等によるカウンセリングにかかる費用の補助、清掃業務や給食の配膳などの保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対する支援、さらには保育業務のICT化の支援など、様々な取組により保育士の処遇改善を図っています。また、保育士の配置について、1歳児に対しては、国基準の「園児6人に対し保育士1人」のところを「園児4人に対し保育士1人」とすることで、保育の質の向上と保育士の負担軽減を図っています。</p> <p>食品ロスの削減に向けては、国や神奈川県と連携し、消費者へ食品廃棄物の発生抑制の取組や啓発を進めるとともに、食品関連事業者に対し、食品リサイクル制度を周知し普及啓発に努めていきます。</p>
	秦野市	<p>市町村の教育委員会は、小・中学校等の義務教育年齢の子をもつ保護者を対象としているため、高等教育機関への進学のための自治体独自の奨学金制度の創設は困難ですが、子どもたちの学びを保障するため公益財団法人秦野ロータリー奨学基金と連携し、経済的理由で大学進学が困難な高校の生徒や、家計を支える保護者を交通事故で失った交通遺児を対象に奨学金制度を実施していますので、引き続きこの制度の周知に取り組みます。今後も、国等で新しい給付金制度の創設等について制度改正が行われる見込みのため、動向を注視しながら適切に対応してまいります。</p> <p>潜在保育士（資格を持ちながら保育現場で就労していない人）の復職・就職支援については、保育士確保策の一つとして、毎年、「保育のしごと就職相談会」を開催し、潜在保育士の方にもご参加いただいています。</p> <p>保育士の賃金など、処遇改善を図ることについては、6/100地域となっている地域区分を、地域の実態に応じた適切な区分適用となるよう国へ働きかけることについて、例年、「県の施策等に関する要望書」の提出等により県へ要望しているところであり、今後も引き続き、保育士の待遇改善に向けた取組を進めていきます。</p>

	<p>秦野市</p>	<p>職場環境改善に向けた支援策の推進については、保育士の負担軽減を図るため、保育現場におけるICTの導入支援を行っているほか、令和5年10月から各保育所等において使用済み紙おむつの保護者持ち帰りを廃止したことにより、使用済みおむつを子どもごとに振り分ける作業をなくし、業務負担の軽減を図っています。</p> <p>食品ロスの削減の推進に関する法律に規定される食品廃棄物の発生抑制や減量化による削減のために、市では出前講座をはじめとする啓発活動を始め、広報、市ホームページ、市公式ライン、ゴミ分別促進アプリや公共施設へのポスター掲示などにより市民に食品ロスの削減を呼びかけています。</p> <p>粗大ごみリユース促進事業「リユース!もったいないDay!」で、市ホームページやイベントポスターなどによりフードドライブへの参加を呼びかけ、持ち寄られた食品を市社会福祉協議会や「みんなの食堂」などに提供しています。また、生活困窮者等に対して食料支援を行うことで、食品ロスの削減に努めています。</p> <p>消費者月間では公共施設に啓発ブースを設置し、SDGsやエシカル消費の大切さを呼びかけています。また、中学生を対象とした出前講座や市民を対象とした講座を実施し、啓発を図っています。</p>
<p>西湘 地域労福協</p>	<p>伊勢原市</p>	<p>高等教育機関への進学のための給付型奨学金制度等は、国や神奈川県等の制度を活用することから、進学断念や退学につながるような奨学金制度の拡充について国に要望していきます。</p> <p>潜在保育士への支援につきましては、保育所や幼稚園・認定こども園との就職説明会を実施するとともに、令和5年度より職場体験を希望する潜在保育士を短期雇用する保育所等の経費に対する補助事業を開始しています。</p> <p>保育士への処遇改善につきましては、幼児教育・保育における質の向上と安定した施設の運営が維持できるよう、国制度に基づき、施設に対しまして運営費の給付を行うとともに、研修によるキャリアアップを目的とする賃金の処遇改善を行っています。また、職場環境の改善につきましては、国県補助金制度を活用し、保育所等における人材確保のための経費に対する補助事業等を行っています。</p> <p>食品ロスの削減と食品リサイクルの推進に向けて、引き続き、関係各所へ周知するとともに、広報いせはらや市ホームページなどを活用し幅広く普及啓発活動を行っています。また、食品ロス削減の一環として、未使用食料品を有効活用する「フードドライブ」を活用するよう周知していきます。</p> <p>賞味期限に関する商習慣の緩和につきましては、製造業、卸売業、小売業等、フードチェーン全体に関わる問題です。現在、国において、食品ロス削減を目的に、賞味期限の延長等を検討していることから、今後の国の動向を注視していきます。</p> <p>食品ロスの削減につきましては、国が定める毎年10月の「食品ロス削減月間」に合わせ、消費者の理解を深めるため、啓発チラシを窓口に配架しています。引き続き、広報いせはら及び市ホームページやLINE等のSNSを活用し周知啓発に努めていきます。</p>
	<p>大磯町</p>	<p>関係機関と連携し、支援策を引き続き検討してまいります。</p> <p>民間保育施設に就労する保育士に対し、就労支援金の交付を行い、潜在保育士の復職支援を含めた町内の安定した保育体制の構築を図っています。あわせて、施設型給付費の処遇改善加算を適切に活用した中で処遇改善を行っています。また、保育所の職場環境改善に向けては、タブレットや保育アプリの導入によるICT化の促進やオムツの処理費用の補助などを行っており、引き続き支援してまいります。</p> <p>循環型社会を実現するためには、廃棄物の発生抑制と資源化などの再生利用を行うことが重要となることから、引き続き消費者の理解を深めるための啓発に取り組んでまいります。</p>
	<p>二宮町</p>	<p>高校生を対象とした給付型奨学金制度を設けており、経済的援助が必要なご家庭に対して支援をしています。奨学金制度の利用・返還等の相談については、教育総務課で随時受付をしています。</p> <p>国に対する給付型奨学金制度の改善・拡充の働きかけについては、近隣市町の動向も踏まえて対応してまいります。</p> <p>保育士確保策の一環として、就職相談会を実施し、就労機会の提供に努めているほか、保育士就労支援交付金制度を構築しました。また、国や県の補助金を活用し、賃金改善や職場環境の改善に向け、引き続き、支援を実施してまいります。</p> <p>食品ロスの削減のため、食品リサイクル制度の普及啓発を図るとともに、商習慣の緩和に向けて関係者への啓発や消費者の理解を深めるための広報活動に取り組んでいきます。</p>
<p>小田原・足柄 地域労福協</p>	<p>小田原市</p>	<p>現在、国では、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、今後3年間に集中的に取り組む施策の一つに「高等教育費の負担軽減」を掲げています。具体的には、高等教育の無償化の拡大、子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和、授業料後払い制度の抜本拡充などが検討されております。</p> <p>現時点では、本市独自の給付型奨学金制度等の創設や、教育に限定したバウチャー等の支援は考えておりませんが、ひとり親世帯のお子さんを対象とした就学資金の貸し付けに係る相談支援などを行っております。</p> <p>国は、令和5年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、今後3年間に集中的に取り組む施策の一つに「高等教育費の負担軽減」を掲げています。</p> <p>具体的には、高等教育の無償化の拡大、子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和、授業料後払い制度の抜本拡充などが検討されていることから、現時点において、本市独自の給付型奨学金制度等の創設や、給付型奨学金の拡充を国に求めることは考えていません。</p> <p>平成27年度から、全放課後児童クラブにおいて、全学年の児童が利用できるようになってきました。また、令和2年10月から事業運営を民間委託し、平日は放課後から午後7時まで、土曜日や夏休み等は、午前7時30分から午後7時までに開所時間を拡大するとともに、事業者独自のノウハウを生かし、充実した活動プログラムを実施するなどの改善を図っています。</p> <p>放課後児童支援員については、受講対象となる方に順次、資格取得研修に参加していただくなど、有資格者の確保に努めています。</p> <p>今後も、利用者の要望に応えられるよう、事業者と連携しながら放課後児童クラブのサービスの向上を図ってまいります。</p> <p>第4期小田原市地域福祉計画において子ども食堂や高齢者支援、地域のつながり、フードバンクなどの地域福祉活動に取り組む団体等への支援と連携を進めることとしており、市内に本拠地を置くフードバンク活動を主目的とするNPO法人や、当該NPO法人から食料品の提供を受け、定期的にひとり親家庭に配布している福祉団体に対して活動費の助成を行っています。</p> <p>食品ロスの削減、フードバンクやフードドライブなどの活動については、当該NPO法人や福祉団体に限らず、「おだわらSDGsパートナー」等を通じて福祉分野以外の団体とも連携を図りながら、公・民連携により普及啓発に努めてまいります。</p> <p>家庭や飲食店等で発生する食品ロスの削減については、本市の廃棄物対策の課題として捉えています。</p>

	小田原市	<p>食品ロス削減を目指す自治体で構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンなど、国、県、市町村、事業者などと連携した取組を行っております。また、段ボールコンポストを活用した生ごみ堆肥化事業を展開しており、家庭で発生する調理くずなど、生ごみの排出抑制にも取り組んでいます。</p> <p>令和5年度は食品ロス削減に向けた講座や料理教室、食品ロスダイアリーの配布などを実施し、市民に対し啓発するとともに、市内飲食店と連携した「食べきり協力店登録事業」も引き続き進めているところです。</p> <p>今後も、食品ロス削減に向けた事業をさらに推進してまいります。なお、納品期限の緩和や賞味期限の大括り化といった「食品の取引慣行の見直し」については、国から事業者へ呼びかけていることから、今後も取組状況を注視してまいります。</p>
	南足柄市	<p>(教育総務課) 高等学校等に就学し、優秀な成績にもかかわらず、経済的理由のため就学が困難と認められる生徒に対し、南足柄市育英奨学金による給付型の奨学金制度を実施しています。周知につきましては、県西地域の県立高等学校への散らしの配架依頼、広報誌、ホームページでの周知に加え、毎年3月に中学3年生全員に対して募集案内を配布するなど、制度の周知に努めています。</p> <p>(教育総務課) 「南足柄市育英奨学金」による給付型の奨学金制度を実施しています。国への給付型奨学金拡充の要望につきましては、機会を捉えて行っていきます。</p> <p>(こども育成課) 放課後児童クラブの運営につきましては、令和3年12月から小学6年生までの児童が利用できるように拡大し、令和5年4月からは保護者の様々な働き方に対応するため、月1回であった土曜日の開所を毎週利用できるように拡充しました。また、各放課後児童クラブの職員は、神奈川県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」を順次受講し、資格を取得しています。資格を有する指導員が増加することで安心安全を高め、児童の健全な育成に努めています。</p> <p>(福祉課・商工観光課) 市内在住者や企業を含め、食品ロス削減やフードバンク活動に関する啓発等に努めています。今後も引き続き、社会福祉協議会と連携しながら取り組んでまいります。なお、社会福祉協議会において、生活困窮者支援事業として、緊急的な支援を必要とする生活困窮者等に対して食料品の現物援助を行っています。また、同ボランティアセンターにおいて、令和3年度から食料支援プロジェクト「みなみのお福集め」を実施しています。この事業は、経済的に困窮する世帯に対し食料を中心に支援する事業で、ボランティアとともに運営を進めており、事業者や個人等からの食料品等の寄附品を生活困窮世帯に分配しています。</p> <p>(環境課) 毎年10月の食品ロス削減月間に合わせて、広報誌やホームページ等により食品ロス削減の周知を行っています。今年度は、「てまえどり」の普及を目的とした食品ロス削減イベントを道の駅で実施しました。今後も引き続き、食品リサイクル制度の普及啓発に努めてまいります。</p>
小田原・足柄 地域労福協	松田町	<p>就学援助費制度については、平成17年度から準要保護の国庫補助が無くなり、国からの補助金が大きく削減される一方で、当町では年々就学援助費の支出が増加し、厳しい財政状況となっています。今後も国や県内市町村の動向に注視しながら、水準維持に努め、併せて奨学金についても同様に、水準維持に努めます。なお、平成20年度から小学生の保護者を対象に、奨学金制度(福田奨学基金奨学手当)を設置しており、令和2年度より対象者を中学生の保護者までに拡充し、充実を図っています。</p> <p>若者の将来が奪われないよう、国は実態調査に基づいた救済措置を制度化する必要があるため、貧困問題の是正を含め、国への要望を検討してまいります。</p> <p>放課後児童クラブ(学童保育室)は、小学6年生まで受け入れをしております。入室希望者のニーズを把握しながら、安全に運営できるよう努めてまいります。</p> <p>生活困窮者を対象に食品の支援を行うため、NPO法人報徳食品支援センターと継続した連携を図り、フードバンク活動を令和3年5月より実施中です。生涯学習センターに冷凍庫を設置し、いつでもお持ち帰りいただくことができます。また、地域活動として社会福祉協議会において夏休み・春休みに数日にはなりますが、子どもの居場所づくりも兼ねて、ボランティア協力のもと「子ども会食会」を実施しています。</p> <p>消費者への啓発の一層の推進及び関係機関と共に循環型社会に向けた研究に取り組みます。</p>
	開成町	<p>様々な理由から若者の教育を受ける権利が妨げられることのないよう、相談体制及び救済措置の整備・拡充、独自の経済的支援制度や施策等の実施について、必要に応じ対応を検討します。独自の奨学金制度や支援制度については、既存制度の拡充等を研究したうえで、必要に応じ、新制度の設計を検討します。</p> <p>給付型奨学金の拡充については、あらゆる若者が平等に教育を受けることができるよう、環境整備について国に要望してまいります。</p> <p>共働き家庭の増加等の社会情勢に伴い、学童保育所の入所申請率は年々上昇しているため、定員の拡充等、ニーズに応じた対応ができるよう、次期子ども・子育て支援事業計画に反映し、安全性の確保のため、有資格支援員の適正な配置を図ります。</p> <p>地域福祉の課題を解決していくため、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を深め、ネットワークを構築してまいります。フードバンクについては、活動団体への支援・協力を引き続き行ってまいります。</p> <p>町民団体と協働で廃食用油回収を実施しており、廃食用油は鳥の飼料添加剤やバイオ燃料、石けん等として再利用されています。また、食品ロス・削減の為、フードドライブも併せて実施しています。今後も、食品リサイクル制度の普及啓発を行ってまいります。</p>
	大井町	<p>(教育総務課) 就学世帯に関しては、学校教育法に基づく就学援助制度により必要な支援を実施するとともに、経済的理由で就学が困難な方に奨学金の貸し付けを行っています。</p> <p>生活困窮者の自立支援相談には、庁内の関係部署、国、県、社会福祉協議会など関係機関と連携し、必要な支援に結びつけられるよう相談体制の強化を図るとともに、実態把握に努め、今後の支援の在り方について検討してまいります。</p> <p>(教育総務課) 無利子の奨学金制度があり、経済的理由で就学が困難な方に貸し付けを行っています。給付型奨学金制度等については、国を含め制度を取り入れている団体も増えていますので、その創設について今後検討してまいります。</p> <p>(子育て健康課)</p>

小田原・足柄 地域労福協	大井町	<p>既に小学校1年生から6年生までの入所を受け入れており、運営時間についても土曜開所を実施するなど拡充に努めております。支援員につきましては、受講資格を満たした補助員から順次研修を受講し、資格を取得していただいております。有資格者の増員に努めております。</p> <p>(協働推進課)</p> <p>町内の有志で構成するNPOが、フードバンク活動を行っています。</p> <p>このNPOは、町SDGs宣言制度に基づき、町と共にSDGsの普及啓発に取り組む団体であることから、その活動内容を町ホームページで紹介するとともに、町主催の環境イベントに出展して活動内容の紹介を行うなど、地域住民の方にフードバンク活動の理解促進を進める取り組みを行っています。</p> <p>今後も、引き続き連携を図りながら、フードバンク活動の周知に努めてまいります。</p> <p>(生活環境課)</p> <p>食品ロス削減につきましては、家庭から発生する食品ロスの発生状況を把握する組成調査を実施するとともに、広報紙などを通じて、食品ロス削減の必要性とその重要性に関することの啓発活動を行っています。引き続き、関係機関と連携した広報活動に努めてまいります。</p>
	山北町	<p>奨学金制度については、町独自に高校生及び大学生を対象とした貸与型奨学金制度を設けており、返還等にかかる相談を随時受け付けています。また、令和5年度から、条件付きで奨学金返還免除制度を導入しました。</p> <p>奨学金制度については、町独自に高校生及び大学生を対象とした貸与型奨学金制度を設けており、令和5年度からは、条件付きで奨学金返還免除制度を導入しています。</p> <p>放課後児童クラブについては、学年の制限を設けておらず、1～6年生の希望するすべての児童が入所できるよう調整を行っており、待機児童が生じないように努めています。また、保護者へのアンケート調査の結果を元に、延長保育を導入した経過もありますので、今後も利用者の要望について適切に対応できるよう検討していきます。なお、有資格者支援員の増員については、児童数の規模に応じた配置ができていないか、運營業務受託者と必要に応じて調整します。</p> <p>生活困窮世帯支援として、本町では近隣のフードバンク団体と連携して食料品や生活物資の支給を実施しています。また、従来から町内の支援団体への支援を行っています。今後も継続して各団体への支援や連携に取り組んでいきます。</p> <p>食品ロス削減のため、食品リサイクル制度等の広報活動に今後も取り組んでいきます。なお、町でできる取り組みとして、家庭などで使いきれない食品を持ち寄り、フードバンクを通じて食べ物を必要としている方に届ける「フードドライブ」事業を実施しています。</p>
	中井町	<p>(1) 町育英奨学金を今後も継続していくとともに、関係機関と連携をとりながら支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>(2) 町育英奨学金を今後も継続していくとともに、関係機関と連携をとりながら支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>(3) 高学年児童の受け入れを行っているほか、学校休業時における11時間保育を実施するなど、地域や保護者の実情に応じた効果的な対応を充実させています。</p> <p>(4) 社会福祉協議会との連携や町内で活動する民間活動団体等との協力等により、フードバンク活動を引き続き推進していくとともに、町民及び町内企業へ情報提供を進めてまいります。また、町の広報誌やホームページ、SNS等を通じて広く事業活動を周知してまいります。</p> <p>(5) 食品ロスの実態調査を実施し、環境展等で公表するなど普及啓発を行っています。継続して調査を行うとともに、関係機関と連携し食品ロス削減に向けた積極的な情報発信に努めてまいります。</p>
	箱根町	<p>篤志家からの寄付金を主な原資に、高等学校等へ進学する生徒に学資を貸与等し、修学を奨励することを目的として昭和40年度に「箱根町育英奨学金制度」を創設し、これまでに延べ10億円以上を無利子で貸与し、数多くの生徒の進学を支援してきました。令和4年度からは、用途をこれまでの入学資金だけでなく、授業料や通学費、家賃等にも拡大するとともに、高校や大学等を卒業した後、一定期間、町内に在住等した場合には、返還額の一定割合を減免する制度を導入したところであり、その時々が必要に応じて制度の見直し等を行いながら、適切に対応しています。</p> <p>篤志家からの寄付金を主な原資に、高等学校等へ進学する生徒に学資を貸与等し、修学を奨励することを目的として昭和40年度に「箱根町育英奨学金制度」を創設し、これまでに延べ10億円以上を無利子で貸与し、数多くの生徒の進学を支援してきました。令和4年度からは、用途をこれまでの入学資金だけでなく、授業料や通学費、家賃等にも拡大するとともに、高校や大学等を卒業した後、一定期間、町内に在住等した場合には、返還額の一定割合を減免する制度を導入したところであり、その時々が必要に応じて制度の見直し等を行いながら、適切に対応しています。また、給付型奨学金の拡充については、機会を捉えて国や県に働きかけていきます。</p> <p>本町の放課後児童クラブは小学6年生まで利用できます。また、令和2年10月から運営を民間事業者へ委託しており、支援員等の確保に目途がついたことから、令和4年4月以降、土曜日の通年開所や開所時間の延長など、運営内容を拡充し実施しています。委託により安定的な支援員等の確保や、季節に沿った工作やリモート交流など児童の活動の充実や支援員の交流などのスキルアップなども図られており、今後も働きながら安心して子育てができる環境の整備を行ってまいります。</p> <p>現在、町社会福祉協議会をはじめとする団体が、近隣のフードバンク団体と連携して、町内の生活困窮者等への食料支援を行っています。今後、町においても必要に応じてフードバンク活動の推進強化を検討してまいります。</p> <p>食品ロスの削減に向けた普及啓発としては、例年10月の「食品ロス削減推進月間」において、町広報誌での周知をするほか、社会福祉協議会のフードドライブについても町広報誌で周知を行っています。また、箱根町一般廃棄物処理基本計画に則り、事業者と連携して食品ロス削減に向けた取り組みを引き続き検討することとします。</p>
真鶴町	<p>(福祉課)</p> <p>義務教育課程における教材費の無償化について町独自に来年度の予算化を進める考えです。追加的なことの前には、本来の施策を優先すべきだと考えるからです。</p> <p>義務教育課程後については、国・県による支援がもっと手厚くあるべきだと考えています。ただし、町長としては私立学校の無償化については不要だと考えていますし、私学助成は憲法違反だと考えています。私立学校については、もっと教育市場に任せて淘汰されるべきです。また、現在の教育ローンと化してしまった「奨学金」を本来の無利子か返済不要のものに国策として見直すべきだと考えています。</p> <p>(教育課)</p>	

<p>小田原・足柄 地域労福協</p>	<p>真鶴町</p>	<p>義務教育課程後については、国・県による支援がもっと手厚くあるべきだと考えています。ただし、町長としては私立学校の無償化については不要だと考えていますし、私学助成は憲法違反だと考えています。私立学校については、もっと教育市場に任せて淘汰されるべきです。また、現在の教育ローンと化してしまった「奨学金」を本来の無利子か返済不要のものに国策として見直すべきだと考えています。</p> <p>(福祉課) まずは、需給状況を適切に見極めるとともに、保育の質についても定量的・定性的な現状把握に務めたいと考えています。</p> <p>(福祉課) 生活福祉については、より根本的な施策として町民へのアウトリーチを強化し、捕捉率の向上に向けて支援していく考えです。 現在の我が町の限られた人的資源の中では、フードバンクは民間により担われることが望ましいと考えており、公民連携によってニーズを充足したいと考えています。</p> <p>(税務町民課) この案件に経営資源を割く考えはありません。本来であれば、容器包装リサイクル法を改正し、容器包装への課税強化をすることで、併せて過剰な品揃えを抑制し食品廃棄も減らすことができるものだと町長としては考えています。</p>
	<p>湯河原町</p>	<p>(学校教育課) 経済的理由によって、教育を受ける権利が妨げられることのないよう、相談体制等の充実を図ってまいります。また、奨学金については、町独自で育英奨学金制度を実施しており、経済的な理由により高等学校課程の就学が困難な生徒に対し学資等を交付することで、教育機会の確保に努めています。</p> <p>(学校教育課) 「湯河原町育英奨学金条例」により給付型奨学金制度を設け運用しています。また、国における給付型奨学金制度の拡充については、機会を捉え要望してまいります。</p> <p>(社会教育課) 放課後児童クラブにつきましては、当町の3小学校全てにおいて、全学年を対象に実施し、希望者全員が入所しているところです。現在、民間事業者に委託をしており、アンケート調査を実施し、保護者のニーズを把握しながら運営を行っております。</p> <p>(社会福祉課) 広く町民や企業に食料提供をお願いし、町社会福祉協議会が提供された食料を生活困窮される方へ生活支援のつなぎとして提供する「フードコネクト事業」を実施しております。食生活のコーディネーター役である社会福祉協議会と連携を図り、スムーズな食支援を行うための体制を確立するとともに、引き続き事業の周知に努めてまいります。</p> <p>(環境課) 食品ロスの削減のため、町民向けの具体的取り組みを町広報誌に定期的に掲載しております。今後も引き続き町広報誌を活用し、食品ロス削減に向けた啓発活動を行ってまいります。</p>
<p>県中央 地域労福協</p>	<p>座間市</p>	<p>(産業振興課) 独自に「若者労働ワンポイントガイド」を作成し、労働に関する基礎知識や労働法等の改正内容を随時反映し掲載しており、成人式や市内高等学校及び関係施設に配布、配架などしています。また、神奈川県かながわ労働センターが実施している労働相談に関するパンフレットや、かながわ若者就職支援センターの紹介のパンフレット等を庁舎内に配架し、施策の普及、啓発に努めています。今後も関係機関と連携して良質な雇用確保に繋がる事業等について検討していきます。</p> <p>(生活支援課) 生活保護法第8条では、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、行うものとされています。また、同第19条では、実施機関は、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされています。</p> <p>(こども家庭課) ひとり親世帯に対する支援として、令和5年4月から、養育費の支払いに関する取決めを促進するため、養育費に関する公正証書等作成支援補助金を開始したほか、職業訓練給付金制度等の助成や生活支援を案内しています。 職業訓練等の自立支援策については現状で十分と考えており強化の予定はありません。ひとり親世帯への相談対応及び情報提供については、窓口、電話及び本市ホームページで実施しています。</p> <p>(保育・幼稚園課) 保育所の入所については、保育所入所選考基準に定め、選考しています。なお、ひとり親世帯については、調整点数を高く設定しています。</p> <p>(こども家庭課) 子ども食堂を運営している民間団体等の情報については、各団体の意向を確認した上で、市ホームページで活動を紹介しています。 開設及び運営に関する公的支援は、国や県の補助制度があるため、問合せがあった場合に案内しています。市独自の支援を実施予定はありません。</p> <p>(保育・幼稚園課) 保育士の処遇改善については、地域間格差が生じないよう国が統一的に実施すべきです。 研修や人材バンク等、復職及び就職に向けた支援については、神奈川県の実践を本市のホームページで周知しています。</p> <p>(地域福祉課) 社会福祉協議会や、NPO等との連携に加え、庁内の各分野の連携により地域ネットワークの拡大や活動普及に向けた支援の充実に努めます。</p> <p>(こども家庭課) 子ども食堂を運営している民間団体等の情報については、各団体の意向を確認した上で、市ホームページで活動を紹介しています。</p>

	海老名市	<p>(商工課) 労働関係法令の周知のために、新社会人向けの基礎的な労働関係法令をまとめた冊子を窓口に設置して周知を広めております。 雇用確保に向けた事業としては、引き続きハローワークや地域若者サポートステーション、かながわ若者就職支援センター等と連携して取り組んでまいります。</p> <p>(生活支援課) 生活保護の申請は、法に基づいた権利として保障されており、市では、生活保護の相談について、ケースワーカーが親身に応じております。 今後も、市民が安心して生活保護が受給できる体制を変えることなく、堅持してまいります。</p> <p>(こども育成課) ひとり親家庭の自立を支援するため、資格取得やキャリアアップ等の講座費用の一部を給付する「自立支援教育訓練給付金事業」「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」のほか、受講中の生活費の負担軽減を図るための「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施しております。 「高等職業訓練促進給付金等事業」においては、支給要件となる修業期間が時限的に緩和されており、制度を利用しやすくなっています。 生活支援策としては、家賃の一部を助成するひとり親家庭等家賃助成制度を実施しております。また、ひとり親家庭に対する各種手当てや助成などの情報を集約した「ひとり親家庭へ安心な生活のためのサポートブック」を発行・配布しているほか、ひとり親家庭の自立に向けた指導や情報提供、就業支援など様々な相談に対応する母子父子自立支援員を令和4年度から1名増員し、相談環境を充実させてよりきめ細かな対応ができるよう体制を整えております。</p> <p>(保育・幼稚園課) 保育所の入所については、海老名市保育の実施手続等を定める要綱により、優先入所をさせるよう定めており、配慮を行っております。</p> <p>(生活支援課) 複数の団体で子ども食堂を運営していることは把握しておりますが、開設・運営に関する公的な支援は今後の課題として研究してまいります。</p> <p>(職員課) 正規・非正規を問わず、保育士の募集を実施しており、就職を希望する人が自身の希望に沿った勤務条件や勤務内容を選択できるよう募集の幅を広げております。また、賃金等については、人事院勧告に準拠して設定しているところですが、特に、非正規職員の賃金等については、同業種との均衡を図りながら処遇改善に努めております。さらに、勤務時間や勤務条件についても、必要に応じて、条例や規則等の改正を行ってまいります。</p> <p>(生活支援課・福祉政策課) 令和3年7月より、毎月月末に「フードバンクえびな」を実施し、生活困窮者を対象として多くの方にご利用いただいております。なお、「子ども食堂」及び「生理の貧困」等については、支援の充実に向けて今後も研究してまいります。 市民の方から食糧の受付は行っていませんが、民間の「フードドライブ」活動と協力し、生活困窮者を対象に周知し、多くの方にご利用いただいております。</p> <p>(就学支援課) 学校生活において児童及び生徒が生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう令和3年7月から市立小・中学校全19校の女子トイレに生理用品を設置しております。</p>
<p>県中央 地域労福協</p>	大和市	<p>(産業活性課) 若年者への就労及び就職活動等の支援を行うため、ハローワークの職員が講師となり、求職活動の進め方やハローワークの活用方法等を講義する就職活動支援セミナーを定期的で開催しているほか、就職や仕事で抱える悩みに対してキャリアカウンセラーがアドバイスをを行うカウンセリング、パソコンを使用した応募書類の作成指導等と自己分析や模擬面接を合わせて行うセミナーも実施しております。また、藤沢及び大和のハローワーク、管内の商工会議所や近隣の商工会などと連携して、企業の採用担当者と高校の進路指導担当教諭による情報交換会を実施しております。今後もこうした事業を継続しながら、労働関係法令資料の窓口配架等の周知を進め、地域での雇用確保がなされるよう努めてまいります。</p> <p>(生活援護課) 保護の基準については、国の社会保障審議会生活保護基準部会で5年に1度、検証が行われております。 この検証の結果を踏まえた保護の基準について、国が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる基準となるよう定めているものと認識しております。 生活保護の相談窓口では、制度の概要について、国の「生活保護行政を適正に運営するための手引き」等の内容を踏まえた生活保護のしおりを用い、丁寧に説明を行うとともに、真に生活保護を必要とされるかたの利用につながるよう適切かつ迅速な事務の実施に努めております。</p> <p>(こども総務課) ひとり親世帯に対しては、従前より児童扶養手当の支給や医療費の助成、市独自の家賃助成等の経済的支援を行っております。また、就業を効果的に促進する自立支援事業やメール相談といった相談事業の充実を図るとともに、保育所の優先入所に係る配慮を行うなど、生活の安定と就業・自立に向けた支援に努めてまいりました。 今後も物価高騰等によるひとり親世帯の生活実態への影響を注視し、利用可能な支援策について十分な周知を行っていくなど、引き続きひとり親世帯への支援に努めてまいります。</p> <p>(こども・青少年課) 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を図るために、令和5年度は新たに市内2か所を増やし、合計8か所の子ども食堂に対して運営等に関する補助金を交付しており、今後も補助金交付団体の増加に努めてまいります。</p> <p>(ほいく課) 潜在保育士の復職支援につきましては、平成30年度から保育体験事業として就業支援プログラムを公立保育園で実施し、体験を通して保育士としての働く喜びを再認識してもらうことや、</p>

	大和市	<p>自信を得る機会を提供することで復職の意欲を高め、実際の就労につなげる取組を実施しているほか、子育て中の保育士には、認可保育所等の利用調整において優先措置を講じるなど、積極的にその復職を支援しております。</p> <p>保育士の処遇改善につきましては、国や県と協調しながら継続的に補助の充実を図っており、国に対しては引き続き公定価格における地域区分の見直しや保育士確保の観点から更なる処遇改善を要望してまいります。</p> <p>(生活援護課、こども・青少年課、保健給食課、市民活動課)</p> <p>生活困窮者が食の支援を必要とする際に、生活援護課では、予算を計上し非常用食品を購入しております。</p> <p>保存している食品の中から、保護申請から決定までの期間で食べる食品がなくお困りのかたに食品を提供しているほか、大和市社会福祉協議会と連携して企業等から寄附を受けた食品の提供を行っております。フードバンク事業団体との連携につきましては、運搬体制や保管場所等の課題もありますが、適切な支援ができるよう検討してまいります。</p> <p>運営を支援している「こども食堂」につきましては、市の広報誌等を通して市民に「こども食堂」の実施を周知するとともに、食料品等の寄附を呼びかけることで地域資源の有効活用を図っております。また、こども食堂運営団体を対象とした情報交換会を行うことで、運営団体相互の連携を図っております。また、生理用品につきましては、令和3年度から小中学校の女子トイレに配置し、無償配布を実施しております。</p> <p>諸活動の普及等に関しましては、市民活動推進補助金交付事業等を実施し、様々な市民団体に対する支援の充実に努めております。</p>
県中央 地域労福協	綾瀬市	<p>(工業振興企業誘致課)</p> <p>労働関係法令に関するチラシ等を窓口に配架し、普及啓発に努めております。また、かねてより市役所内に設置しているジョブスポットあやせにて求職者への職業紹介を行うほか、ハローワークと連携し、就職面接会を実施する等、雇用促進に向けた取組を実施しております。</p> <p>その他、就職未内定の高校生及び就職担当の教員を対象とした企業訪問事業を実施し、若年者雇用対策にも取り組んでおります。</p> <p>(福祉総務課)</p> <p>生活保護の基準については物価高騰を考慮した改定となっており、令和6年度中まで継続される予定となっております。また、生活保護事務においては、市民が不安を感じることはないよう、これまでと同様に、生活保護法及び関連規定等にのっとり、申請権を害することなく適正な対応に努めてまいります。</p> <p>(こども未来課)</p> <p>ひとり親世帯への支援は、母子・父子自立支援員を中心とした生活・就労等の相談業務や養育費の確保に向けた公正証書作成等に係る経費の助成を実施し、その相談者に応じた支援に繋がられるように取り組んでおります。また、現在、保育所入所選考基準において、「ひとり親世帯」については加算調整を行い、対応しております。</p> <p>情報提供の面では、広報やホームページのほか、綾瀬市公式LINE等も活用しながら情報発信を行ってまいります。</p> <p>(こども未来課)</p> <p>「子ども食堂」について、継続的な運営が図られるよう、定期的の実態やニーズの把握に努めるとともに、関係各課及び関係機関と連携しながら、新たに開設する運営者に対しても意見を聴取し、既存の補助制度等を説明するなど支援を行ってまいります</p> <p>(保育課)</p> <p>潜在保育士の復職・就職支援の取り組みとして、かながわ保育士・保育所支援センターなどを通じて求人情報の送付を実施し、市内保育所等とマッチングする機会を提供しています。また、民間保育所等に対して保育士の増員及び処遇改善のための人件費や家賃補助、奨学金返済に係る費用の補助などの様々な事業を展開しているところです。</p> <p>今後も事業効果の検証や他市での取り組み事例、保育現場との意見交換などを通じて、処遇改善等に資する事業を検討してまいります。</p> <p>(福祉総務課)</p> <p>フードリンクや子ども食堂を実施している市内食料支援団体への支援や、フードバンク及びフードドライブを実施しているフードバンクかながわ等と連携して、未利用の食料品の有効活用及び貧困の問題等への対応に取り組んでおります。また、生理の貧困については、市役所や保健福祉プラザにて生理用品を配付しております。今後につきましても地域におけるネットワークの拡大や活動の普及に向けた支援の充実を図ってまいります。”</p> <p>(こども未来課)</p> <p>「フードリンク」や「こども食堂」については、母子・父子自立支援員等を中心とした生活・就労等の相談者や、児童扶養手当等の受給者へ案内をしております。また、相談の中で、必要とする方へは生理用品の提供を行っております。</p>
厚木愛甲 地域労福協	厚木市	<p>未来を担う生徒の夢の実現を応援するため、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象に、高校等へ入学に要する費用及び高校等における修学における費用として、給付型の奨学金制度を実施しております。</p> <p>高等教育機関への進学のための給付型奨学金制度につきましては、文部科学省や日本学生支援機構において、入学金及び授業料の免除や給付型奨学金制度が整備されていることから、他自治体における創設状況等を調査してまいります。</p> <p>返済支援につきましては、大学在学中に受けた奨学金を返済する市内在住の勤労者に対し、返済費用の一部(年12万円上限・最長7年間)を助成する制度を設けております。また、看護職や介護職、保育士・幼稚園教諭などの専門職を対象とした奨学金返済事業(年20万円上限・最長3年間)も別に実施しており、奨学金を返しながらかつて働く若者を支援しております。</p> <p>今後につきましても、奨学金制度や返済支援制度について、国等の状況を注視しながら、必要に応じて研究してまいります。</p> <p>放課後児童クラブにつきましては、新たな受入れ場所や指導員の確保に努めるなど、待機児童の解消に取り組むとともに、引き続き、市民ニーズを捉えた運用に努めてまいります。</p> <p>食品ロスの削減を推進するため、令和5年3月に厚木市食品ロス削減推進計画を策定いたしました。毎年6月の環境月間、10月の食品ロス削減月間、広報、イベント等を通して、食品</p>

厚木愛甲 地域労福協	厚木市	を購入する際の「てまえどり」や会食時の「3010運動」を始めとする食品ロス削減の周知啓発に取り組んでおります。食品ロス削減の取組は、ごみ減量化においても重要なものであると認識しておりますので、引き続き周知啓発の取組を行ってまいります。
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

4. 多重債務対策の強化

- ① ●●市は、多重債務者の早期発見と生活再建を可能とする行政・自治体の役割発揮し、成人年齢引下げに伴う多重債務対策や複合的な相談体制の充実・強化などを講じるとともに、政府の「多重債務相談強化キャンペーン」の充実を図り、多重債務防止の啓発活動など必要な対応を行なうこと。

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	回答なし
川崎 労福協	川崎市	<p>(経済労働局消費者行政センター) 内閣府に設置された「多重債務対策本部」などが実施している「多重債務相談強化キャンペーン」の一環として、多重債務者の発掘と、その債務整理や生活再建に向けた家計管理等の相談を、弁護士等の専門家が受ける「多重債務者特別相談会」を毎年12月頃に開催しております。また、「ギャンブル等依存症対策基本法」に関わる国の動向を注視し、健康福祉局、教育委員会等庁内関係部署で構成された「多重債務関係者連絡会議」において、情報の共有化に努めるとともに、関係機関との連携を図り、多重債務者の早期発見と生活再建に取り組んでおります。多重債務問題に関する市民向けの啓発としまして、本市発行の「消費生活安心ガイド」でも取り扱っており、区役所等で配架するなど、必要に応じて配布を行っております。今後とも、相談体制の充実・強化を図るとともに、消費者被害の救済と未然防止・拡大防止に努めてまいります。</p> <p>(経済労働局消費者行政センター) ・「消費生活安心ガイド」は、契約の基礎知識や消費者トラブル事例など消費者が知っておくべき情報をまとめた啓発冊子です。紙媒体では、区役所等で配架・配布を行っているほか、講座等の参加者にも配布を行っております。また、電子媒体では、消費者行政センターのホームページに掲載し、閲覧できるようにしております。引き続き、多くの市民の方々に知っていただけるよう様々な機会での啓発に努めてまいります。</p>
相模原 地域労福協	相模原市	回答なし
三浦半島 地域労福協	横須賀市	要請なし
	三浦市	要請なし
	鎌倉市	要請なし
	逗子市	要請なし
	葉山町	要請なし
湘南 地域労福協	藤沢市	<p>生活再建支援の窓口については、福祉部等に各種相談窓口を設けており、必要に応じて関係課や、外部の相談窓口との連携を図りながら対応しております。</p> <p>多重債務相談については、市民生活相談員や消費生活相談員が相談を受け、財産状況や債務状況を聞きながら、債務整理の方法などについて説明を行っています。平成20年度からは、適切な手段を講じられるよう、神奈川県弁護士会と協定を締結し、専門の多重債務に係る弁護士相談を実施しており、必要に応じてご案内しております。また、消費生活パネル展等で適宜、多重債務相談問題のパンフレットやポスターを活用し、啓発活動と相談窓口の周知を行っております。</p>
	茅ヶ崎市	<p>平成19年10月から多重債務に陥った方に対し、生活再建へ向けた適切な助言を行うために、職員及び消費生活相談員による多重債務相談を実施しており、必要に応じて神奈川県弁護士会に委託し開設している「多重債務法律相談」につなげております。また、多重債務問題に的確に対応していくために、関係部局間の共通認識の醸成や、多重債務者の掘り起こし等を継続的に実施しております。なお、令和4年度の多重債務相談の件数は52件と、令和3年度に比べ15件減少しておりますが、財務省、神奈川県、法テラス(日本司法支援センター)、神奈川県弁護士会等の関係機関と連携を図りながら、多重債務者及び多重債務となる可能性がある方々の支援をしております。</p>
	寒川町	<p>生活再建支援につきましては、消費生活相談において債務状況等を確認、整理した上で、県の窓口や他機関の紹介を行っておりますが、今後も個々の状況に応じた支援が出来るよう努めてまいります。また、多重債務問題啓発活動の強化につきましては、問題を抱えている年代に応じた、効果的な啓発方法を考えながら対応してまいります。</p>
西湘 地域労福協	平塚市	要請せず
	秦野市	要請せず
	伊勢原市	要請せず
	大磯町	要請せず
	二宮町	要請せず

小田原・足柄 地域労福協	小田原市	回答なし
	南足柄市	回答なし
	松田町	回答なし
	開成町	回答なし
	大井町	回答なし
	山北町	回答なし
	中井町	回答なし
	箱根町	回答なし
	真鶴町	回答なし
	湯河原町	回答なし
県中央 地域労福協	座間市	(市民広聴課) 消費生活センターでは関係部署と連携し、相談内容に適した専門機関への案内や債務整理に関する情報提供などに努めています。 (地域福祉課) 生活困窮者自立支援制度における多重債務者対策については、家計改善支援事業の実施などによる相談支援体制を構築しています。自立相談支援事業による包括的な支援と併せ、引き続き多重債務者の自立に向けた支援を実施します。
	海老名市	(市民相談課) 多重債務者への相談対応については、海老名市消費生活センターにおいて相談者の状況確認を行った後に、提携している弁護士事務所に繋ぎ、解決を図るなど、個々の相談者の状況に即した対応を行っております。また、多重債務の相談機関等多岐にわたるため、それぞれの相談機関の情報収集を行いながら、個々の相談者の状況に応じた適切な相談機関を案内できるよう努めてまいります。
	大和市	(市民相談課) 借金やカードローンなどの返済に関する相談窓口を常時開設しており、債務整理を希望するかたには弁護士等の法律専門家に相談を引き継ぎ、多重債務からの脱却に向けた支援を行っております。
	綾瀬市	(市民課) 消費生活センターのほか、司法書士や弁護士による無料相談において対応しております。
厚木愛甲 地域労福協	厚木市	回答なし
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

5. 消費者政策の充実・強化について

① 多様化する消費者ニーズとDX化を想定し、消費生活相談員の育成をはじめ相談員確保の強化ための対策を重点課題と位置づけ取り組むこと。

② 民法の改正により、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ多重債務の低年齢化など社会問題に発展することが懸念されることから、若者を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」を強化すること。

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	回答なし

川崎 労福協	川崎市	<p>(経済労働局消費者行政センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年増加する相談への対応については、県や国民生活センターなどが開催する研修に相談員が多く参加できるよう情報を共有し、受講した相談員からの情報をもとに相談員同士の連絡を密にすることから今後も相談窓口の充実を図ってまいります。また、年々手口が巧妙化している不当請求や悪質商法に対しては、関係行政機関や警察等との連携を図り、情報収集・情報交換を行い、未然防止・被害防止に努めてまいります。 消費者教育の取組として、市内全中学3年生を対象とし、若者に多い消費者被害事例を漫画で紹介するデジタル教材を作成し、GIGA スクール端末からアクセスできるようにしているほか、高校生向けに契約や消費者トラブル防止等について学べる教材を必要に応じて提供しております。また、今年度においては、昨年度に引き続き、これから成年になる若者等を対象とした契約に関する注意喚起動画を作成し、デジタルサイネージやSNS広告等を予定しているところです。今後とも、消費者行政センターと教育機関で連携し、教育現場で活用できる消費者教育の教材の充実等に努めるとともに、時宜に合った注意喚起や啓発を行い、若者の消費者被害の防止に向けたさらなる取組を推進してまいります。 複雑化・多様化する消費生活相談に迅速かつ適切に対応していくため、弁護士等による専門的な助言を受け、問題解決に向けた消費生活相談体制の高度化を図ります。また、デジタル化の進展など社会経済環境の変化により整備された関係法令等に対応するため、研修の充実を図るとともに、相談員の確保や社会のデジタル化に伴う消費者被害の救済に向けたさらなる取組を推進してまいります。
相模原 地域労福協	相模原市	<p>消費者相談窓口の充実につきましては、令和3年4月1日より、市内3か所(緑区・中央区・南区)にあったセンターを1か所(緑区)に集約し、電話回線の増加、来所相談ブースの増加等を行いました。また、旧センターがあった中央区、南区の市民相談室より、インターネット回線を通じてオンラインで相談ができる体制を整え、インターネット環境等の確保が難しい市民の皆様からでも相談が可能となっております。</p> <p>相談時間拡大につきましては、毎月第2・4金曜日は午後6時まで相談を受け付ける延長相談の実施、また、平日土日に加え、県内唯一祝日に相談受付を実施しております。今後も、引き続き、相談窓口の充実にも努めてまいります。</p>
三浦半島 地域労福協	横須賀市	要請なし
	三浦市	要請なし
	鎌倉市	要請なし
	逗子市	要請なし
	葉山町	要請なし
湘南 地域労福協	藤沢市	<p>2022年(令和4年)4月1日に成年年齢が18歳へ引き下げられたことにあわせ、昨年度は5月に市役所本庁舎1階で開催した消費生活パネル展において、成年年齢引き下げをテーマ20に特集を組み、被害の拡大を防ぐための啓発を行いました。また、消費者のための啓発紙である「消費生活情報誌Life(ライフ)」においても、成年年齢引き下げにより予見される悪質商法への注意喚起の特集を組んでおります。今後も引き続き、市ホームページや広報ふじさわ・各種イベントを活用し、国・県とも連携しながら積極的に情報収集と啓発を進めてまいります。</p>
	茅ヶ崎市	<p>未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」により契約を取り消すことができますが、令和4年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳での未成年者取消権は行使できなくなりました。なお、成年を迎えた若者が消費者トラブルに遭わないようにするためには、早い段階から、契約に関する知識を学び、様々なルールを知るとともに、その契約が必要かよく検討する力を身に付けておくことが重要です。</p> <p>上記の内容をまとめ消費者庁が作成した、成人年齢引下げに関する啓発動画を本市でのイベントで活用することや、市内の高等学校へ消費生活センターで実施している出前講座や、若者向けの消費者が知っておくべき内容をまとめた啓発パンフレットの配布等により、消費者教育の啓発に努めております。今後につきましても、国・神奈川県と連携し、消費者被害を未然に防げるよう、注意喚起してまいります。</p>
	寒川町	<p>2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなることで、契約や買い物、悪質商法などの被害拡大が懸念されていることは認識しております。被害拡大防止のため、若者への啓発については今後も引き続き行ってまいります。また、国・県との連携による実効性のある施策の実現につきましては、近隣の状況をみながら検討してまいります。</p>
西湘 地域労福協	平塚市	<p>若年層(小・中・高等学校、専門学校、大学等)に対し、消費者被害防止のための啓発事業(パンフレット等の配付やSNSによる呼びかけ)の実施や、被害に遭った場合の相談窓口(消費生活センター)の周知を行っています。今後も若年層の被害防止及び相談窓口の周知に努めていきます。また、国・神奈川県などが主催する消費者被害防止に関する職員研修にも積極的に参加するとともに、神奈川県の補助金等を活用し、実効性のある施策を展開していきます。</p>
	秦野市	<p>成年年齢引下げに伴う啓発活動として、消費者月間において、公共施設に消費トラブル防止コーナーを設置するなど、消費トラブルを未然に防げるように注意喚起を行っています。今後も引き続き、消費者庁等が発行するパンフレットなどを活用し、庁内が実施する若者向けの事業等において情報提供を行い、市民の安全な消費生活の確保に努めます。</p>
	伊勢原市	<p>成年年齢の引き下げに伴う被害の未然防止を図るため、市消費生活センターの消費生活相談員による市内の高校への出前講座を実施し、国や神奈川県が作成した啓発資料の配付を行うとともに、市の広報紙やホームページ、SNS等により、若年層を含めた市民への周知啓発に引き続き努めていきます。</p>
	大磯町	<p>成年年齢引き下げに伴う若年層の悪質な消費者被害防止については、ホームページやチラシを活用して町民へ広報啓発を図るとともに、成人式での啓発活動や消費生活職員出前講座などの実施を通じて消費者被害の未然防止に努め、トラブルに巻き込まれた場合の相談体制を維持してまいります。</p>
	二宮町	<p>成人年齢引下げに伴う消費生活トラブル未然防止啓発のため、中学3年生に対する出前講座の実施やリーフレットの配布など、教育委員会と連携しながら継続して取り組みます。</p>
小田原・足柄 地域労福協	小田原市	<p>成年年齢の引下げに伴い、若年層が悪質業者からの消費者被害に遭うことのないよう、市内の学生に対してリーフレットを配布するほか、「はたちのつどい」においてチラシを配布するなど注意喚起をしております。また、若年層の被害が拡大することのないよう、神奈川県とも連携しながら、実効性のある施策を進めてまいります。</p>

	小田原市	<p>さらに、若者から高齢者まで幅広い世代の消費者被害の未然防止のため、悪質商法への対策を記載した「悪質商法・詐欺撃退カレンダー」を自治会加入世帯や関係機関等へ配布し、注意喚起を図っております。また、多様化する消費者問題に対応するため、各種講座を開催し、消費者の知識の向上を図るとともに、「広報小田原」への掲載や「パネル展示」を実施するなど、被害防止のための啓発事業を行っております。</p> <p>令和5年度、住民の利便性向上等を目指し、マイナンバーカードを活用した地域ポイントアプリの導入や、マイナンバーカードの図書館カード化を開始いたします。導入に当たっては、国の方針等に則り、システム等に厳格な個人情報保護策を講じてまいります。</p>
	南足柄市	<p>(秘書広報課)</p> <p>成年年齢が引き下げられたことで発生する消費者被害を防止するため、市内中学校2年生と市内高等学校3年生への消費生活出前講座の実施や消費生活センター管内の高等学校3年生への啓発資料配布を行っています。今後も消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向け、広報誌及びホームページへの消費生活情報の掲載、消費生活出前講座の実施、県作成の啓発動画映写、各種行事での啓発資料の配布など、若者から高齢者までの幅広い世代に対して啓発活動を行い、神奈川県などの関係機関と連携しながら注意喚起に努めてまいります。</p>
	南足柄市	<p>(企画課・市民課・総務課)</p> <p>次期行政改革基本方針の中で、「デジタル化の推進」を重点取組の一つとしています。デジタル化の流れに対応し、積極的かつ効果的にデジタル技術を活用することで、市民サービスの向上や業務の効率化など、自治体DXを推進していきます。その一つとして、「書かない窓口」を拡充し、来庁者の届出や申請書の記入負担の軽減と、利便性の向上に努めてまいります。また、マイナンバーカードの普及にあたっては、引き続き国や県と連携して進めてまいります。なお、当市の保有する個人情報に関しましては、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」などに基づき適切に取り扱っております。</p>
	松田町	<p>町行政において、18歳・19歳を対象に直接、啓発できる機会は極めて少ないですが、若い世代が集まるイベント等を捉えて、注意喚起を行ってまいります。また、幅広い世代へ向けた消費者行政の普及啓発についても、これまでと同様に県と連携しながら、周知活動を展開していきます。</p> <p>デジタル技術を活用し、安全で利便性の高い行政サービスを住民に提供できるようデジタル行政基盤の構築を目指します。</p> <p>マイナンバーの普及に向けては、国・県と連携しながら申請・交付、更新等の手続きやカード利用についての周知を図ると共に、提供された個人情報の保護に対し一層の対策強化に努めます。</p>
	開成町	<p>若者の消費者トラブルを防ぐため、各種広報媒体を通じた注意喚起、相談窓口の周知のほか、警察や消費生活センター等との連携を強化し、消費者被害の未然・拡大防止や倫理的な消費者行動についての普及・啓発を図ります。</p> <p>デジタル技術の活用により住民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの環境整備に取り組むとともに、新たなデジタル行政基盤の構築をめざします。また、マイナンバーカードの普及にあたっては、政府の動向を見据えつつ、必要な情報セキュリティ対策を講じ個人情報の保護の徹底を図ります。</p>
小田原・足柄 地域労福協	大井町	<p>(防災安全課)</p> <p>消費者被害の未然防止や拡大防止については、県や関係機関と連携し、SNSを活用した注意喚起に努めております。また、未成年者取消権喪失を狙った悪徳業者による被害の拡大防止については、引き続き、啓発パンフレットなどを用いた注意喚起も行ってまいります。</p> <p>(町民課)</p> <p>行政のデジタル化につきましては、行政手続きの利便性の向上を図るため、行政手続きのオンライン化に引き続き取り組みます。今後は、DXの推進やデジタル人材の確保・育成に取り組んでまいります。また、マイナンバーカードの普及につきましては、引き続き国や県と連携し町民への周知を進めるとともに、個人情報保護策については適切なセキュリティ対策を講じてまいります。</p>
	山北町	<p>足柄地域1市5町共同で南足柄市消費生活センターを運営し、消費生活相談や消費者保護のための事業を推進しています。その他、消費者トラブルの未然防止に向け、町広報紙やホームページなどで周知啓発を行うとともに、県とも連携しながら新たな施策を検討していきます。</p> <p>「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタルの力を活用した社会課題の解決に向けた取り組みについて検討していきます。</p>
	中井町	<p>県・消費生活センターと連携し、町広報誌・ホームページでの周知や未成年者を対象とした啓発冊子の配布などにより引き続き消費者被害の未然防止や拡大防止に努めてまいります。</p> <p>国の進めるデジタル化の動きに合わせ、本町においてもデジタル化を更に推進し、町民の利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進、利活用の促進についても引き続き取り組んでまいります。また、個人情報の保護に関しましては、厳格な保護を引き続き行ってまいります。</p>
	箱根町	<p>箱根町は真鶴町・湯河原町とともに、平成15年度から消費生活に関する事業を小田原市消費生活センターへ委託しており、連携・協働して圏域内の消費生活に係る問題に取り組んでおります。成年年齢引き下げに伴い懸念される被害の注意喚起や多様化する消費者トラブルに係る対応についても今後下郡1市3町、県と連携し対策を検討してまいります。</p> <p>令和5年10月に公表しています「箱根町DX推進計画」に基づき、笑顔があふれるwell-being（幸せ）な未来のまちを目指すとともに、「個人情報の保護に関する法律」及び「箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人情報の保護策を講じながら、デジタル化を進めてまいります。</p>
	真鶴町	<p>(税務町民課)</p> <p>この案件に特別に経営資源を割く考えはありません。国・県により対応がなされるものと考えています。</p> <p>(政策推進課)</p> <p>もとより、町長としては日本一のスマートタウンを目指す考えを標榜しており、町民向けのサービスについても、内部のDXについても、進める考えです。個人情報保護については、むしろ現在のアナログ対応よりも強化が図れるものと整理しています。</p>
	湯河原町	<p>(住民課)</p> <p>悪徳商法やマルチ商法など、さまざまな消費者トラブルを未然に防止するため、相談事例などをわかりやすく掲載したチラシを各区へ回覧し、定期的に注意喚起を行っております。また、相談窓口である小田原市消費生活センターを周知するため、成人の日、敬老のつどいのほか町内で開催されるイベントで啓発品を配布し、消費者トラブルの防止に努めてまいります。</p> <p>(庶務課・デジタル推進室)</p> <p>個人情報保護を含むセキュリティについて、以前から湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例や湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定しており、定期的な職員研修も実施しております。また、各システムへのログインについても静脈認証や権限設定などの利用制限を行っております。今後も、コンプライアンスや情報セキュリティ対策の向上に努</p>

	湯河原町	めてまいります。
県中央 地域労福協	座間市	<p>(職員課) 会計年度任用職員の処遇については、国及び近隣市の状況等を把握した上で適切な対応に努めます。</p> <p>(市民広聴課) 消費生活センターについては、全日相談員の二人体制維持に努めています。また、相談員の研修機会の確保に引き続き努めます。</p> <p>(市民広聴課) 消費生活センターでは、成年年齢の引下げによる消費者トラブルについて、広報ごまでの周知及び市民広聴課窓口においてポスターを掲示し、注意喚起をしています。また、若年者に対する消費者教育を推進する消費者庁の意向を受け、令和5年度の成人式において、消費生活センター及び消費者トラブルについて啓発を実施します。 今後も消費者庁及び県の動向を注視し、注意喚起を行います。</p>
	海老名市	<p>(市民相談課) 海老名市消費生活センターでは、祝日を除く、月曜日から金曜日の毎日、相談員が3人体制で午前9時30分から午後4時まで相談を受け付けております。 必要とされる資格をもつ相談員は、国民生活センターや神奈川県主催の研修等に積極的に参加し、情報収集や相談員としての能力向上を図っております。 今後も、消費生活センター機能の充実強化に向け、専門知識の習得のための研修への参加や処遇改善にも努めてまいります。</p> <p>(市民相談課) 海老名市消費生活センターにおいて相談対応を行うとともに、成年年齢引下げに特化したリーフレットを配架するなど注意喚起に努めております。また、国・県などの対応状況を注視し、情報収集を図りながら、被害拡大の防止に取り組んでまいります。</p>
	大和市	<p>(市民相談課) 消費生活センター相談員につきましては、有資格者を採用し、国民生活センター等が行う研修に積極的に参加するとともに、定期的に弁護士との勉強会を開催し、スキルアップを図り、消費生活センター機能を充実させております。また、相談員を継続的に確保するため、処遇につきましては、近隣他市等の状況も踏まえ、人事所管課と適切に調整しております。 消費生活センターにおきまして、国・県等からの情報提供事項に注視し、広報やメディア出演、イベント実施などを通して広く周知・啓発活動を行っております。</p>
	綾瀬市	<p>(市民課) 必要な相談員の確保をするとともに、人材育成専門研修等の活用により、相談員のスキルアップと相談体制の強化を図っております。また、令和2年度より一般職の会計年度任用職員として任用し、身分の向上と処遇面の改善を図っております。</p> <p>(市民課) 広報や、市ホームページにおいて、昨年度及び今年度、成人年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブルの注意喚起を行っており、毎年本市で開催しております、成人式においても注意喚起のためのリーフレットを配布しております。今後とも関係機関と連携してまいります。</p>
厚木愛甲 地域労福協	厚木市	<p>市内高校に通学する全学年約6,000人に向けて、消費者庁の教育教材や啓発物品を配布し消費者ホットライン188(いやや)を周知するとともに、令和3年8月から市役所本庁舎に「契約は自己責任18歳から大人若者をねらった消費者トラブルに注意!」のメッセージを盛り込んだ懸垂幕を掲出するなど、消費者被害防止に向けての意識啓発に努めているところです。 さらに、令和4年度からは、市内大学において、4月に入学したばかりの学生を対象に消費者生活相談員が講師となり、消費者トラブルに遭わないためのポイントを分かりやすく解説する「出前講座」なども開催しております。 今後につきましても、成人年齢引下げに伴う被害の注意喚起に努めてまいります。</p>
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

6. 安心して暮らせる地域社会づくり

(1) 地域医療体制の充実・強化 (2) 介護従事者の確保 (3) ヤングケアラー対策 (4) 人権が保障され共生する地域社会づくり

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	<p>(政策局) 残る市内米軍施設及び区域の早期全面返還に向け、返還方針が合意された施設及び瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとする他の施設・区域の返還促進を、引き続き国へ働きかけていきます。また、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの部隊の新編によって地域が負うリスクについては、合意した国が責任をもって軽減に取り組むべきものと考えています。その上で、本市として最も重要なことは、市民の皆様に必要な不安を与えず、市民生活の安全・安心を守っていくことだと認識しています。引き続き、国には、米側からの情報収集と、市民生活の影響を最小限に抑えるための対策に取り組むことを求めています。</p> <p>(市民局) ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民がお互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(市民局) 法改正を伴う制度の改善については、国において幅広い視点から議論して結論を出すものと考えますが、本市としては、市民に身近な基礎自治体として、性的少数者の方々をはじめ、一人ひとりの市民が、お互いに人権を尊重し合い、ともに生きる社会の実現に向けて取り組んでまいります。また、引き続き、市民向け啓発等を実施し、性的少数者の方々に対する理解の促進と啓発を行うことで、差別防止の取組を進めてまいります。</p> <p>(市民局) 職員向け研修を実施しているほか、性的少数者の方々を含め、全ての人々が自分らしく働ける職場づくりの実現に向け、企業向け研修を実施しています。このほか、性的少数者の方々に関するタペストリー展示及び交通広告、広報よこはま「人権特集」への記事掲載といった市民向け啓発等を実施しています。引き続き、研修や市民向け啓発等を実施し、性的少数者の方々に対する理解の促進と啓発に取り組んでまいります。</p> <p>(教育委員会事務局) 令和3年度からの給食実施に伴い、本市が献立作成や食 材調達の規格策定などを担うことで、国産や地場産、旬の食材を活かし季節を感じられる献立を取り入れるなど多彩なメニューを提供するとともに、生徒が考案したメニューや地元企業とのコラボメニューなど、生徒にとって魅力的な献立を提供しているところです。また、生徒や保護者の皆様をはじめ、様々な方からのご意見を伺いながら、献立や味付けの改善にも取り組んでまいりました。令和8年度からの全員給食の実施に向けて、引き続き、安全・安心で生徒に喜ばれる給食を提供できるよう取り組んでまいります。アレルギー対応については、令和8年度から主要8品目に対応したアレルギー代替食を提供できるよう、新たに建設する工場をアレルギー代替食の提供に向けた拠点施設として位置付け、必要とする全ての生徒にアレルギー代替食を提供できる体制を整備してまいります。</p> <p>(教育委員会事務局) 日本学生支援機構が実施する奨学金制度については、実施主体の動向を踏まえながら適切に対応します。小・中学生に対しては就学援助制度、高校生に対しては横浜市高等学校奨学金制度により経済的支援を行っており、引き続き窓口となる学校と連携を密にし、児童生徒自身に直接届く支援の充実に取り組みます。</p> <p>(教育委員会事務局) 横浜市高等学校奨学金の支給額については、高等学校等就学支援金等、国や神奈川県による高等学校の学費支援制度が拡充してきていることから、増額は検討しておりません。成績要件については、令和元年度に4.00以上から3.70以上に、令和5年度に3.50以上に緩和しています。高等学校等就学支援金について、高所得世帯に対する所得制限を設けて高校授業料の無償化を実施し、低所得世帯への支援を拡充しています。</p>
川崎 労福協	川崎市	<p>(健康福祉局地域医療担当) 人口減少・高齢化の進展に伴い、医療ニーズの質・量が徐々に変化している背景をふまえ、感染拡大時の短期的な医療需要には、県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、引き続き、着実に取組を進めていく必要があると考えております。</p> <p>(健康福祉局介護保険課) 地域支援事業（統合事業）の介護予防・生活支援サービス事業費については、国の定める額を勘案し、同水準の単価を設定しております。</p> <p>(健康福祉局高齢者事業推進課) ・介護人材マッチング・定着支援事業において、事業所に対し、離職防止やハラスメント対策等の研修を実施するとともに、福祉人材バンクにおいては、メンタルヘルス相談窓口を設置しておりますので、訪問介護員をはじめ介護人材が安心して働ける環境整備に取り組んでおります。 ・隣接する自治体と人材確保の取組が競合する特有の課題があることから、人材の流出を防ぎながら、介護職員一人一人が長く働き続けられる環境を整備することは重要であると考えております。そのため、家賃補助制度をはじめ、資格取得に向けた補助制度や研修時における人材のあっせんなどの導入について、他都市の実例や事業所団体の御意見を伺いながら、効果的手法について検討してまいりたいと考えております。介護報酬については、令和4年10月より介護職員ベースアップ等支援加算が創設され、介護職員の処遇改善がはかられたところではございます。国が介護報酬の制度設計を担っていることから、財源のあり方も含めて、引き続き国に対し要望を行ってまいります。</p> <p>(健康福祉局地域包括ケア推進室・こども未来局企画課（児童家庭支援・虐待対策室）) ・支援を要する子どもや子育て家庭の様々な課題に対しましては、これまで各区の地域みまもり支援センターや児童相談所をはじめ、各相談機関が連携し、対応してきており、令和4年4月には、区役所に子ども家庭総合支援拠点を設置したところでございます。ヤングケアラー一人ひとりが抱える家庭の課題は様々であり、その置かれた状況に応じて相談しやすい環境を整えることが</p>

川崎 労福協	川崎市	<p>重要と考えております。ヤングケアラーを含め、地域の様々な生活課題の早期発見に結び付けることができるよう、スクールソーシャルワーカーや支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施したほか、要保護児童対策地域協議会に対する研修、子どもの支援に携わる人たちへの周知などを進めるとともに、負担を感じた場合には、子ども自身がSOSを発信し、相談できるよう、本人への啓発についても取り組んできたところであり、引き続き、支援機関や子ども自身等への幅広い普及啓発に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定にあたり、令和2年度に、子ども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や意識等について「川崎市子ども・若者調査」を実施し、この調査において、ヤングケアラーに該当すると思われる子ども・若者が一定数いることを把握しているところでございます。今後は、令和6年度に実施を予定しております「川崎市子ども・若者調査」において、ヤングケアラーを含む子どもを取り巻くさまざまな課題の最新の状況を把握するため、質問項目等の調整を進めてまいります。 ・電話やSNS等を活用した様々な相談先の情報を掲載したカードタイプの広報資料を作成し広報に努めているところでございますが、支援が必要な方にしっかりと届くよう取組を進めてまいります。 ・現在国が検討を進めている「こども大綱」策定に向けた中間整理案におきましては、こども施策に関する基本的な方針の一つとして、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことが掲げられ、「こどもが若者となり円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える」ことや、「様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する」こと等が示されているところでございます。今後、これらを含め、こども施策に関する重要事項等を定める「こども大綱」が国から示されるものと伺っておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。 ・ヤングケアラー一人ひとりが抱える家庭の課題は様々であり、その置かれた状況に応じて相談しやすい環境を整えることが重要と考えておりますので、本市においては、地域みまもり支援センターをはじめとした市の関係部署や、県など関係機関とも連携し、様々な相談機関が個々の悩みを受け止め、一人ひとりの支援ニーズに寄り添った相談支援が行えるよう、体制の充実に取り組んでまいります。 <p>(市民文化局人権・男女共同参画室)</p> <p>「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に制定したものです。今後とも、同条例に基づき、着実に取組を進めてまいります。インターネット上の対応につきましても、インターネットリサーチを継続するとともに、他都市における取組状況を参考にしながら、国と連携しつつ、同条例に基づき、取組を進めてまいります。</p>
相模原 地域労福協	相模原市	<p>医療現場で働く人材の確保につきましては、総合的な診療能力を有する医師の育成・確保を図り、医師不足や超高齢社会等に対応した地域医療体制の基盤づくりを進めるため、市内唯一の医師育成機関である北里大学の学生に対し、「地域医療医師修学資金貸付事業」による貸付を継続的に実施しております。</p> <p>看護師の確保・養成につきましては、相模原看護専門学校の運営支援をはじめ、看護師を目指す学生に対して修学資金の貸付を実施し、支援しております。また、市病院協会が潜在看護師を対象として実施する各種相談事業や復職研修事業等への支援、ナースセンターの運営支援を実施することにより、看護師等の定着・再就業対策を推進しております。</p> <p>介護人材の確保・定着につきましては、市高齢者福祉施設協議会との定期的な意見交換等を通じて現場の実態把握等に努めるとともに、介護未経験者を対象とした研修から就職までの一体的支援や介護職員の勤続表彰、介護のイメージアップ事業等に取り組んでおります。さらに、本年度は、若手職員のコミュニケーション能力の向上や、施設等のICTの導入など、働きやすい職場環境づくりに向けた研修を実施しており、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進してまいります。また、介護職員を対象としたメンタルヘルス相談事業も実施しており、職員の相談を受けるとともに、事業所へのフィードバックを行うことで、介護人材の定着を図っております。</p> <p>ヤングケアラーにつきましては、家庭内での問題であり、表面化しにくいとの指摘もあることから、令和4年度は市職員、教員及び関係機関等を対象にした研修や市立学校に所属する小学5年生から中学3年生及び義務教育学校5年生から9年生を対象にした実態調査を実施しております。また、市ホームページでは、ヤングケアラーの概念や必要な対応などについて学ぶ研修動画を公開しているほか、本市の相談先や国、県のホームページなどを広く周知しております。</p> <p>今後も、外部講師による研修の開催や関係機関等との連携を図り、ヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げていくための取組を行ってまいります。</p> <p>ヤングケアラー支援の体制整備、人材育成、研修・啓発につきましては、児童虐待対応担当者会や人権・福祉教育対応担当者会を開催し、支援の体制や啓発について周知しております。あわせて、市立小・中・義務教育学校の児童虐待対応担当者に、早期発見の重要性や発見後の対応、関係機関につなぐ役割の重要性を周知するとともに、教育委員会の行ったアセスメントの結果と必要な支援の方法について、情報共有を行い、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、早期発見に努めております。</p> <p>こうした取組を通じて、引き続き、ヤングケアラーを支援してまいります。</p> <p>平成31年1月に「相模原市人権施策推進指針」を改定し、各種人権施策の推進に 取り組んできており、現在、人権尊重のまちづくりを進めるため、条例の制定を検討しております。</p> <p>同条例は、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、国籍や民族、疾病や障害の有無、性自認などの様々な事由による不当な差別の解消を推進するものにしてまいりたいと考えております。</p>
三浦半島 地域労福協	横須賀市	<p>(民生局福祉こども部介護保険課・指導監査課)</p> <p>賃金水準の底上げのため、国は数次にわたる処遇改善の取り組みを行っています。介護現場で働く労働者のさらなる処遇改善については、本市としても機会をとらえ、全国市長会や中核市市長会を通じて国に要望しているところです。また、感染症や災害が発生した場合であっても、継続したサービスが提供できるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定や、研修・訓練の実施が求められており、令和6年4月から義務化されることです。本市でも既に集団指導講習会において周知しているところではありますが、実効性を高めるように各事業者に対し引き続き周知を図ってまいります。</p>
	三浦市	<p>(高齢介護課)</p> <p>介護人材の確保と育成については喫緊の課題であると認識しており、また、新たな感染症が発生した場合でも継続的にサービスが提供されることは重要であると考えております。今後も、国における処遇改善の取り組みを注視するとともに、神奈川県や関係機関との連携を深めながら、介護職員の負担軽減を図る介護ロボットやICT機器の導入に向けた介護サービス事業所への支援等、介護人材の確保・育成や労働環境の改善及び新たな感染症が発生した場合の継続したサービス提供に資する取り組みを検討してまいります。</p>

三浦半島 地域労福協	鎌倉市	(介護保険課) 介護人材の確保と人材の育成は、喫緊の課題であることから、介護職員が安心して働くことができるよう、本市では介護職員初任者研修、実務者研修に対して研修費の補助、市内事業者が市内で介護職員初任者研修、実務者研修を開催するときの補助、研修の実施や介護の仕事に関する普及啓発を行うなど、県と連携しながら介護サービスを必要とする人が継続的にサービス利用ができるよう努めてまいります。
	逗子市	介護人材需給推計ワークシートを活用し、将来的な介護需要を推計するとともに、関係機関と協力のうえ、積極的な情報発信を行います。また、事業所の管理者等を対象とした研修の実施、実地指導による職場環境等の指導助言及び市内介護事業所に対し、介護人材の確保に向けた事業支援を予算の範囲内で実施していきます。
	葉山町	今回の新型コロナウイルス感染症の経験を教訓に、在宅勤務や時差出勤等、様々な勤務形態について効果や実効性を検証し、適切な対応を図ってまいります
湘南 地域労福協	藤沢市	昨今の物価高に対応する賃上げ機運の高まりにつれて異業種へ人材が流出するなど、介護現場における人材確保は一層厳しい状況となっております。介護職員の処遇改善に関しては、これまで、国において数次にわたり介護報酬改定等により実施されており、直近では2022年(令和4年)10月に、介護職員等の収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置として、臨時の報酬改定が行われたところがございます。また、次期介護保険制度の改正に向けた国の社会保障審議会介護保険部会での議論において、働く環境の改善を含む介護現場の人材確保に向けた取組を一層推進すること等の意見が示されており、本市としましても国の動向を注視しているところでございます。 潜在的になりがちなヤングケアラー、若者ケアラーの課題を発見し、適切な支援につなげるためには、ケアラー本人、教育機関、支援関係機関及び地域住民を含めた幅広い関係者が、ケアラーについて知り、関心を持ち、理解する必要があると考えております。一方で、ケアラーの状況にある人にとっては、その状況を他25人にも知られたくないという心情があることにも配慮する必要があることから、ケアラー支援につきましては、正しい理解のもと、本人たちの気持ちに寄り添いながら関わりを続けていくことが重要であると考えております。いずれにいたしましても、早期発見、早期支援は重要な視点であることから、ホームページやリーフレット、講演会等による啓発を進めるとともに、さまざまな研修会等の機会をとらえ、福祉分野や教育分野、地域の皆様が共通理解を深めるための取組を進めてまいります。 昨年度、SDGsの共通理念や市政運営の総合指針2024の視点を取り入れた「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」を策定いたしました。新たな人権指針ではパートナーシップによる施策の推進を目標の一つとして掲げておりますので、まずは多様な主体とともに広く人権尊重の理念の浸透を図ることといたしまして、条例制定の必要性につきましては、本市の実情を踏まえながら多角的に検討を進めてまいります。
	茅ヶ崎市	介護職員の処遇改善加算につきましては、介護業界で働く際の賃金上昇を図り、人材確保することを目的に、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算により、3層構造に拡充されてまいりました。なお、国は賃上げの最終的な目標を、「職種ごとに仕事内容に適正な水準まで賃金が上がり、必要な人材が確保されていること」と定めており、制度設計の論議が続けられていることから、今後も国の動向を注視するとともに、現制度が最大限効果的に活用されるよう、介護サービス事業者等に情報発信してまいります。 ヤングケアラーにつきましては、国や各自治体の調査で、どの地域においても同様の数値が示されていることから、一定程度の当事者が在籍しているという認識の下、学校だけでは解決を図ることが難しいと判断した場合は、迅速にスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題を整理した上で、福祉やこども育成に係る庁内の関係部局をはじめ、関係機関等と連携しながら、組織的・計画的な支援を行えるよう努めております。また、ヤングケアラーは、当事者に認識がないことにより支援につながりにくい面もあることから、あらゆる機会を通じて学校現場に、こども達自身がヤングケアラーについて理解を深められるような取組を促すとともに、誰にも相談できずに一人で困り事を抱えているこどもの状況に教職員が気付けるよう、教職員を対象とする研修等の充実が必要であると考えております。そのため、市教育委員会では、児童・生徒向けリーフレットを作成し、全児童・生徒に配布するとともに、児童・生徒指導担当者研究会等において、ヤングケアラーについての情報提供をしております。さらに、各種相談機関や民生委員児童委員等のこどもに関わる周囲の方による気付きが大切なことから、早期発見や現状把握の必要性を学ぶための関係者向け研修を実施し、一層の連携体制の構築に努めてまいります。 令和5年4月に策定した「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」に基づき、異なる環境に暮らす人々の生活や文化に対する理解や、偏見や差別に気付く感覚などを育み、日常生活の中でお互いの人権を尊重できる意識の向上を図るため、様々な人権啓発事業を実施しております。今後も、誰もが差別されることなく、自分らしく、将来に向かって希望を持ち、豊かな日々を過ごすことができる社会の実現に向けて、施策を推進してまいります。
	寒川町	労働条件や職場環境の改善については、処遇改善加算の活用をお願いしています。また、令和4年度介護報酬改定によりそれらの主旨を反映する改正もありましたので、広く周知してまいります。その他、介護現場における人材確保、育成については、県主催の事業所向け研修等があった際に各事業所へ情報提供をしております。 国の調査報告書では、ヤングケアラーの概念がまだ社会に浸透していないことや、子ども自身もヤングケアラーの概念を知らずSOSを出さないことなどから、実態把握の難しさが浮き彫りになっています。そのため、町としては、まずヤングケアラーの概念について周知啓発を図ることの重要性や必要性を感じており、町ホームページの充実を図っております。そのほかにも、啓発方法を含めて、今後も検討してまいります。また、実態調査については、教育委員会と連携を図りながら研究してまいります。なお、実際の対象の発見・相談・支援については「寒川町子どもサポートネットワーク協議会」において、関係機関と連携をとりながら支援を行っております。この協議会には教育委員会、主任児童委員、子育て支援センター等関係機関が、構成機関に位置づけられております。 ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の解消に向けた施策につきましては、町人権擁護委員会や湘南人権擁護委員協議会、横浜地方労務局湘南支局並びに人権啓発活動団体等と協力し、相談活動や啓発キャンペーンなどの実施により推進してまいります。
西湘 地域労福協	平塚市	新型コロナウイルスが5類に移行したとはいえ、再び類型が変わる可能性やその他の感染症が発生する可能性もある中で、現在、平塚市民病院では医療提供体制の整備に向け、感染棟の改修準備を進めています。 労働安全衛生対策については、令和5年度から勤怠管理システムを導入し、職員の勤務時間の把握をするとともに、令和6年度から始まる医師の働き方改革も含め、時間外労働の削減に努めます。また、メンタルヘルス対策については、労働安全衛生法にのっとりストレスチェックを実施するなど着実に実施していきます。 介護職員の更なる処遇改善について、介護人材確保に向けた介護職員全体の賃金水準の底上げを求める旨、神奈川県市長会を通して国に要望しています。また、職員が安心して働くことができる職場環境の構築について、職場環境の改善につながる研修を行っています。業務継続に向けた計画(BCP)の策定を含め、感染症が発生した場合のリスクマネジメントも重要な課題ですので、国の情報提供を踏まえ、適切に対応していきます。 ヤングケアラーについては、庁内に設置した平塚市ヤングケアラー支援推進会議を通じて、その状況把握に努めています。また、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い子どもの御家庭を訪問し、

西湘 地域労協	平塚市	<p>宅食による食事の提供や相談支援を行う事業、子ども食堂の機能を活用した居場所型の見守り支援事業を実施するとともに、家事支援等を行うヘルパー派遣事業も実施しています。</p> <p>このほか、ヤングケアラーの早期発見に向け、関係機関の職員等を対象とした研修や本市ウェブに専用ページを設けるなど、ヤングケアラーに対する認知度向上に向けた取組も進めています。引き続き、ヤングケアラー本人が必要な支援につながるよう本人の意思を尊重するとともに、本人や御家族に寄り添い、丁寧な支援に取り組んでいきます。</p> <p>「平塚市人権施策推進指針」において「外国につながるのある市民の人権」という項目を設け、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動を推進します。条例の制定については、現在のところ予定はありませんが、御意見として参考とさせていただきます。</p>
	秦野市	<p>医師会及び医療機関と連携し、医療機関の機能維持・確保に必要な人材や労働安全対策に関する情報収集を行います。また、過重労働にならないよう、市内医療機関における看護師確保の支援を引き続き行い、人材確保に努めます。</p> <p>介護職員の処遇を改善するため、これまでに3度の改定が行われています。平成29年度には「介護職員処遇改善加算の拡大」、令和元年度には「介護職員等特定処遇改善加算の創設」、令和4年度には「介護職員等ベースアップ等支援加算の創設」が行われました。令和6年度介護報酬改定では、職員の処遇改善等に配慮した内容が盛り込まれる改定が行われる予定です。</p> <p>利用者やその家族の生活を継続していくためには、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要であるため、介護サービス事業者は、国や県の感染対策マニュアル等に従い、感染防止対策を徹底しながらサービスを提供しています。</p> <p>令和3年度介護報酬改定において、感染症などが発生した場合であっても必要なサービス提供が継続的に提供できる体制を構築する観点から全てのサービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたので、安心して働くことができる職場環境の確保に努めています。</p> <p>ヤングケアラーの実態調査については、国の調査を参考に、令和4年9月から10月にかけて教育委員会が市立中学校3年生を対象に実施しました。</p> <p>庁内関係各課で構成されるヤングケアラー庁内打合せ会では、情報共有を図るとともに、ヤングケアラーの把握から支援までの流れやヤングケアラーの可能性のある児童に気づいた時の対応などについて検討し、フロー図やマニュアルを作成、また、実態把握をした事例についても共有しています。</p> <p>広報活動については、関係各課の窓口で国が作成したチラシの配架を行うほか、研修会等の開催により、関係機関、市民、児童へ周知を行っています。また、相談窓口がわかりやすく記載された児童向けのチラシと一般向けのチラシを独自に作成し、その活用方法等について検討しています。</p> <p>人としての尊厳を傷つけることや差別意識を生じさせるようなヘイトスピーチは許されないものであり、本市では、秦野市人権施策推進指針に基づき、人権を尊重し互いの違いを認め合う人権啓発のほか、人権擁護委員による人権相談を実施して、不当な差別の相談に応じています。また、5言語に対応する生活相談員を配置しています。</p> <p>今後も、多様な文化を尊重し合える、開かれた地域社会づくりを推進してまいります。</p>
	伊勢原市	<p>医療提供体制の安定化を図るため、不必要な病院受診を減らすことを目的に、市民に身近なかかりつけ医を持つことを啓発していきます。さらに医師の過重労働の解消等に向け、地域内の医療機関や医師会と連携しながら、医師の労働環境への改善を図るとともに、国等に働きかけていきます。</p> <p>介護職場の人員確保や人材育成につきましては、介護従事者の資質や技術の向上を目的とした研修会へ参加した場合に、受講料の一部補助を行っています。また、介護職場の労働環境改善や、賃金を含めた抜本的な見直しにつきましては、国の動向を注視していきます。</p> <p>職員が安心して働くための新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国及び神奈川県からサービス種類ごとに、サービス提供方法や利用者、事業所職員に対する具体的な感染防止策が示されており、各施設に 対しましては、この感染防止策を徹底するようお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラー・若者ケアラーの支援につきましては、介護、教育、医療などの関係機関と連携し、情報共有を図りながら、必要な支援につなげていきます。 障がいのある方、またはその家族等との関わりの中で、介護者に係る負担が大きいと考えられる場合には、障がい福祉サービスの利用など、介護者への負担軽減につながる支援を行っています。 ヤングケアラーやその家族は、複合的な課題があることから、児童担当、教育担当、福祉担当等関係機関と連携を図り、適切な支援が提供できるよう、広報活動も含め取り組んでいきます。 現状として、ヤングケアラー、また、若者ケアラーに絞った取り組みは行っていませんが、高齢者本人や、介護者からの相談において、家族構成を確認するなど、ヤングケアラー、また若者ケアラーの実態把握に努めています。今後、支援が必要と考えられる方には、地域包括支援センターや行政から積極的な支援の取り組みを進めるほか、早期に関わることができるよう、周囲の理解を深め、支援体制の構築ができるよう努めていきます。 生活相談において、ヤングケアラー等の問題と考えられる事案につきましては、相談者の家庭状況等を適切に把握のうえ、各関係機関と情報を共有し対応していきます。 学校や幼稚園、保育所などにおいて、児童虐待やヤングケアラーなど子どもへの不利益が疑われるような場合、児童虐待通告として受理した後に、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録されます。ヤングケアラーと判断した場合は、要保護児童対策地域協議会の管理の基に、関係機関と連携し必要な支援を行っています。ヤングケアラーの支援には、早期の発見や把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が必要です。令和5年度は、国から届いた啓発ポスターを市内小中学校や公民館などに、チラシを市内中学校に掲出・配布等を行いました。引き続き、市ホームページを活用した市民へ向けてのヤングケアラーの周知等につきまして取り組んでいきます。 スクールカウンセラーの教育相談やスクールソーシャルワーカーの学校巡回相談の中で、ヤングケアラーの早期発見に努め、関係機関と連携をしながら支援に努めていきます。 <p>ヘイトスピーチ解消法を含む法制度の改正や社会状況の変化を踏まえ、平成29年度に「伊勢原市人権施策推進指針」を改定し、各種人権施策を推進しています。</p> <p>差別的言動の根絶に向けた条例の制定につきましては、同指針に基づくまちづくりを進める中で研究してまいります。</p>
	大磯町	<p>国の動向や県と連携を取りながら、医療機関等と連携し対応してまいります。</p> <p>自立支援協議会等より実際の事業所等の状況を把握し、協議会の枠組み等も利用し、事例検討会等を取り入れながら横のつながりや個人のスキルアップを通し、人材の育成等にも取り組んでまいります。</p> <p>「ヤングケアラー」「若者ケアラー」につきましては、今年度実施する（仮称）こども計画策定のためのアンケート調査において実態把握に努めてまいります。あわせて、計画策定の中で必要な支援を検討してまいります。また、広報活動については、町ホームページやポスター掲示により認知を高めてまいります。</p> <p>ヘイトスピーチに焦点を当てた取り組みはしておりませんが、県内自治体の動向などを考慮しながら、人権施策全般を推進していく中で、推進してまいりたいと考えております。</p>

<p>西湘 地域労福協</p>	<p>二宮町</p>	<p>町内に公立病院はありませんが、医療機関の体制強化につきましては、医療計画の策定や医療機能情報の集約や公表を所管している平塚保健福祉事務と連携を図ります。</p> <p>介護人材の確保・育成の取り組みとして、初任者研修受講者への研修費用の助成や初任者研修受講者が町内事業者へ就労した際の支援金の交付、福祉有償運送運転者講習等を実施し、修了者にドライバーを募集している事業所を紹介しつなげていきます。今後も介護事業所等の状況把握に努めていきます。また、新たな感染症が発生した場合においても、継続的なサービス提供ができるよう、各事業所とは連携を密にとり、不測の事態に備えるよう努めます</p> <p>ヤングケアラー等の支援については要保護児童対策地域協議会の中でも関係機関と情報共有を行い連携し支援を実施しているほか、広報やホームページ、各種事業にて周知も実施しています。</p> <p>教育機関と連携し、ポスターの掲示等の情報発信に努めています。</p> <p>人権意識の定着及び発展のために、人権擁護委員をはじめとした関係団体や国、県と連携し、引き続き人権啓発活動に取り組みます。</p>
<p>小田原・足柄 地域労福協</p>	<p>小田原市</p>	<p>引き続き、市民が安心して生活することができる社会をめざし、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて目指すべき医療提供体制を実現するための施策を定めた地域医療構想について、県や保健医療福祉関係機関と一体となって推進してまいります。</p> <p>医療関係者が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、本人にとってはもとより、患者・市民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要であると考えますので、県や関係機関と一体協力し必要な対応に努めてまいります。</p> <p>介護現場における人員の確保と人材の育成は、市内事業所が共通で抱える喫緊かつ最大の課題であるため、本市においても、多様な介護人材の確保及び育成を図るため、事業を実施するとともに、有効な新規事業を検討しているところです。また、更なる処遇改善に資する制度（加算）を市内の事業所が活用できるよう、引き続き周知徹底及び支援してまいります。</p> <p>さらに、介護サービス事業所は、高齢者やその家族の生活を継続する上で欠かせない役割を担うことから、市内事業所が随時感染症対策を見直すことができるよう、必要な情報提供を行い、今後とも、各事業所において十分な感染防止対策が継続されるように支援してまいります。あわせて、衛生用品を備蓄し、事業所等で大規模な感染が生じた際、直ちに必要な物資を配付するなど、介護従事者が安心して働くことができる体制づくりをしております。</p> <p>令和3年度、市内公立学校に通う小学5年生及び中学2年生並びに保護者を対象に、「子どもの生活実態調査」を実施しました。この調査は、ヤングケアラーに特化したものではなく、子どもの生活全般について調査したのですが、家庭でケアを担っている子どもが一定数存在することが分かりました。また、子どもと接することが多い小中学校に訪問し、ヤングケアラーのアセスメントシートを活用について情報提供するとともに、ヤングケアラーに関する理解が深まるよう、小田原市要保護児童対策地域協議会の構成団体等に対して、県社協や市社協と共催でヤングケアラー研修会を開催しました。</p> <p>ケアラーの認知度の向上においては、介護を必要とする高齢者やその家族等の相談支援機関である地域包括支援センターの役割について、ケアラー支援の窓口の一つとしての認識が深まるよう、令和6年度以降の3か年を計画期間とする「第9期おだわら高齢者福祉介護計画」に方針を位置付け、周知等に取り組んでまいります。</p> <p>今後も、「ケアラー」・「ヤングケアラー」に係る関係機関と連携を図りながら支援を進めてまいります。</p> <p>小田原市人権施策推進指針に基づき、様々な人権課題について取組を行っています。ヘイトスピーチによって不当な差別を受けるなどの人権侵害は決して許されるものではなく、適切な情報と支援により安全で安心な生活をサポートしていくとともに、国籍や民族、文化等の違いに関わらず、同じ社会の一員として互いに認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現を目指し、取り組んでまいります。</p> <p>障がい者を対象にした試験区分を設け、応募者に広く門戸を開くとともに、面接の際には、手話通訳者を配置するなど受験者の障がい特性に配慮した選考を実施しております。また、小田原市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員への配慮の方法など、意見をより具体的に認識するため、当該職員を対象に、令和5年2月にアンケートや意見交換会を実施しました。</p> <p>今後も段階的に引きあがる障害者雇用率に合わせ、法定雇用率以上を目標とし、積極的に障がい者の採用活動を行ってまいります。</p> <p>障がい者の就労支援につきましては、障がい者就業・生活支援センターの運営補助や関係機関も含めた連携により、雇用の安定や生活支援を図ることで、障がい者の社会参加の促進に向けた支援を行ってまいります。</p> <p>性的マイノリティや障がいのある方が利用するトイレや更衣室等は、利用する誰にとっても安全で安心して利用できる設備が必要ですが、多くの事業所で、場所の確保や費用面等の課題が多く、既存のスペースや設備を工夫して活用している状況であると認識しています。今後も、配慮が必要な方への周囲の理解を深める啓発活動に取り組むとともに、支援策について検討してまいります。</p>
	<p>南足柄市</p>	<p>(健康づくり課)</p> <p>地域の医療機関等の体制強化や医療提供体制の整備につきましては、県が主体となって進めています。市としましては、足柄上地区の医療提供体制の充実のため、今後の感染状況等を注視しながら、必要に応じて県に要望してまいります。</p> <p>(高齢介護課)</p> <p>介護事業における労働環境の改善については、ICT化や事務量の分散化についての積極的な支援など、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減につながる施策を実施することで人材の定着を図ります。また、感染症等により介護サービスが低下することがないように、状況に応じて必要な支援ができる体制を既に構築しております。</p> <p>(福祉課・高齢介護課・こども支援課)</p> <p>ケアラー、ヤングケアラーに関する啓発によって周囲の理解を深めるとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会などの関係機関と連携してヤングケアラー等の実態把握に努め、認識した場合には適切な支援を行ってまいります。また、必要な支援が届いていない人を見つけるアウトリーチ型と積極的に働きかけるプッシュ型のそれぞれの支援の充実に努めるほか、属性や世代を問わずに誰でも困りごとを相談できる窓口として「(仮称)福祉まるごと相談室」を設置し、包括的な支援体制づくりを進めます。</p> <p>(福祉課)</p> <p>だれもが人権を尊重し、年齢や性別、国籍などによる差別のない社会を目指しています。今後も人権啓発活動を通して、多様性が尊重される社会環境づくりに努めてまいります。</p> <p>(総務課・福祉課)</p> <p>障害者雇用につきましては、現在、法定雇用率を上回る人数を任用していますが、今後の法定雇用率の段階的な引上げを見据えて、引き続き、障害者の積極的な任用に取り組んでまいります。また、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの配布など様々な媒体を使った啓発活動を行い、事業者に合理的配慮の提供を求めてまいります。</p> <p>(福祉課・管財契約課)</p> <p>障害者雇用では、事業主に対し過重な負担にならない範囲で合理的配慮の提供が義務付けられており、必要な費用は個々の事業主が負担することが原則です。障害のある労働者に配慮した施設・</p>

	南足柄市	設備等については、独立行政法人等が行う助成制度を適宜紹介してまいります。なお、当市の庁舎においては、今年度、既存の障害者トイレ（多目的トイレ）を改修し、利用者が使いやすい環境に整備しました。今後も職場環境改善のため、必要に応じて工夫しながら対応してまいります。
	松田町	<p>医療機関においては、新型コロナウイルスの発生に伴い、発熱外来の開設とともに通常診療の実施を継続していただき、感謝しております。新型コロナウイルスは感染症法上の「5 類」に移行されましたが、ウイルスの変異により感染者は波がある状況です。地域住民に対しては、基本的な感染症対策を周知徹底し、適正受診を促していくとともに、県や地域の医療機関と連携を図りながら、感染症のまん延防止対策に努めてまいります。</p> <p>離職防止対策として、国の方針に準じ、経験や技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を行うための介護報酬改定について、介護事業者からの申請に対し、介護職員等ベースアップ等支援加算を実施しています。</p> <p>「ケアラー」「ヤングケアラー」は家庭での家族の世話を担っている者であるが、自覚があまりないため問題が表面化しにくい状況があります。児童相談事業の一環として、教育委員会等とも連携をはかりながら、「ヤングケアラー」の実態把握に努めてまいります。また、「ヤングケアラー」の理解のため、学校等を通じてチラシの配付等による普及啓発を行うとともに、「ヤングケアラー」の早期発見、支援に努めてまいります。</p> <p>全ての人に対する不当な差別的言動の解消の必要性において理解を深めるとともに、不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう継続して推進していきます。</p> <p>障がいを持つ方が活躍の場を拡げられるよう、積極的な雇用を実施してきました。現在の本町の雇用率は3.63%であり、令和6年度以降の法定雇用率引上げにおいても、基準を満たす値となっています。今後も法の趣旨を理解し遵守しながら、計画的な採用に努めます。また、関係法令の趣旨についても、併せて地域への浸透を図ります。</p> <p>性的マイノリティの方や障がいのある方にとって、どのような職場がより働きやすい環境となり得るのかといったニーズを捉え、まずは役場が地域企業の牽引役となるべく、職場環境の適切な整備に取り組みます。</p>
小田原・足柄 地域労福協	開成町	<p>令和4年12月に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、県及び保健所設置市は新たに保健・医療提供体制に関する記載事項を充実する等の内容を盛り込んだ予防計画を策定しているところです(令和6年4月1日施行予定)。当町は、県が実施する施策への協力をしていくとともに、医療機関との連携を図ってまいります。また、メンタルヘルス対策として、産業保健総合支援センターを案内するなど、事業場における安全衛生管理体制の確立、事業場における労働災害防止のための具体的措置の重要性について、必要な周知を行っていきます。</p> <p>介護人材の確保については、研修や情報交換の機会を提供するとともに、事業者へのヒアリングなど状況把握を行い、支援策について検討を進めます。</p> <p>感染症対策は、介護サービス提供体制の維持のため、マスクや手袋等の衛生物品の配布や事業継続に関する相談への対応に取り組んでいきます。</p> <p>介護者については、居宅介護支援事業者等との情報共有により、在宅介護に疲弊し、家族内で不和が生じている事案や「ダブルケア」「ヤングケアラー」等、様々な問題を早期発見・把握し、こちらから働きかけるプッシュ型の相談体制等を充実させていきます。また、令和5年度には人権講演会・青少年問題を考える集会を「ヤングケアラー」をテーマに実施し、認知向上、周囲の理解等幅広く啓発強化を実施しました。</p> <p>近年では特にインターネット上におけるヘイトスピーチ等不当な書き込みが後を絶ちません。現在県と連携し、インターネット上の不当な書き込みについてモニタリングを実施し、書き込みの有無を確認しています。法務局とも連携し、不当な差別や偏見のない社会環境づくりを推進します。</p> <p>国・県と連携しながら、障がい者雇用率の段階的引き上げに伴って必要な周知を各事業者に対して行っていきます。また、障がい者就業・生活支援センターの活動への支援を通じて県西地域の障がい者就業を促進し、足柄上地区の自立支援協議会就労支援部会において優先調達事業の向上にも引き続き努めていきます。</p> <p>職場環境における性的マイノリティの方や障がい者の方への必要な配慮について各事業者に周知するとともに、トイレ・更衣室等の改修に対する支援については検討していきます。</p>
	大井町	<p>(子育て健康化)</p> <p>地域の医療提供体制の整備につきましては、県で設置している県西地区保健医療福祉推進会議において、引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>労働安全衛生対策につきましては、今後必要に応じて、医療機関等と連携して対策強化に取り組んでまいります。</p> <p>(福祉課)</p> <p>医療、介護人材の確保と育成につきましては、今後も研修や情報交換の場を提供するなど国・県・その他関係機関と連携を図り支援を進めてまいります。また、国の介護報酬の改定等については、その動向を注視し、安心して働くことのできる環境整備が進むよう関係機関と調整を図ってまいります。</p> <p>(福祉課・子育て健康課)</p> <p>ケアラーに関しまして、地域包括支援センターの認知度向上のため、町広報紙やホームページでの周知、地域包括支援センターを紹介するパンフレットの配付、県のホームページやインターネットサイト「介護情報サービスかながわ」とのリンクなどにより、きめ細やかな周知に努めております。</p> <p>ヤングケアラーに関しまして、周囲からの見えづらさがあるため、関連機関と連携を図りながら早期発見に努めております。また、認知度向上や理解促進については、児童虐待防止推進月間に合わせ、自治会掲示板や各施設へのポスター掲示、広報紙への記事掲載などを行っており、今後も周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>(協働推進課)</p> <p>これまでも町民に対する人権啓発活動や小・中学校における人権教育、職員への人権研修などを実施し、人権尊重意識の高揚に努めてまいりましたが、引き続き、ヘイトスピーチなどの差別的言動を解消し、多様性が尊重される社会を実現するため、町民や職員に対し、差別に対する正しい知識と人権尊重の理念を学ぶ機会を設け、差別を許さない意識の醸成に努めてまいります。</p> <p>(総務課・福祉課)</p> <p>障がい者の雇用を進める上では、障がいのある職員一人ひとりが、障害特性や個性に応じて能力を発揮できる環境を整備することが重要であります。障がいのある職員を含む全ての職員がやりがいを感じながら働くことのできる職場環境づくりを推進し、引き続き、障がい者雇用率が法定雇用率を維持できるよう、取り組みを進めてまいります。</p> <p>働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的に支援を推進します。また、障がい者就労生活支援相談センター等と連携して、本人の能力・生活環境・生活設計に適応した職場が得られるよう支援に努めてまいります。</p> <p>(協働推進課)</p> <p>性的マイノリティの方や障がい者の方を始め、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活を送ることができるよう、公共施設・学校や公園等の生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進しております。職場環境の改善に向けた取り組みにつきましては、状況の把握に努め、改善の具体的な方策について検討してまいります。</p>

	山北町	<p>足柄上衛生部会や足柄上医師会と連携を図り地域の医療体制の強化に努めます。</p> <p>介護職場等の労働環境改善は人材育成・人材確保の点から重要な課題と捉えており、国や県と連携してその実態を把握し、処遇改善等の施策に対応していきます。また、新型コロナウイルス等の様な新たな感染症発生時に職員が安心してサービス提供を継続できるよう、事業所との連携体制を強化するとともに国や県等の各種制度の活用を支援します。</p> <p>ケアラーやヤングケアラーについては、地域包括支援センターや民生児童委員等の地域からの情報により把握し対応していますが、関連機関や関連部署との連携を強化して適切な支援に繋がるよう取り組んでいきます。また、この言葉の認知度の向上に向け、県及び近隣自治体における広報活動等を研究し、実施内容を検討していきます。</p> <p>現状、人権条例を制定する予定はありませんが、本町の総合計画における「人権を守るまちづくりの推進」に基づき、不当な差別的言動の解消や人権尊重の社会づくりに向けて、人権教育や啓発活動を継続して推進していきます。</p> <p>山北町役場の令和5年6月1日時点の障害者雇用率は3.11%となっており、法定雇用率を上回っています。引き続き法定雇用率以上を維持できるよう取り組みます。また、足柄上地区1市5町の行政及び県西地域の就労に関する事業所で構成される足柄上地区地域自立支援協議会において、障害者の雇用及び就業の推進について協議・検討を行っています。今後も、本協議会を中心として障害者の雇用環境の改善や権利擁護に関して継続して取り組んでいきます。</p> <p>性的マイノリティの方や障がい者の方等から相談があった場合は、本人と良く話し合いを行い、多目的トイレや空き会議室の利用等、適切な対応が出来るよう努めます。また、補助制度については、国及び県、近隣自治体、関連機関や団体の動向や情報収集に努め、検討していきます。</p>
小田原・足柄地域労協	中井町	<p>医療提供体制の整備に向け、公立病院をはじめとする地域のクリニックなど医療機関の体制強化をはかること、過重労働の解消やメンタルヘルス対策などの労働安全衛生対策を強化することを国や県に要望してまいります。</p> <p>介護現場全体の人手不足対策を進めるため、地域区分の報酬改定や介護職員初任者研修費の助成、各種サービスに関する情報提供等、介護分野で働く人材の確保・育成及び就業支援を行うなど、県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を進めてまいります。また、次の新たな感染症発生時の際にも高齢者施設等に対し、感染症の拡大防止を図るため、衛生・防護用品における備蓄の推奨と体制整備の構築について関係機関と連携し支援を図ってまいります。</p> <p>アンケート調査による実態把握や子ども家庭総合支援拠点における支援対応を進めるとともに、ホームページ等を活用し町民への理解が深まるよう周知に努めてまいります。</p> <p>本町の実情や、条例を制定している他自治体での効果などを踏まえううえで、必要な検討を行ってまいります。</p> <p>障害者雇用におきましては、町は一事業主として法定雇用障害者数を遵守し、進んで障害者の雇い入れに努めるとともに、障がいのある人の就労機会の拡大に向けて、就労後のフォローも含めた支援体制の整備を進めてまいります。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度の導入など、互いに人権を尊重し多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指しており、職場環境の整備に取り組む中小企業の事業主を支援するために、厚生労働省を始めとした各種助成金制度の周知に努めてまいります。</p>
	箱根町	<p>過重労働の解消やメンタルヘルス対策については、町単独では難しいため広域的な取り組みを行う必要があることから、必要に応じ国や県に対して要望していきたいと考えております。</p> <p>介護等の人材の確保においては、国の施策により処遇改善に係る取組が決定されております。町では介護職員初任者研修受講料の一部補助のほか、介護職の生活の安定と不足する介護人材の確保を図るため、ニーズに応じた施策を検討し、今年度はケアマネジャーの不足が深刻化していることを踏まえ、新たにケアマネジャーを雇用した場合、事業所に対し補助金を交付します。また、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症に伴う職場環境の構築につきましては、介護サービスの提供事業者と併に、新たな感染症等の感染拡大に備えて、関係機関と協力し体制の強化を図ってまいります。また、新型コロナウイルスのような新たな感染症が発生した場合、国の方針や各業種が定めているガイドラインについて有効活用していただくよう必要な周知を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>ヤングケアラーは本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることも少なくないと考えます。このため、まずはヤングケアラーをいち早く見つけ、支援につなげることが重要だと考えていますので、引き続き、ヤングケアラーの発見者となりうる関係者の研修の実施やヤングケアラー支援の啓発リーフレットを配布するなど、ヤングケアラー支援に努めます。</p> <p>ヘイトスピーチは、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、決して許されるものではありません。町として、ヘイトスピーチを決して許さない姿勢を明確にするとともに、引き続き、人権についての意識啓発と多文化共生の町づくりを進めていきます。また、現時点では条例化の考えはありませんが、他自治体の動向については、注視していきます。</p> <p>国及び地方公共団体に係る法定雇用率が段階的に引き上げられる中、積極的な採用活動を行っていきます。また、障がい者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、情報交換や研修を行いながら障がいの有無、種類及び程度に関わらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みをしており、今後も推進してまいります。</p> <p>性的マイノリティの方や車いす及びオストメイト使用者、高齢者、おむつ交換の必要な方なども含めて、すべての人が観光や買い物を楽しむことができるひとにやさしいまちづくりを推進するため、みんなが利用しやすいトイレの設置は必要であると考えます。近年、町で設置をしている施設等のトイレについては、みんなのトイレを設置する等配慮をしておりますが、民間企業への設置および改修補助については、他市町村の動向を見極めながら、検討していきたいと考えます。</p>
	真鶴町	<p>(健康長寿課)</p> <p>まずは、指定管理者制度によって運営頂いている町立の真鶴町国民健康保険診療所の労務管理状況について可能な範囲で主要指標のモニタリングを依頼したいと考えています。</p> <p>(健康長寿課)</p> <p>処遇改善については、町独自に上乘せ支援などが図れるような財務状況ではないため、一義的には国・県による単価向上が必要だと考えています。また、職場環境の構築についても、一義的には民間事業所が行うものだと考えています。町としては、町内事業者の声に耳を傾け、状況把握に努めていきたいと考えています。</p> <p>(健康長寿課)</p> <p>本来、町村における福祉事業については、県の福祉事務所による対応が主であるべきだと考えています。町民に近い町としてはアウトリーチに努め県の支援につなげる、といった体制構築を図ってきたいと考えています。なお、「ケアラー」・「ヤングケアラー」という言葉の認知を高めることにより、周囲の理解を深め、早期の発見につながるよう広報活動の強化については、第9期介護保険事業計画の基本指針である「地域包括ケアシステムの深化・推進」に具体的に記載予定であり、周囲の理解と早期の発見を意識しています。</p>

小田原・足柄 地域労福協	真鶴町	<p>(福祉課) 幸いに真鶴町においてはヘイトスピーチが行われているといった立法事実がないため、町長提案での条例上程は考えていません。とはいえ、差別には厳しい態度で臨むべきだと考えています。本来は各地の条例ではなく、法律が制定されるべき状況であると町長としては考えています。</p> <p>(総務防災課) ご趣旨はもっともですので、まずは、障害者雇用率など主要指標のオープンデータ化を進めたいと考えています。</p> <p>(総務防災課) 民間の改修を支援する余裕はないため、まずは公共施設での対応を優先します。公共施設の中でも、利用頻度やメッセージ性など優先順位を勘案して進めたいと考えています。</p>
	湯河原町	<p>(保健センター) 神奈川県、小田原医師会と連携し、対応を検討してまいります。</p> <p>(介護課) 介護現場等で働く職員の処遇においては、介護報酬の処遇改善加算の数次に渡る改訂により一定の改善が図られており、次期報酬改定に向けても、賃上げや物価高に対応した議論等が進められていることから、引き続き、国の動向等を注視してまいります。また、町としてヘルパー受講支援事業を継続的に実施するほか、引き続き、国・県等と連携を図りながら介護人材の育成や起用に努めるとともに、介護サービス事業者に対する様々な外部研修情報の提供や参加を促進することで、介護人材の定着が図れるよう努めてまいります。</p> <p>(介護課) ケアラー・ヤングケアラーに対する支援については、引き続き、高齢者・児童・障がい福祉・保健・教育などの関係各課及び関係機関において、情報の共有と連携を図りながら、実態の把握とその支援等に努めてまいります。また、「ケアラー」「ヤングケアラー」の社会的認知度の向上が図れるよう、ケアラー等の気持ちに寄り添った広報活動の普及・強化に努めます。</p> <p>(社会福祉課) ヘイトスピーチを許してはいけないという意識を持ち、差別・偏見の解消に向けて積極的に取り組み、広く社会に浸透するよう努めてまいります。また、民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重しあう社会をともに築くことを目指します。</p> <p>(庶務課) ①50歳以下の障がい者の採用枠を設けているほか、障がい者支援を行っている団体と連携をすることにより、障がい者の雇用の拡大に取り組んでおります。</p> <p>(社会福祉課) ②障がい者就業・生活支援センターの運営費を、2市8町で負担しており、地域障害者自立支援協議会や県と連携し、機能の強化を支援して、障がいの有無によって分け隔てられることなく、「地域」「暮らし」「生きがい」をともに創り、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取組について推進していきたいと考えております。</p> <p>(庶務課) 庁舎に障がい者用トイレを設置しております。現在、庁舎の建替えなどを含めた役場庁舎のあり方について検討をしているところであり、ご要望事項についても必要に応じて検討してまいります。</p>
県中央 地域労福協	座間市	<p>(長寿支援課) 地域包括ケアシステムについては、医療機関及び介護事業者と連携するとともに、自治会、民生委員及びNPO法人等の理解を得ながら、各事業の取組を進めます。</p> <p>(健康医療課) 新たな感染症への対応を含めた地域医療構想は、県の責任において、広域的に地域の医療提供体制の将来あるべき姿を示すため、策定しているものです。その見直しについては、神奈川県保健医療計画の改定等に合わせ必要な検討がされるものと認識しています。また、感染症に関する情報発信については、厚生労働省や県の情報を市ホームページに掲載するとともに、必要に応じて広報及び市LINE公式アカウントを活用しています。</p> <p>(こども家庭課) 厚生労働省が公表している「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」の調査結果により、一定数のヤングケアラーが居ることを把握できているため、本市独自の調査を実施する予定はありません。ヤングケアラー周知のための広報活動については、これまでと同様本市のホームページ等で引き続き実施します。</p> <p>(人権・男女共同参画課) 排外主義的な風潮が醸成されないよう、啓発活動の推進及び人権相談体制の充実を通して、市民に保障されている基本的人権を擁護し、人権擁護思想の普及と高揚を図っています。</p> <p>(教育指導課) 教育委員会におきましては、指導主事が県主催の人権教育指導者養成講座を受講するとともに、教職員研修の一つに年間2回の人権教育の研修を位置づけております。研修内容については、「かながわ人権施策推進指針（第2次改訂版）」の13分野を見据えて今後も計画的に人権教育の研修を実施し、多文化・多他民族共生を啓発していきます。また、学校におきましては、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、子どもたちに対して人権教育を行っており今後も継続して取り組んでいきます。</p>
	海老名市	<p>(地域包括ケア推進課) 介護や支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるように、医療・介護・地域が連携して包括的にサービスが提供できる地域包括ケアシステムの一層の深化・推進に努めてまいります。</p> <p>(健康推進課) 市立病院がなく、保健所についても厚木保健福祉事務所の管轄とはなりますが、これまでも海老名市医師会、海老名市歯科医師会、海老名市薬剤師会等の医療関係機関や厚木保健福祉事務所と連携を図りながら感染症予防、対策を行っております。地域医療構想の見直し、人員配置など市単独では対応が難しい面もございますが、引き続き地域医療の機能強化につながるよう、県、医療機関、市町村などの役割をふまえつつ連携を深めるとともに、市としてできる支援体制についても研究してまいります。また、情報発信につきまして、市民の安心安全を守るために感染予防や</p>

	海老名市	<p>感染対策などについて、ホームページ、広報えびな、ポスター等の様々な方法により積極的に情報発信を行っております。特に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療機関等と連携を図り、市民の皆様が安心して接種ができるように情報発信を行い実施してまいりました。</p> <p>引き続き、市民の皆様へ適時適切に情報発信を行いながら感染予防、感染対策に努めてまいります。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>ヤングケアラーに係る実態調査は、実態把握と周知啓発、支援方策の検討を目的に、今までに2回実施しております。1回目は令和4年1月に市立中学校に在籍する全生徒を対象に実施しました。2回目は令和4年12月～令和5年1月に、全中学生に加えて、市立小学校に在籍する全5年生、6年生児童を対象に実施しました。2回目の調査では、市内中学生の35人に1人、小学5・6年生の19人に1人が、何らかの理由で家族の世話をしているという結果がでました。また、令和5年10月より、ヤングケアラーに悩む児童生徒が、LINEで気軽に相談できる事業「海老名市ヤングケアラーほっとライン」が始まり、校長会を通じて、学校への周知を図ったところです。さらに、ヤングケアラーについての実態把握を継続して行うため、今年度も中学生と小学5・6年生を対象に、令和5年12月～令和6年1月にかけて実態調査を実施します。</p> <p>調査内容については、厚生労働省の調査内容を踏まえておりますので、国の結果との比較検討も含め、結果を分析し、ヤングケアラーに悩む児童生徒の早期発見、早期対応を含めた「ブッシュ型」の支援に、学校や関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいります。</p> <p>(子育て相談課)</p> <p>「ヤングケアラー」への支援を行うための分野横断的な組織として「ヤングケアラー支援対応連絡会」を設置いたしました。連絡会では令和5年10月には早期発見のためのアセスメントシート及びガイドラインを作成し、関係機関へ周知をいたしました。また、啓発事業として令和3年度から講演会を開催し、支援体制の強化に取り組んでおります。</p> <p>(市民相談課)</p> <p>人権意識や多文化共生意識を育むため、毎年「人権啓発パネル展」の開催を行うなど、市民に対する啓発事業を行っています。また、ヘイトスピーチを未然に防止するため、平成28年度より庁内でヘイトスピーチ情報連絡会議を組織し、市内の施設所管課職員でヘイトスピーチに関する情報交換を行っております。今後も、排外主義的な風潮が醸成されないよう、啓発を行ってまいります。</p>
<p>県中央 地域労福協</p>	大和市	<p>(人生100年推進課)</p> <p>第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、引き続き、高齢者が活躍できる場や機会の提供、健康づくり、介護予防、認知症施策の推進や在宅医療・介護の連携強化等を通じて、当市の状況を踏まえた施策を進めてまいります。</p> <p>(医療健診課)</p> <p>地域医療構想につきましては、厚生労働省が設置した「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」において議論が行われており、また、神奈川県においても、「第8次医療計画」に新興感染症についての項目を追加する方向で計画策定作業が進められているものと承知しております。こうした国や県の動向を注視し、市町村が担うべき取組について、関係機関と協力するなどして積極的に進めてまいります。</p> <p>感染症に関する情報発信につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症を含め、これまでも様々な広報媒体等を活用して行っており、今後も適切な情報発信に努めてまいります。</p> <p>(すくすく子育て課)</p> <p>ヤングケアラーに関し、教育や福祉など、それぞれの分野で支援を行っておりますが、要保護児童対策地域協議会では、ヤングケアラーの現状と課題、国が公表した支援マニュアル等について情報を共有することで、それぞれの機関が支援を必要とする家庭を見逃すことがないように取り組んでおり、家庭の状況や当事者の意向を確認しながら、適切な支援に努めております。</p> <p>(国際・男女共同参画課)</p> <p>ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせることにつながりかねないものです。</p> <p>こうした人権が侵害されるようなヘイトスピーチが行われないよう、当市では国・県と連携し、今後も啓発活動を推進してまいります。また、公益財団法人大和市国際化協会への委託事業において、誰もが気軽に多様な文化に触れることのできるイベント等を開催し、外国人市民との交流を通じた、日本人市民の理解の促進を図っております。</p>
	綾瀬市	<p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>綾瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、「元気高齢者社会参加システム」「ハイリスク高齢者介護予防システム」「要介護者総合支援システム」の本市の独自の3つの地域ケアシステムに重点施策を設けることで、地域包括ケアシステムの深化を進めるとともに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや在宅療養相談室と多職種や関係各課との連携強化を進めています。</p> <p>引き続き、関係先との連携強化に努めてまいります。</p> <p>(健康づくり推進課)</p> <p>地域の限られた医療資源を有効に活用するために、神奈川県保健医療計画により医療圏を定め、本市が該当する県央医療圏においては、計画を着実に推進することを目的として、県央地区保健医療福祉推進会議が設置されております。医療の現状や特性に応じた将来設計等、課題及び施策の方向性について協議・検討が行われており、適正管理に努めております。また、指定医療機関・保健所との連携や情報発信については、地域住民の健康の保持及び増進を図るため、市の役割として示された公衆衛生業務に関しては、連携を図りながら取り組んでおります。人員配置の見直しについては、労働実態を把握している国において、検討されるべきものであることから、本市としての対応は行っておりません。</p> <p>(健康づくり推進課)</p> <p>ヤングケアラーについて、国と同様の実施調査を実施する予定はなく、ヤングケアラーについては、実態把握を行うための具体的な支援策として、庁内関係機関を集めたヒアリング調査を行うとともに、関係部署が個別支援を行う中でヤングケアラーの視点を持ち、早期発見・把握に努め、ヤングケアラーを発見した場合には全庁的な支援体制の中で、それぞれの専門性を生かした包括的かつ重層的な支援を行っております。広報活動について、令和4年から、国が認知度向上の集中期間としていることから、本市においても、研修、会議等の場で、リーフレットの配付等と併せ、</p>

<p>県中央 地域労福協</p>	<p>綾瀬市</p>	<p>周知・啓発を行っています。 （市民活動推進課） 特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもっておとしめ、その者たちを地域社会、ひいては日本社会から排除しようとする言動である「ヘイトスピーチ」は、個人の尊厳を著しく害し、地域社会の分断を図るものであり、決して許されるものではありません。そのため、外国人市民に対する差別や偏見のない社会の実現に向け、生活習慣や文化等の相互理解を目的とした「あやせ国際フェスティバル」を継続するとともに、学習支援や生活支援をしている日本語ボランティア教室等の市民団体とも連携し、多文化及び多民族共生に向けた取り組みを推進してまいります。</p> <p>（教育指導課） 現在も、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けたさまざまな人権教育・啓発を教職員へ確認を行っていくとともに、児童・生徒を対象に学校教育で着実に取り組んでまいります。</p>
<p>厚木愛甲 地域労福協</p>	<p>厚木市</p>	<p>医療提供体制の整備に向けた医療機関の体制強化につきまして、厚木医師会、厚木歯科医師会、厚木病院協会と連携し、地域医療、地域医療体制及び救急医療体制を整備しております。新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが「5類」に移行された後につきましても、引き続き、医療提供体制の維持に努めてまいります。また、労働安全衛生対策につきましては、前項の相談事業を実施しており、労働者の過重労働やメンタルヘルスへの対策を図ってまいります。相談の内容によって必要と判断した場合には、しかるべき機関へつないでまいります。</p> <p>なお、本市職員に関する労働衛生対策については、時間外勤務の縮減対策としてノー残業デー等を実施するとともに、メンタルヘルスケア対策として、産業医等による健康相談を始め、総合的なメンタルヘルスケア体制の強化に努めております。</p> <p>介護従事者の待遇改善処置につきましては、国において介護従事者の労働環境や処遇改善に対する施策が検討・実施されていますので、引き続き、国の動向に注視してまいります。</p> <p>なお、本市の介護職人材確保事業につきましては、今年から事業所の求人広告の費用についても補助の対象とするなど、事業の見直しを行っておりますので、今後も社会情勢に応じた人材確保の支援に努めてまいります。また、感染症や自然災害が生じた場合、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であるため、国において業務継続ガイドラインを作成しており、本市におきましても、介護施設及び事業所がガイドラインに沿って取り組んでいけるよう、支援してまいります。</p> <p>ヤングケアラーへの支援につきましては、昨年度実施いたしました「厚木市児童・生徒の生活実態に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、今年度からヤングケアラー・コーディネーターを配置し、支援の強化を図っております。また、広報活動につきましては、広報あつぎやホームページなどを活用するとともに、あつぎ鮎まつりを始め、市内各イベント等様々な機会を捉え啓発活動を行っております。</p> <p>ヘイトスピーチ等の人権を侵害する差別的言動の解消に向けた取組につきましては、国（法務省）や県と連携を図るとともに、「厚木市人権施策推進指針」においても、分野別の重点課題の一つに「外国人」を掲げ、ヘイトスピーチ防止に関する周知・啓発の推進をしております。また、このようなこういは未然に防ぐことも重要であることから厚木警察署、横浜地方法務局厚木支局とも情報交換を行うとともに、必要に応じて市内公共施設にも情報共有等を実施してまいります。</p>
	<p>愛川町</p>	<p>要請せず</p>
	<p>清川村</p>	<p>要請せず</p>

7. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について

- ① 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、●●市は中小企業勤労者福祉サービスセンターや福祉共済団体が魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たせるように各中小企業勤労者福祉サービスセンターならびに福祉共済団体への支援・指導を強化すること。

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	回答なし
川崎 労福協	川崎市	(経済労働局経営支援課) 中小企業支援につきましては、国・県・市が、それぞれの役割に応じて対応策を実施していくことが必要と考えております。国におきましては、広範囲にわたる雇用対策や事業者支援を実施しております。本市といたしましては、事業者における雇用の維持と事業の継続を図るため、資金繰り支援等により、地域経済を下支えするとともに、専門家によるワンストップ型経営相談窓口やテレワーク利用の促進等により、市内事業者の支援に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、国・県・市の役割分担を踏まえ、引き続き厳しい経営環境にある市内事業者に対して、状況に応じてしっかりと支援してまいりたいと存じます。
相模原 地域労福協	相模原市	「ロボットやものづくりのまち・さがみはら」に関連した産業支援につきましては、令和3年度、庁舎入口等に案内ができるAIロボットを設置するとともに、事業者支援として、「さがみはらロボット導入支援センター」において、ロボット導入をはじめとした生産性向上に関する提案やアドバイスなどを行うほか、「ものづくり企業総合支援事業」の中で、中小企業の生産プロセスにおける課題解決の支援、「産業用ロボット導入補助金」による産業用ロボットの導入支援、「STEP50」によるロボット産業にインセンティブを付与した企業誘致、「サガツクナビ」「さがみはらロボットキャリア」の運営による人材確保支援を実施するなど、市内ものづくり企業に対し様々な支援を行っております。また、人材育成についても、中小企業の技術者育成を目的とした研修やロボット導入に関する企画提案や設計、組立などを統合的に行うロボットSier（システムインテグレーター）養成講座などを実施しております。 今後も、ロボット関連企業やものづくり企業に対し、雇用や技術者育成を含めた事業者支援に努めてまいります。
三浦半島 地域労福協	横須賀市	要請なし
	三浦市	要請なし
	鎌倉市	要請なし
	逗子市	要請なし
	葉山町	要請なし
湘南 地域労福協	藤沢市	回答なし
	茅ヶ崎市	回答なし
	寒川町	回答なし
西湘 地域労福協	平塚市	要請せず
	秦野市	要請せず
	伊勢原市	要請せず
	大磯町	要請せず
	二宮町	要請せず
小田原・足柄 地域労福協	小田原市	回答なし
	南足柄市	回答なし
	松田町	回答なし
	開成町	回答なし
	大井町	回答なし
	山北町	回答なし
	中井町	回答なし
	箱根町	回答なし
	真鶴町	回答なし
	湯河原町	回答なし
県中央 地域労福協	座間市	(産業振興課) 商工会内に勤労者サービスセンターが併設され、当該センターが実施する事業の意義や必要性を十分に理解していることから、市内中小企業の福利厚生等にかかる事業費の一部を補助しています。広域化については、情報収集に努め、近隣市の動向等に注視していきます。
	海老名市	(商工課) 先例市における勤労者福祉サービスセンターの加入率は低く事業運営は厳しい状況であるものの、加入により福利厚生等が充実するメリットがあることから、市としては先例市との広域運営を

県中央 地域労福協	海老名市	含め、研究してまいります。
	大和市	(産業活性課) 市内中小企業で働く勤労者の福利厚生の増進と生活の安定を図るため、平成5年に大和市勤労者サービスセンターが設立されました。 同センターの事業を充実・拡大するためには、近隣市との連携は効果的であると理解しており、現在、一部の事業につきましては、近隣市と連携して実施しております。なお、広域化につきましては、運営主体である同センターの理事会において、新規会員の加入促進等と合わせて検討していただく内容と認識しております。
	綾瀬市	(工業振興企業誘致課) 現在、勤労者福祉サービスセンターの設置は考えておりませんが、近隣市の動向などについて調査してまいります。
厚木愛甲 地域労福協	厚木市	中小企業におけるDX推進施策につきましては、製造業を営む中小企業に対し、ロボットやIT・IoT、AI等の先端技術の導入費用の一部を補助し、強化に努めております。また、中小企業診断士等による経営等に関する相談会や巡回相談において、企業のDX化に向けた支援も行っております。 今後につきましても、経済団体との意見交換などを通じて中小企業のニーズを的確に把握し、必要な施策を検討してまいります。
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

8. 生活相談事業への支援について

- ① 市民が抱える生活課題の解消に向けて、労働団体が運営するライフサポートセンター「かながわ生活相談ネット」のチラシ等を●●市の施設に配架するとともに、行政広報誌に掲載するなど市民への情報提供を充実・強化すること。

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	回答なし
川崎 労福協	川崎市	回答なし
相模原 地域労福協	相模原市	回答なし
三浦半島 地域労福協	横須賀市	(民生局福祉こども部地域福祉課・生活支援課) 「かながわ生活相談ネット」のチラシ等については、生活相談が多い地域福祉課や生活支援課などの窓口で今後、配架するとともに、相談内容に応じて、適宜、市民へ情報提供してまいります。 なお、令和6年度(2024年度)の予算を伴う諸事業については、市議会による予算案の承認を得ていない段階です。したがって、今回の回答は、令和5年度(2023年度)に予算化されている事業として回答しています。
	三浦市	(市民協働課) 広報紙への掲載は難しいですが、市の施設内に配架することは可能です。
	鎌倉市	(商工課) 勤労者に関する国や県などの公的機関の情報を常時配架し、情報を提供しているところですが、特定の団体が提案する情報については配架する予定はございません。
	逗子市	ライフサポートセンターからご依頼のありました際には、チラシを配架するなど市民へ情報提供を行ってまいります
	葉山町	チラシ等の配架依頼等がございましたら、各施設への配架に努めるとともに、町民への情報提供・周知に協力させていただきます。
湘南 地域労福協	藤沢市	市民への周知につきましては、引き続きチラシ配架等の依頼を受け、実施して参ります。
	茅ヶ崎市	様々な問題や不安を抱えた市民の皆様にとって、自治体の窓口以外にも、様々な窓口で相談ができるというメリットは大きいと考えております。「かながわ生活相談ネット事業」につきましては、今後も、相談業務を進める中で、必要に応じて市民の皆様にご案内してまいります。
	寒川町	チラシ配架等による町民への周知につきましては今後もご依頼に基づき対応させていただきます。
西湘 地域労福協	平塚市	本事業の支援について、引き続き協力します。
	秦野市	市民相談人権課窓口等にパンフレットを配架するとともに、相談時にかながわライフサポートセンターを案内するなど、周知に努めています。
	伊勢原市	「かながわライフサポートセンター」の活動につきまして、パンフレットの配架等、支援を継続していきます。
	大磯町	「かながわライフサポートセンター」が発行しているチラシなどを備え置き、相談があった方への配布を継続していきます。
	二宮町	ご依頼に基づき、パンフレットの配架を行います。

小田原・足柄 地域労福協	小田原市	<p>小田原市人権施策推進指針に基づき、様々な人権課題について取組を行っています。性的マイノリティの方についても、地域や職場等あらゆる場面において差別されることのないよう啓発活動を行うとともに、周囲の理解促進に努めてまいります。また、ハラスメント等人権侵害に関する相談についても法務局や神奈川県、人権擁護委員等と連携してまいります。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントは、人権侵害につながる重大な問題と捉えています。このような人権問題に関する意識啓発に努めるとともに、多様化・複雑化する相談への対応や様々な立場の人が働きやすい職場環境づくりを促進してまいります。</p> <p>ハラスメントを「起こさない・許さない職場」の実現を目指して、弁護士を講師としたハラスメント研修の実施や新たな外部相談窓口の設置のほか、令和6年1月にハラスメント撲滅プロジェクトチームを発足させ、ハラスメントを撲滅するための仕組みづくりなどの検討を行っております。</p> <p>令和3年度及び令和4年度に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施し、令和5年度から社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」に着手しています。</p> <p>本事業を活用しながら、複雑化・複合化する課題への相談や支援に対応し、包括的な支援体制づくりに取り組んでいきます。</p>
	南足柄市	<p>(福祉課・商工観光課)</p> <p>南足柄市人権擁護委員による、いじめや差別などの人権問題に関する無料相談を実施し、市民が安心して相談ができる環境を整備しています。事業者に対しては、商工労政ニュースを活用して啓発してまいります。</p> <p>(市民協働課・福祉課・商工観光課・総務課)</p> <p>ハラスメント防止に向けた啓発を通じ、全てのハラスメントは重大な人権問題だということについて市民の認識を高め、社会全体で問題意識を持つことにつながるよう取り組んでいます。併せて、南足柄市人権擁護委員による、いじめなどの人権問題に関する無料相談をはじめ、各種相談窓口の紹介を行っています。また、企業に対しては商工労政ニュースを活用して、職場環境の改善と計画的な人材育成の指導に取り組んでまいります。なお、市職員に関しては、「南足柄市職員のハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントが発生した場合の対応に必要な事項を定めています。また、総務課に相談窓口を設置し、適宜必要な対応をしています。</p> <p>(福祉課)</p> <p>介護、障害、子ども、生活困窮の様々な分野で関係機関と連携しながら相談支援にあたっています。課題が複雑化、複合化、多様化する中において、「断らない相談支援」を基本的な考え方とした「(仮称)福祉まるごと相談室」を設置し、属性や世代を問わず、市民の多岐にわたる課題に対する支援を適切に実施し、重層的支援体制整備事業を進めてまいります。</p>
	松田町	<p>令和3年8月に当町においても「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。その後、近隣市町と共同で協議会を設置しました。今後も、多様性を認め合う地域社会の実現に向けて職員および地域住民に対し、講演会などを開催することにより普及啓発を図り、課題等について情報共有を図っていきます。</p> <p>職場全体でハラスメントを防止するという意識を醸成するため、令和5年度は全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。また、各種ハラスメントの相談窓口は総務課に設置されておりますが、配置された職員は、日頃から職員と良好な人間関係に基づく信頼関係を築きながら、公正で相談をしやすい体制の確保に努めています。今後、相談を受ける側としてのスキルを向上させるため、定期的に研修に参加し、職員がより安心して働くことのできる職場環境の実現を図ります。</p> <p>必要に応じ、課を横断し連携を図りながら、相談支援や関係機関へつなぐ対応を行っております。属性や世代を問わず包括的な相談体制や多機関連携が図れるようなネットワークや地域づくり等、重層的支援体制整備事業につきましては、近隣市町や県と連携を図り、取り組みについて検討してまいります。</p>
	開成町	<p>人権擁護委員及び行政相談委員による人権行政相談を毎月実施している他、県や国と連携をとり常時相談可能な窓口を整備しています。また、人権講演会や広報周知等により、様々な差別やハラスメントを根絶するための啓発活動を実施しています。</p> <p>中小企業においても、2022年4月1日から労働施策総合推進法でハラスメント相談窓口の措置が義務化されていることから、国・県と連携し、必要な周知を各事業者に対して行っていきます。</p> <p>部署を越えて横の連携を密にし、各家庭で抱える課題に対する支援体制を整えています。重層的支援体制整備事業については、県と連携し、町の実情に即した体制整備の在り方について調査研究を進めていきます。</p>
	大井町	<p>(協働推進課)</p> <p>職場における性的指向等に関する差別やハラスメントへの対応につきましては、担当部署において職員からの相談の対応、職員への研修・指導等を随時実施しております。</p> <p>地域における性的指向等に関する差別やハラスメントへの対策につきましては、町ホームページや関係機関のチラシによる啓発活動のほか、パートナーシップ宣誓制度により町が性的マイノリティの方の関係を公に認めることで、性的指向や性自認に対する差別意識の解消を図っております。また、当事者からの相談につきましては、町の相談事業を通じて関係機関と繋げて、適切に対応できるよう取り組んでおります。</p> <p>(協働推進課)</p> <p>職場におけるハラスメントの対応につきましては、担当部署において職員からの相談の対応、職員への研修・指導等を随時実施しております。</p> <p>地域におけるハラスメント対策や相談につきましては、関係機関が発行するチラシ・パンフレットによる啓発や、町の相談事業を通じて適切な関係機関へ繋ぐなど、労働者の職場環境の改善について、関係機関と連携して取り組みを進めてまいります。</p> <p>(福祉課・子育て健康課)</p> <p>高齢、障がい、子ども、生活困窮など、様々な分野や世代を問わず、複合化・複雑化した地域生活課題について、充実した相談体制等に努めてまいります。</p> <p>生活保護や女性相談(DV)など県が管轄している事業があることから、情報共有や支援方の検討など県と連携を図りながら、各世帯で抱えている問題等に対応してまいります。また、相談窓口については、どの窓口でも包括的に相談を受け止め、複雑な相談については、支援者同士の調整を図りチームとして支援します。</p>
山北町	<p>各種ハラスメントの根絶に向けて、職域における研修の実施や、町民及び事業者への普及啓発に取り組んでいきます。併せて、従来から実施している相談窓口の体制整備や専門機関との連携を継続して実施してまいります。</p> <p>ハラスメントについての職員研修を令和5年度に実施しました。今後も各種ハラスメントの根絶に向けて、職域における研修を継続して実施してまいります。また、町民及び事業者の人権意</p>	

小田原・足柄 地域労福協	山北町	<p>識の醸成を図るために広報等の媒体による普及啓発に取り組んでいきます。併せて、従来から実施している相談窓口の体制整備や専門機関との連携を継続して実施していきます。</p> <p>地域住民の複合・複雑化する課題に対する相談支援については、従来から庁内の関連部署で連携し、横断的に取り組んでいます。本町では、地域における相談支援の中核的機関として令和3年度より基幹相談支援センターを設けていますが、今後、より高度化・複雑化する課題に対応するために、近隣自治体との広域設置を検討していきます。</p>
	中井町	<p>今後もLGBTQをテーマとした研修会を開催するなど、差別解消のための普及啓発に努めるとともに、町の広報誌やホームページ、SNS等を通じて広く周知してまいります。</p> <p>労働施策総合推進法が改正され、様々なハラスメントを防止するための対策に取り組むことが法律で義務付けられたことを踏まえ、効果的な対策や発生時の適切な対応などの必要性を事業者へ周知していくとともに、従前から取り組みを進める相談窓口業務を継続的に実施してまいります。</p> <p>子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者への支援については、町保健福祉センターにおいて社会福祉協議会や包括支援センター等関係機関と連携し、包括的に対応する体制を整備しています。</p>
	箱根町	<p>町人権擁護委員による、啓発活動を行っています。また、町内5地域で年各4回開催される心配ごと相談において、町人権擁護委員による相談を受け付けています。職場環境の改善と人材の育成を目的として、町職員を人権団体の講演会等に参加させています。</p> <p>町人権擁護委員による、啓発活動を行っています。また、町内5地域で年各4回開催される心配ごと相談において、町人権擁護委員による相談を受け付けています。</p> <p>令和3年4月施行の重層的支援体制整備事業については、包括的な支援体制を整備していくうえで活用できる任意事業となりますが、高齢、障害、子ども、生活困窮分野の補助金等の取扱いにも影響が生じることとなるため、事業実施に関しては、県と連携し慎重に検討を進めてまいります。</p>
	真鶴町	<p>(総務防災課) ご趣旨はもっともですので、全国のベストプラクティスに学びながら、絶えず取り組みの改善を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>(総務防災課) ご趣旨はもっともですので、内部通報システムがないなど体制も整っていないため、まずは体制整備から着実に進めたいと考えています。</p> <p>(福祉課) 本来、町村における福祉事業については、県の福祉事務所による対応が主であるべきだと考えています。町民に近い町としてはアウトリーチに努め県の支援につなげる、といった体制構築を図っていききたいと考えています。</p>
県中央 地域労福協	湯河原町	<p>(庶務課) 町役場の職場においては、ハラスメント防止主管課及び相談窓口は庶務課が担当し、全ての職員が、安心して相談できる環境を整備しております。</p> <p>(庶務課) ①ハラスメントの対策の充実を図るため、令和3年3月に「湯河原町のハラスメントの防止等に関する方針」を策定し、全ての職場がハラスメントの未然防止という共通の認識をもって業務に臨むよう職員に周知しております。また、ハラスメント防止主管課及び相談窓口は、庶務課が担当し、全ての職員が安心して相談することができる環境を整備しております。職場環境の改善と人材育成を計画的に行うよう指導を徹底することについては、産業医と連携し包括的に職場環境の改善を図るとともに、管理職向けの研修を定期的実施してまいります。</p> <p>(地域政策課) ②例年開催しております男女共同参画講演会などを通じて、地域におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けた意識の醸成に努めてまいります。</p> <p>(社会福祉課) 既存の相談支援や地域づくり支援等の取組を活かしつつ、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応が難しい地域住民の複合化・複合化した支援ニーズや制度の狭間問題などに対応する包括的な支援体制を構築するため、県や関係機関と連携して検討してまいります。</p>
	座間市	<p>(市民広聴課) 可能な範囲で協力します。</p>
	海老名市	<p>(市民相談課) ご提供いただいたパンフレットは、窓口に配架するとともに、適宜来庁者に案内しております。</p>
	大和市	<p>(市民相談課) 各種パンフレットの配架につきましては、各施設において適宜判断して対応しております。</p>
厚木愛甲 地域労福協	綾瀬市	<p>(市民課) 発行団体から依頼があった際に協議・検討してまいります。</p>
	厚木市	<p>重層的支援体制の整備につきましては、相談支援包括化推進委員を配置し、既存の相談支援を活かしつつ、複数の支援機関が協働して課題を包括的に受け止める支援体制の強化に取り組んでおります。また、社会とのつながりをつくるための参加支援、地域社会からの孤立を防ぐための地域づくりに向けた支援体制の構築につきましても、併せて取り組んでおります。</p>
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず

9. 自治体提携融資制度の維持と学費支払い・奨学金返済困難者の融資制度支援について

①中央労働金庫「自治体提携融資制度」を維持するとともに、3年に及ぶ新型コロナウイルス禍による収入減や物価高騰が重なり、学費の支払が困難となる学生や奨学金返済困難者を対象に行政と金融機関との提携による支援制度を講じること。

地域労福協名	行政名	回答内容
横浜 労福協	横浜市	回答なし
川崎 労福協	川崎市	(回答経済労働局労働雇用部) 金融機関と連携した勤労者生活資金貸付制度は、一時的・突発的な生活資金を必要とする勤労者の方のセーフティネットとして重要な役割を果たしていると認識しているところでございますので、今後も提携機関との連携を強化しながら、毎月発行している労働情報誌「かわさき労働情報」や、市民向けの案内チラシ、市ホームページ等を通じて、制度の周知に努め、勤労者の方々のニーズに対応した制度の活用促進を図ってまいります。
相模原 地域労福協	相模原市	回答なし
三浦半島 地域労福協	横須賀市	(経済部経済企画課) 中央労働金庫と提携し、「勤労者生活資金融資制度」を運営しています。 (教育委員会事務局学校教育支援教育課) 貸付型の奨学金については、貸し付け条件や返済の方法など様々な形態があると考えられること、国や日本学生支援機構が行っている大学等の高等教育にかかる奨学金事業は、令和2年度から高等教育の就学支援新制度が開始され、非課税世帯に対する授業料等の減免や給付型の奨学金の拡充が図られている状況であること、また、返済困難者に対して支援を行う場合には、貸付を受けていない人との公平性の面からも課題があると考えられるため、金融機関と連携し支援を行うことは考えておりません。
	三浦市	(もてなし課) 中央労働金庫「自治体提携ローン」は維持してまいります。 (教育総務課) 今のところ、支援制度の導入は予定しておりませんが、他市、国、県の動向を注視していきます。
	鎌倉市	(商工課) 勤労者の皆さんの生活の安定と向上に役立てていただくため、金融機関と提携をし、低利で融資する貸付制度を行っております。当該制度については、引き続き勤労者支援のため実施してまいります。 勤労者の皆さんの生活の安定と向上に役立てていただくため、金融機関と提携をし、低利で融資する貸付制度を行っており、使用用途には教育費だけでなく、新型コロナウイルス感染症により生活に苦慮されている方の生活費に充てるための対策費もあります。支援制度については近隣市の動向を注視していきたいと考えております。
	逗子市	逗子に居住している方で、同一事業所に1年以上勤務し償還能力がある方で、かつ市税を滞納していない方に対し、教育費の融資を行っております(勤労者生活資金融資制度)。 中央労働金庫横須賀支店の協力を得ながら、今後も引き続き融資を行ってまいります。 従前より経済的理由により就学が困難な高校生に対し、就学を奨励するための奨学金を給付しています。学業成績や世帯の所得に一定の条件はありますが、コロナ禍にあっても市の奨学金制度については継続できるよう努めていきます。また、令和4年度からは、本市が設立した奨学金財団による、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ経済的理由により就学が困難な大学生対象の給付型奨学金の制度を開始したところです。
	葉山町	該当する制度がございません。 教育を受ける機会が家庭の経済状況に左右されないよう、義務教育におきましては就学援助により、高等教育におきましては高校生奨学給付金制度により教育に必要な経費について助成し、教育機会の保証に努めております。さらに、本町が実施する就学援助等の制度を広く周知するとともに、就学に係る経済的な課題がある相談者には、関連部署が連携して個別に町や国・県の就学支援制度を紹介する等、教育機会の保証に向け横断的に取り組んでおります。
湘南 地域労福協	藤沢市	回答なし
	茅ヶ崎市	回答なし
	寒川町	回答なし
西湘 地域労福協	平塚市	勤労者の生活の安定と向上を図るため、中央労働金庫と連携し自治体提携ローンによる生活資金の融資を行っております。今後も融資状況や勤労者のニーズを注視し、制度の検討を行ってまいります。
	秦野市	中央労働金庫と提携して自治体提携融資制度を設け、労働者向けの生活資金融資を行っております。また、令和4年度からは預託額を増額して金利を下げることにより、これまでよりも融資を受けやすい環境を整備しております。今後も、本市に居住する労働者の福祉の増進及び生活の安定に努めます。
	伊勢原市	引き続き、「自治体提携融資制度」の実施を継続していきます。
	大磯町	中央労働金庫に預託し、町内に居住する勤労者の生活の安定と向上のために生活資金を融資する「大磯町勤労者生活資金融資」制度を設けています。 昨今の情勢を見極めつつ、支援内容を引き続き検討してまいります。
	二宮町	中央労働金庫「自治体提携融資制度」に対するニーズを分析しながら、検討していきます。

小田原・足柄 地域労福協	小田原市	回答なし
	南足柄市	回答なし
	松田町	回答なし
	開成町	回答なし
	大井町	回答なし
	山北町	回答なし
	中井町	回答なし
	箱根町	回答なし
	真鶴町	回答なし
	湯河原町	回答なし
県中央 地域労福協	座間市	(産業振興課) 「自治体提携融資制度」については、利用実績や近隣市町の動向を注視しながら、市民の利便性等に即した制度となるよう検討していきます。 (就学支援課) 国による高等学校等就学支援金制度及び県による学費支援制度により、授業料等を支援する制度が整備されていることから、現状で御理解願います
	海老名市	(商工課) 融資制度の利用に関しましては、利率に左右されると考えておりますので、提携金融機関には低減利率を働きかけております。預託金については、近隣市と比べて高水準であることから、運用の拡大を図ることは現在考えておりません。 (就学支援課) 令和3年度から支給金額を下げ、支給できる人数の拡大を図りました。今後も同様の形で実施してまいります。
	大和市	(産業活性課) 市内在住の勤労者の福祉増進と生活安定を図るため、「勤労者生活資金融資制度」を設けており、平成30年度には利用限度額と返済期間の拡大を実施いたしました。 今後も引き続き近隣市の状況を注視し、必要に応じて制度の見直しを検討してまいります。 (学校教育課) 高等学校等への進学における家庭の経済的負担の軽減を図るため、給付型の奨学金制度を実施しており、すべての対象者に対して制度の周知を行っております。 現時点では、定員の拡大や成績要件の廃止などの改正をする予定はありませんが、近隣市の動向を注視し、より適切な支援になるよう努めてまいります。
	綾瀬市	(工業振興企業誘致課) 自治体提携融資制度につきましては、平成29年度より預託金を増額し、預託金に対する貸付枠を3倍協調から1倍協調に変更し貸付利率を引き下げることで利用者の負担軽減を図っております。また、利用しやすい制度とするため、貸付手続要件等を見直してまいります。 (学校教育課) 経済的な理由により、高等学校等での修学が困難な方に対し、給付型の奨学金を給付し、修学の奨励を図っております。 本制度では、一定の要件を満たした方を奨学生に認定し、奨学金の給付を行っておりますが、認定者の定員等は設けておりません。引き続き、認定者全員が給付を受けられるよう予算要求を行っております。また、今年度奨学金を受給している高校1・2年生に対し、来年度の申請書等を送付するとともに、市内中学校に在籍する3年生全員には奨学金制度のパンフレットを学校を通じて配付することで、制度の周知を図っております。
厚木愛甲 地域労福協	厚木市	回答なし
	愛川町	要請せず
	清川村	要請せず